経営事項審査申請の手引き

（経営規模等評価の申請・総合評定値の請求）

令和５年１月

青森県県土整備部監理課

この手引きは、青森県知事許可の建設業者を対象に、経営事項審査の申請手続を説明したものです。

他の都道府県又は国土交通大臣許可の建設業者については、各都道府県庁又は国土交通省各地方整備局へお問合せください。また、経営状況分析に関する事項は、登録経営状況分析機関へお問合せください。

目　　次

Ⅰ　経営事項審査制度について

1　経営事項審査とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　経営事項審査を申請できる条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3　審査基準日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4　有効期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
5　審査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅱ　経営事項審査申請について

1　経営事項審査の手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（1）申請手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（2）経営規模等評価手数料及び総合評定値請求手数料・・・・・・・・・・・・・5
2　経営状況分析の申請手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
3　経営規模等評価の申請手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（1）申請の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（2）申請時の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6～7
4　結果等通知書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
5　審査結果の公表について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
6　虚偽申請をした場合の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
7　申請書の入手方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
8　申請に必要な提出書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（1）申請書一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（2）確認書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9～12

Ⅲ　「技術職員名簿」等の内容確認について

1　内容確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
2　技術者登録について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
3　技術職員名簿等の内容確認と技術者登録の違いについて・・・・・・・・・・14
4　申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（1）内容確認の申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（2）申請の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（3）提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14～16

Ⅳ　申請書等の記入方法について

1　経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（２０００１帳票）・・・・・・・17
（項番０２～項番１９）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17～２０
2　工事種類別完成工事高（２０００２帳票）・・・・・・・・・・・・・・・・21
（完成工事高の記載に関する留意点）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
（項番３１～項番３４）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21～２２
3　技術職員名簿（２０００５帳票）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（項番８１～項番８２）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（２業種限定の考え方等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３～２５
（ＣＰＤ単位取得数）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６～２７
4　その他の審査項目（社会性等）（２０００４帳票）・・・・・・・・・・・・・28
（項番４１～項番６７）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８～３６

Ⅴ　資料・その他

1　工事経歴書の作成方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７～４０
2　建設工事の種類別に見た内容と例示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１～４２
3　完成工事高の積み上げについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３～４４
4　個人の建設業者の代替わりや法人成りについて・・・・・・・・・・・・・・・４５
5　建設工事における完成工事高の計上基準について・・・・・・・・・・・・・・４６
6　技術者制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
7　別表(1)指定学科（建設業法施行規則第１条）・・・・・・・・・・・・・・・４８
8　別表(2)有資格区分コードおよび評価点・・・・・・・・・・・・・・・・４９～５２
9　「建設機械抵当法施行令」に規定される建設機械・・・・・・・・・・・・・・５３
10　建設機械のリース契約に関する申出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
11　確認書類見本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５～１０６

青森県建設技術センター関係

職員の常勤確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０７
技術職員等の「常勤確認資料一覧」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０７
その他の常勤確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０８
技術者登録届出書等様式等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０９～１２３
技術職員名簿等　事前確認チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・１２４
名簿作成チェックフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２５

申請書類記入例

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２６～１３８

よくある質問（Ｑ＆Ａ）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３９～１４２

【問合せ先】

青森県庁　県土整備部　監理課　建設業振興グループ
〒０３０－８５７０　青森県青森市長島１－１－１　北棟３階
電話　０１７－７３４－９６４０
ＦＡＸ　０１７－７３４－８１７８

青森県庁ホームページ　https://www.pref.aomori.lg.jp
青森県建設業ポータルサイト　https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/
経営事項審査（ポータルサイト内）　https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/examination.html

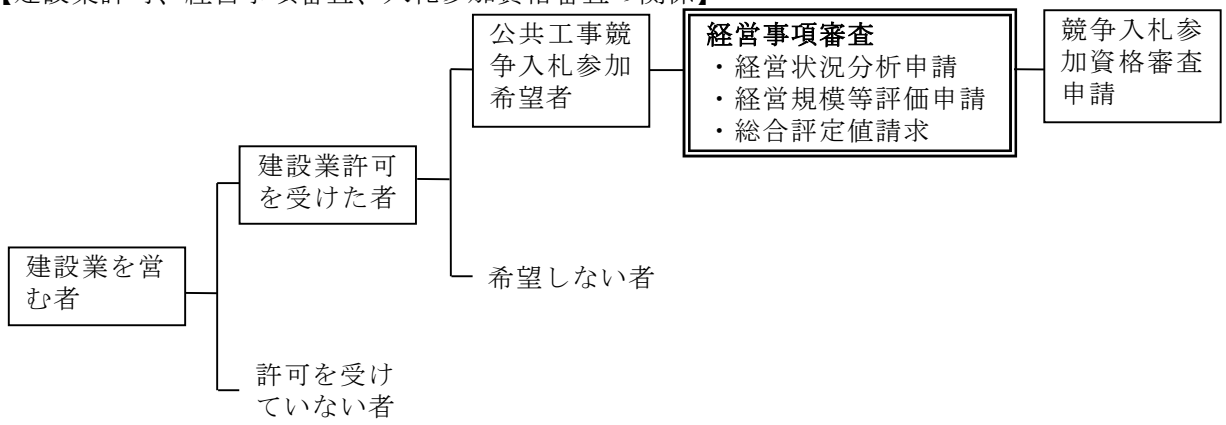
Ⅰ　経営事項審査制度について

１　経営事項審査とは

公共工事を適正に施工するためには、建設業者の施工能力等に応じて発注する必要がありますが、この施工能力等に関して、建設業者の経営規模、財務状況、技術力、社会性等の客観的な事項について、全国一律の基準で総合的に評価するための審査を『経営事項審査』といいます。

公共工事を元請で受注しようとする場合は、必ず経営事項審査を受けなければなりません。（建設業法第２７条の２３）

【建設業許可、経営事項審査、入札参加資格審査の関係】



２　経営事項審査を申請できる条件

経営事項審査を申請するには、次の条件に該当している必要があります。

（１）申請日までに建設業の許可を受けていること

（２）青森県知事許可業者であること

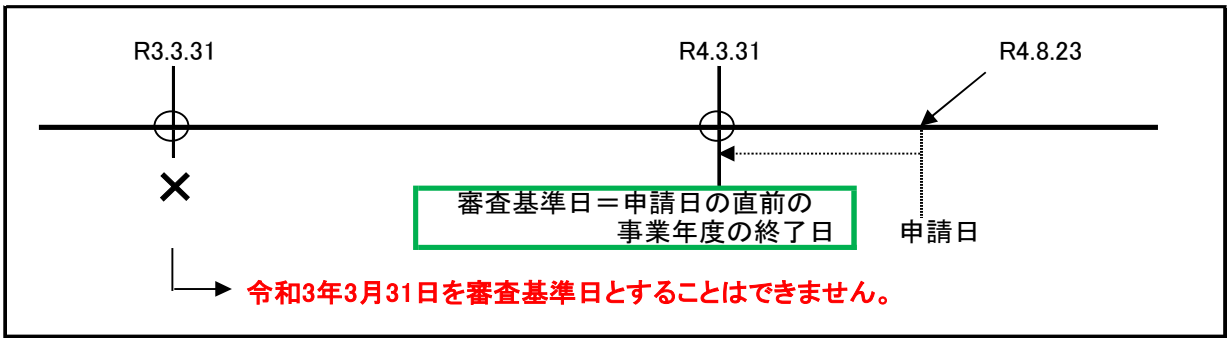
（３）許可申請後の変更事項（変更届出書）を提出していること

３　審査基準日

申請をする日の直前の事業年度終了の日（直前の決算日）が経営事項審査における審査基準日となります（合併又は営業権譲渡等の場合は、上記以外の日が審査基準日となる場合がありますので、事前にご相談ください。）。

審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、申請日時点において、直前の審査基準日を迎えている場合、その前の審査基準日での審査を受けることはできません。

【例　申請日が令和４年８月２３日で、決算日が３月３１日の場合】

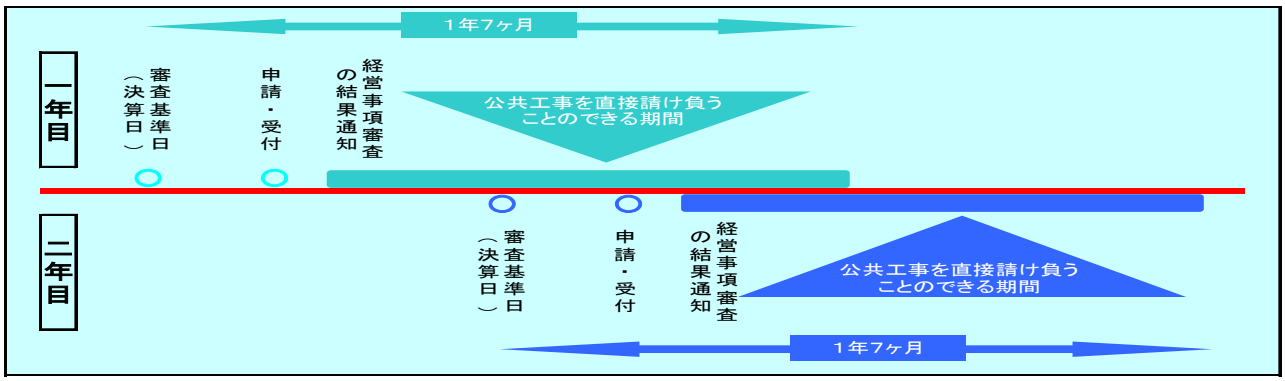


4　有効期間

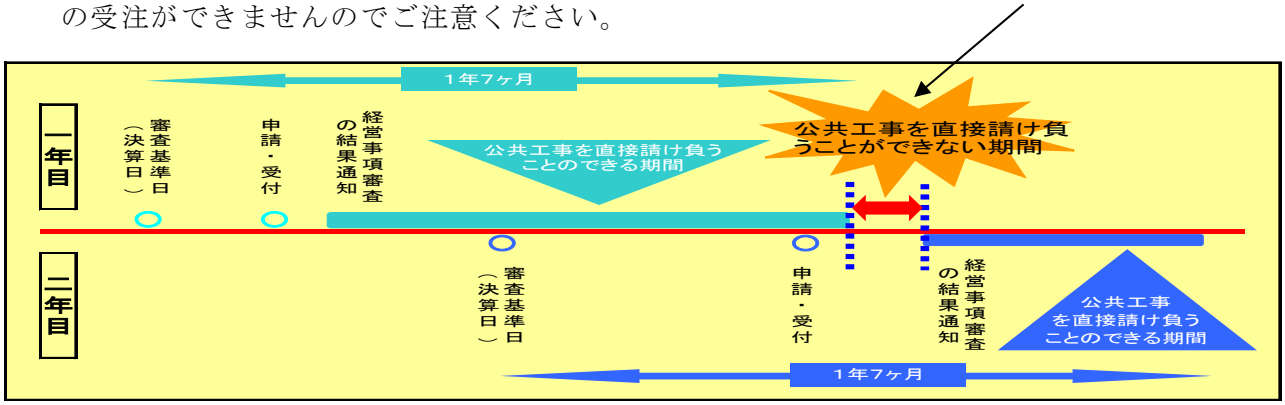
公共工事を受注（発注者と契約を締結すること）するには、発注者と契約を締結する日の１年７ヶ月前の日の直後の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、その結果通知書の交付を受けていることが必要です。（建設業法施行規則第１８条の２）

つまり、結果通知後、審査基準日から起算して１年７ヶ月までの間が有効期間です。（審査基準日が有効期間の日の起点となる点にご注意ください。）

有効期間を切れ目なく継続するためには、毎年決算日から７ヶ月以内に経営事項審査の結果通知書を受理する必要があります（３月決算の会社は遅くとも９月受審が目安。）。



下図のとおり有効な結果通知書を交付されていない間（下図の「空白期間」）は公共工事の受注ができませんのでご注意ください。



５　審査項目

次の「審査項目」のそれぞれの数値に基づき、一定の基準によりそれぞれの評点を算定し、次の算式により建設工事の種類ごとに総合評定値を算出します。

総合評定値（Ｐ）＝0.25Ｘ$_1$＋0.15Ｘ$_2$＋0.20Ｙ＋0.25Ｚ＋0.15Ｗ

【経営事項審査の審査項目一覧】

区分				審査項目	ウェイト	審査機関
総合評定値（Ｐ）	経営状況分析(Y)			① 純支払利息比率 ② 負債回転期間 ③ 売上高経常利益率 ④ 総資本売上総利益率 ⑤ 自己資本対固定資産比率 ⑥ 自己資本比率 ⑦ 営業キャッシュフロー（絶対額） ⑧ 利益剰余金（絶対額）	0.20	登録経営状況分析機関（P6参照）
	経営規模等評価	経営規模	(X$_1$)	① 工事種類別年間平均完成工事高	0.25	青森県
			(X$_2$)	① 自己資本額 ② 利払前税引前償却前利益	0.15	
		技術力(Z)		① 工事種類別技術職員数 ② 工事種類別元請完成工事高	0.25	
		その他の審査項目(W)		① 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ② 建設業の営業継続の状況 ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令遵守の状況 ⑤ 建設業の経理の状況 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	0.15	

Ⅱ　経営事項審査申請について

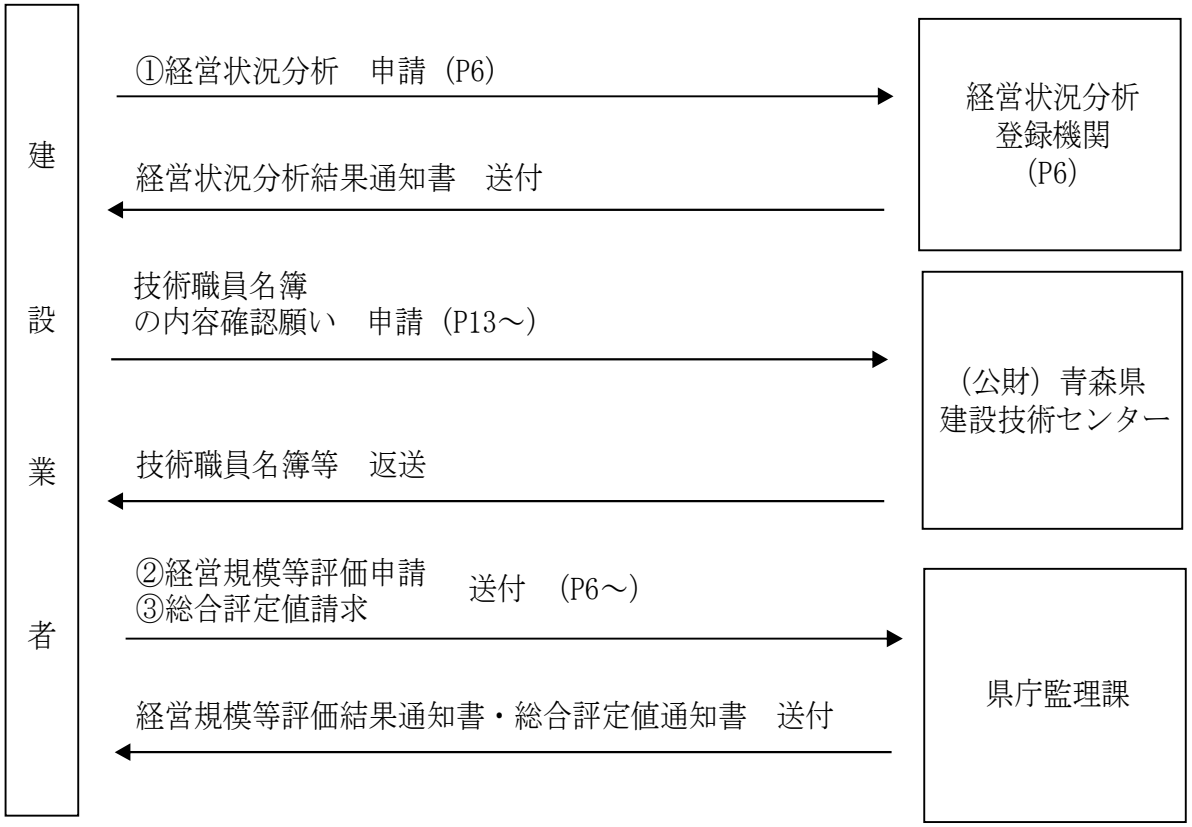
１　経営事項審査の手続について

（１）申請手続の流れ

経営事項審査は、「経営状況分析（Ｙ）」と「経営規模等評価（ＸＺＷ）」から成り立っています。

総合評定値（Ｐ）の通知を請求する場合は、事前に「経営状況分析（Ｙ）」を行い、経営状況分析結果通知書を受領している必要があります。

【申請手続の流れ】



②と③は同時に行うことができますので、できるだけ①の結果通知書受領後、②と③は同時に行ってください。なお、法律上は①と②のどちらを先に行ってもよいことになっていますが、①を先に申請してください。

（①②を先に受けており、③のみ後で請求する場合につきましては、P7 をご覧ください。）

（２）経営規模等評価手数料及び総合評定値請求手数料

下記〔手数料区分〕に従い、青森県収入証紙での納付となります。
（大臣許可業者は収入印紙での納付となります。）

【業種数別手数料一覧表】

業種数	①	②	③	業種数	①	②	③
1	11,000円	10,400円	600円	16	48,500円	44,900円	3,600円
2	13,500円	12,700円	800円	17	51,000円	47,200円	3,800円
3	16,000円	15,000円	1,000円	18	53,500円	49,500円	4,000円
4	18,500円	17,300円	1,200円	19	56,000円	51,800円	4,200円
5	21,000円	19,600円	1,400円	20	58,500円	54,100円	4,400円
6	23,500円	21,900円	1,600円	21	61,000円	56,400円	4,600円
7	26,000円	24,200円	1,800円	22	63,500円	58,700円	4,800円
8	28,500円	26,500円	2,000円	23	66,000円	61,000円	5,000円
9	31,000円	28,800円	2,200円	24	68,500円	63,300円	5,200円
10	33,500円	31,100円	2,400円	25	71,000円	65,600円	5,400円
11	36,000円	33,400円	2,600円	26	73,500円	67,900円	5,600円
12	38,500円	35,700円	2,800円	27	76,000円	70,200円	5,800円
13	41,000円	38,000円	3,000円	28	78,500円	72,500円	6,000円
14	43,500円	40,300円	3,200円	29	81,000円	74,800円	6,200円
15	46,000円	42,600円	3,400円				

【手数料の区分】

区　　分	手　数　料
①「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求」の場合 **＊申請書（様式二十五号の十四）の項番「05」申請等の区分が「1」**	**8,500円＋2,500円×業種数**
②「経営規模等評価の申請」の場合 ＊申請書（様式二十五号の十四）の項番「05」申請等の区分が「2」	8,100円＋2,300円×業種数
③「総合評定値の請求」の場合 ＊申請書（様式二十五号の十四）の項番「05」申請等の区分が「3」	400円＋200円×業種数

２　経営状況分析の申請手続について

ご不明な点等は、下記登録経営状況分析機関に直接お問合せください。

【登録経営状況分析機関（平成３０年４月現在）】

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	（一財）建設業情報管理センター	東京都中央区築地 2-11-24	03-5565-6194
2	（株）マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町 2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム（株）	長野県長野市田町 2120-1	026-232-1145
5	（株）九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町 22	095-811-1477
7	（株）北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条 4-8-1	011-820-6111
8	（株）ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田 2-5-24	028-649-0111
9	（株）経営状況分析センター	東京都大田区大森西 3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本（株）	山口県宇部市北琴芝 1-6-10	0836-38-3781
11	（株）ＮＫＢ	福岡県北九州市小倉北区重住 3-2-12	093-982-3800
22	（株）建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町 2-17-6	042-505-7533

登録経営状況分析機関については、国土交通省より公示されます。登録経営状況分析機関に関することにつきましては、登録を行う国土交通省総合政策局建設業課〔03-5253-8111(代表)〕までお問合せください。

なお、登録機関の事務所の連絡先一覧については、国土交通省ホームページ上で閲覧可能です。

ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

３　経営規模等評価の申請手続について

（１）申請の方法

申請は、下の宛先に申請書、確認書類及び返信用封筒を郵送してください。
書類を入れた封筒等には、「経営事項審査書類在中」と記載してください。
※郵送方法の指定はありません（郵便・レターパック・宅急便等いずれでも可）。
原則、到着順に受け付けます。

宛先：〒０３０－８５７０　青森市長島一丁目１－１
青森県県土整備部監理課建設業振興グループ

（２）申請時の注意事項

ア　経営規模等評価を申請（受審）する場合は技術職員名簿等の内容確認を、総合評定値も請求する場合は経営状況分析を確実に終了してから、申請及び請求をするようにしてください。経営状況分析を終えていなければ、受審できません。

イ　申請は、原則書類の郵送により受付します。書類持参による申請も受付しますが、対面での審査は行いません。

ウ　申請書２枚目の「連絡先」欄には、申請書の記載内容について説明できる方の名前を記載してください。なお、行政書士法により行政書士以外の者が業として申請手続を行うことはできません。

【総合評定値（Ｐ）の請求のみ行う場合】

ア　請求の方法

封筒に「総合評定値請求」と朱書きで記載の上、提出書類を３（１）と同じ宛先まで送付してください。総合評定値通知書は、概ね１週間程度で発送します。

イ　提出書類（総合評定値のみの請求の場合）

	項　　目	補　足　説　明
1	総合評定値請求書（正本及び副本）（電算用紙　20001 帳票）	正本・副本各１部を提出してください。
2	経営状況分析結果通知書（正本）	登録経営状況分析機関代表者印のあるもの。
3	経営規模等評価手数料証紙	Ａ４サイズの用紙に必ず貼付して提出してください（手数料はＰ５参照）。 県知事許可・・・県証紙
4	返信用封筒	Ａ４サイズ１部・・・１４０円切手貼付

４　結果等通知書について

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、概ね１ヶ月（３０日）を目安として発送します。ただし、申請内容に不備がある場合は、不備等が解消されるまでは審査が完了せず、通知書等の発送が遅れる原因になりますので注意してください。

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は再発行しませんので大切に保管してください。

万一、紛失してしまった場合には、結果通知書の「原本証明」の申し出を、監理課建設業振興グループへ行ってください（結果通知書の原本証明を申し出る日の１年７ヶ月前の日以降に審査基準日が含まれる結果通知書についてのみ申し出を行うことができます。）。

原本証明の申し出に際しては、「青森県建設業ポータルサイト」－「経営事項審査」内の「経営事項審査結果通知書の謄本の交付について」の項目をご覧ください。

５　審査結果の公表について

経営規模等評価結果通知書（総合評定値の請求があった場合は総合評定値通知書）について、競争参加者選定手続の透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から公表（閲覧）を行っています。

一般財団法人建設業情報管理センターのホームページ上で閲覧可能です。

ＵＲＬ：　http://www.ciic.or.jp

６　虚偽申請をした場合の取扱いについて

経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書、財務諸表、工事経歴書に虚偽の記載をして提出することは、建設業法に違反する行為であり、６ヶ月以下の懲役又は１００万円以下の罰金が科せられ、原則として３０日（監査を受けていた場合は４５日）の営業停止処分となります。

経営事項審査において報告、資料の提出を求められたにも関わらず、報告、提出をせず又は虚偽の報告、提出をした場合は、１００万円以下の罰金が科せられます。また、青森県の等級名簿に登載されている場合は、指名停止の対象となる場合があります。

７　申請書の入手方法

「青森県建設業ポータルサイト」から入手できます。「青森県建設業ポータルサイト」－「経営事項審査」内の「申請書様式等ダウンロード」の項目をご覧ください。

８　申請に必要な提出書類等

（１）申請書一式

（２）確認書類

（３）返信用封筒（申請書副本及び結果通知書返送用）

※封筒には、１４０円以上の切手を貼付し、送付先の住所を記入してください。
切手の金額に不足がある場合は、「不足分受取人払い」で発送します。

（１）申請書一覧　※正本（県用）副本（申請者控）各１部を提出してください。

	項　　目	補　足　説　明
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 （電算用紙　20001帳票）	経営規模等評価（ＸＺＷ）の申請のみ行う場合は、「総合評定値請求書」を傍線で消してください。 (P126～127記載例参照)
2	工事種類別完成工事高 （電算用紙　20002帳票）	(P128～131記載例参照)
3	技術職員名簿 （電算用紙　20005帳票）	（公財）青森県建設技術センターの収受印のある原本を提出してください。(P132記載例参照)
4	ＣＰＤ単位を取得した技術者名簿（様式第４号）	（公財）青森県建設技術センターの収受印のある原本を提出してください。 ※掲載者がいない場合は、作成及び添付不要 (P133記載例参照)
5	技能者名簿（様式第５号）	（公財）青森県建設技術センターの収受印のある原本を提出してください。 ※掲載者がいない場合は、作成及び添付不要 (P134記載例参照)
6	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第６号）	・詳細については、P32「項番５４　建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」を確認してください。 ※審査基準日が令和５年８月１４日以降の申請から適用 ※該当しない場合は、作成及び添付不要
7	その他の審査項目（社会性等） （電算用紙　20004帳票）	(P135記載例参照)
8	経営状況分析結果通知書	原本（電子データの場合はカラー印刷したもの）を提出してください。 ※総合評定値（Ｐ）を請求しない場合は不要
9	経営規模等評価手数料証紙	県知事許可・・・県証紙 Ａ４サイズの用紙に必ず貼付して提出してください。
10	建設機械の保有状況表	・項番６４「建設機械の所有及びリース台数」について、対象となる建設機械がある場合必ず提出してください。(P138記載例参照) ・確認書類については、P35「項番６４　建設機械の所有及びリースの台数」を確認してください。
11	建設業に従事するその他職員等確認票	（公財）青森県建設技術センターの収受印のある原本を提出してください。 申請書には綴らずに提出してください。(P136･137記載例参照)

・提出書類は上記の番号順に揃え、１～１０までをホチキスで左側２箇所留めてください。
１１については、申請書に綴らずに提出してください。

・副本は正本のコピーで構いません。

（２）確認書類一覧

※原則、確認書類は返送しません。

※確認書類は写しを提出してください。

○申請するすべての方が必要な書類です

項　　目	内　　容
建設業許可指令書	・現在取得しているものに関する全て ※指令書に記載された許可業種に、廃業した業種が含まれる場合は、当該廃業業種が示された指令書の写しを提出
建設業許可申請書の副本	・現在取得している許可に関する最新のもの ※表紙（所管の県民局の収受印が押印されたもの）及び様式第１号のみの提出でも可
変更届出書等	・現在取得している許可申請（更新）後、経審申請書項番７から１４までに係る事項を変更した場合、当該変更がわかるもの
決算等届出書	審査対象年度分の以下の書類 ・表紙（所管の県民局の収受印が押印されたもの） ・工事経歴書（様式第２号） ・直前３年の各事業年度における工事施工金額（様式第３号） ・貸借対照表（法人：様式第１５号　個人：様式第１８号） ・損益計算書（法人：様式第１６号　個人：様式第１９号） ※初めて受審する場合又は審査対象事業年度の直前の事業年度（基準決算の前期）に受審していない場合で、直前２年の平均完成工事高を選択するときは基準決算及び基準決算の前期の２年分、直前３年の平均完成工事高を選択するときは基準決算及び基準決算の前期・前々期の３年分
前年度の経営規模等評価申請書	・県の収受印があるもの ・申請書、申請書別紙１～３、ＣＰＤ単位を取得した技術者名簿、技能者名簿、建設機械保有状況表を提出
前年度の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	・完成工事高について３年平均を選択している場合は、前々年度分についても提出
契約書、請書及び注文書等（ＪＶとして行った工事がある場合は、契約書及び出資比率がわかる書面（協定書等））	・審査対象年度の工事経歴書に記載した工事のうち、業種ごと（その他工事も含む）に請負代金上位３件（元請・下請け問わず）の工事について提出 ・請負代金を確認できる書類がない場合は見積書や請求書、領収書、工事台帳 ・一式工事の下請がある場合は、見積書等工事の内容が分かる書類（一式工事以外の工事についても、工事経歴書の記載内容から疑義が生じた場合等には、追加で工事の内容が分かる書類の提示を求めることがあります。） ※初めて受審する場合又は審査対象事業年度の直前の事業年度に受審していない場合で、直前２年の平均完成工事高を選択するときは審査対象年度及び審査対象前年度の工事経歴書に記載された工事上位３件分、直前３年の平均完成工事高を選択するときは審査対象年度、審査対象前年度及び審査対象前々年度の工事経歴書に記載された工事上位３件分

【法人の場合】 法人税申告書別表１６（１）又は（２）他(P60～65参照)	・経営状況分析機関に提示したものと同様の書類（審査対象年度（基準決算）分） ・法人税申告書別表１６（４）、（６）、（７）も作成していれば提示
【個人の場合】 所得税青色申告決算書（一般用）又は収支内訳書（いわゆる白色申告書）（一般用） (P58･59参照)	
消費税確定申告書の控え （P66参照）	・審査対象事業年度（基準決算）分 ※初めて受審する場合又は審査対象事業年度の直前の事業年度（基準決算の前期）に受審していない場合で、直前２年の完成工事高を選択するときは基準決算及び基準決算の前期の２年分、直前３年の完成工事高を選択するときは３年分 ・税務署受付印又は作成した税理士押印のあるもの ・電子申告の場合は、受信通知（メール詳細）も併せて提出
消費税納税証明書（その１） （納付すべき税額が明示されているもの。０円の場合も同様に提示が必要。） (P67参照)	・電子納税証明書（ＰＤＦ形式）を印刷したものでも可 ・審査対象事業年度（基準決算）分 ※初めて受審する場合又は審査対象事業年度の直前の事業年度（基準決算の前期）に受審していない場合は、直前２年の完成工事高を選択するときは基準決算及び基準決算の前期の２年分、直前３年の完成工事高を選択するときは３年分 【免税事業者の方】 基準期間（個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度のことをいう。）の課税売上高（完成工事高）が１千万円以下の事業者の方は、その年又はその事業年度の課税資産の譲渡等について納税の義務が免除されます。該当する方でも消費税納税証明書（その１）が必要となります。

●該当する項番が「有」の方が必要な書類です

その他の審査項目（社会性等）を確認する資料（審査基準日において有効なもの）

※確認する項番（P27～29）電算用紙 20004 帳票の各項番に該当するときに必要な書類です。

項番	項　　目	内　　容
41	雇用保険加入を証明する資料 (P68～73参照) ◎のいずれかの書類を提出	審査基準日が属する期間の申告書及び領収証書を提示 （分割納付の場合は以下の期間の領収証書） 決算月が　４～　７月　－　第１期分 ８～１１月　－　第２期分 １２～翌３月　－　第３期分 ◎労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書及び領収証書 ◎労働保険事務組合加入の場合は労働保険料納入通知書及び領収証書
42	健康保険加入を証明する資料 (P74～76参照) ◎のいずれかの書類を提出	審査基準日が属する月分の保険料領収証書を提示 （例　審査基準日が令和3年12月31日→令和3年12月分の保険料領収証書を提示） ◎日本年金機構に加入の場合は、日本年金機構発行の保険料領収書 ◎全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）等に加入の場合は各保険組合の領収証書又は加入証明書
43	厚生年金保険加入の有無 (P74～76参照)	審査基準日が属する月分の日本年金機構発行の保険料領収書（例　審査基準日が令和3年12月31日→令和3年12月分の保険料領収証書を提示）
44	建設業退職金共済制度の加入を証明する資料(P77参照)	建設業退職金共済事業加入・履行証明書

45	退職一時金制度の導入を証明する資料または、企業年金制度の導入を証明する資料 (P78～85参照) ◎のいずれかの書類を提出	◎中小企業退職金共済事業本部加入証明書 ◎特定退職金共済の加入を証明するもの ◎労働基準監督署の受付印がある就業規則、退職金規程、労働協約の写し ◎厚生年金基金加入証明書、基金の発行する領収書 ◎確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書 ◎確定給付企業年金について、基金型に加入している場合は企業年金基金の発行する加入証明書、規約型に加入している場合は資産管理運用機関の発行する加入証明書
46	法定外労働災害補償制度の加入を証明する資料 (P86～89参照) ◎のいずれかの書類を提出 ※工事に係る第三者賠償責任補償保険への加入は入札参加資格に関係する項目であり、経営事項審査の加点対象ではありませんので、ご留意ください。	◎建設労災補償共済制度加入証明書 ◎（一社）全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書 ◎（一社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面 ◎保険会社の法定外労働災害補償制度の加入を証明する資料 ◎中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者が提供する補償制度への加入を証明する書面 **【以下の要件を全て満たしているものが対象です。書面に記載があるかご確認ください。】** ①業務災害と通勤災害（通勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とすること ②直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること ③労働者災害補償保険の傷害等級第１級から第７級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付の基因となった災害のすべてを対象とすること
51	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況（えるぼし認定）	◎基準適合一般事業主認定通知書
52	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況（くるみん認定）	◎基準適合一般事業主認定通知書
53	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況（ユースエール認定）	◎基準適合事業主認定通知書
54	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	（様式第６号）建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書
56	民事再生法又は会社更生法の適用	手続の開始又は終結決定を受けたことを証する書面
57	防災協定の締結を証明する資料 (P90 参照) ◎のいずれかの書類を提出	◎国、特殊法人等または地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、その防災協定 ◎社団法人等の団体が国、地方公共団体等との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書や証明書等）
60	監査の受審状況を証明する資料 (P91～98 参照) ◎のいずれかの書類を提出	◎監査報告書 ◎会計参与報告書 ◎経理処理の適正を確認した旨の書類
63	研究開発費の額を証明する資料 (P99 参照) ◎のいずれかの書類を提出	◎有価証券報告書（２年分） ◎注記表（２年分）

64	建設機械の所有及びリースの台数 (P35, 53･54, 100～103, 138, 141･142参照) ①と②両方の書類を提出	①売買契約書又はリース契約書（リース契約の場合は審査基準日から１年７ヶ月以上の契約期間であること。） ②特定自主検査記録表（審査基準日以前１年以内に行っているもの） 移動式クレーンの場合は、移動式クレーン検査証 ダンプ車の場合は、自動車検査証 ※審査対象年度内に新車で購入した場合は、②の代わりに「特定自主検査実施時期証明書」を提出してください。
65	エコアクション２１の認証	（一財）持続性推進機構によって認証を受けていることを証明する書類（認証・登録証） ※認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店等に限られている場合は認められません。
66	ＩＳＯ９００１の登録	審査登録機関によって登録を受けていることを証明する書類（登録証及び付属書） ※登録範囲に建設業が含まれていること。会社単位であること。一部の支店等に限られている場合は認められません。
67	ＩＳＯ１４００１の登録	

Ⅲ　「技術職員名簿」等の内容確認について

「技術職員名簿」等の内容確認と技術者登録は、それぞれ別の手続ですので、ご留意ください。

１　内容確認について

「技術職員名簿」、「ＣＰＤ単位を取得した技術者名簿」、「技能者名簿」及び「建設業に従事するその他職員等確認票」は、経営事項審査の前に、必ず（公財）青森県建設技術センターで内容確認を終えるようにしてください。

収受印が押印された「技術職員名簿」等が返送されるのは、概ね１ヶ月後です。また、内容確認が集中する時期はそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請をしてください。

【「ＣＰＤ単位を取得した技術者名簿（様式第４号）」について】

技術職員名簿に掲載できない技術者がＣＰＤ単位を取得している場合は、作成してください（詳細は P30, 133 参照）。

掲載者がいない場合は、作成及び内容確認は不要です。

【「技能者名簿（様式第５号）」について】

技能者に該当する者がいる場合は、作成してください（詳細は P30･31, 134 参照）。

掲載者がいない場合は、作成及び内容確認は不要です。

【「建設業に従事するその他職員等確認票」（青森県独自様式）について】

県に入札参加資格申請をする予定の方

経理資格保有職員数（項番６１、６２）の確認及び県入札参加資格審査に使用します。

「建設業に従事するその他職員等確認票（県に指名願を出す予定が**ある**方 P115･136）」の様式を使用し、内容確認を受けてください。

※県に入札参加資格申請をする予定の大臣許可業者の方も提出してください。

県に入札参加資格申請をする予定のない方

経理資格保有職員数（項番６１、６２）の確認に使用します。

「建設業に従事するその他職員等確認票（県に指名願を出す予定が**ない**方 P116･137）」の様式を使用し、内容確認を受けてください。

【建設業に従事するその他職員とは】

技術職員、技術者及び技能者以外の建設業に従事する使用人と常勤の役員（監査役、兼業事業に従事する使用人は除く。）のことです。

２　技術者登録について（県入札参加資格申請に必要）

県内建設業者で県に入札参加資格申請を行っている方又は申請予定の方は、入札参加資格を申請する業種の技術職員について、技術者登録又は登録内容の変更の手続が必要です。

技術者情報の一元管理を委託している（公財）青森県建設技術センターに登録がなければ、所属技術者と認められませんので、資格の変更や新規雇用技術者等の異動等に伴う変更届は速やかに行ってください。

3　技術職員名簿等の内容確認と技術者登録の違いについて

【技術職員名簿等の内容確認】　…　経営事項審査申請の際に必要な手続

・審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者が対象

・審査基準日現在の状況で年一回確認

【技術者登録】　……　県入札参加資格申請の際に必要な手続

・登録する日以前に３ヶ月以上の直接的かつ恒常的雇用関係がある者が対象

・技術職員の異動が発生する度に手続を行う

技術者登録と経営事項審査に係る技術職員等の内容確認は別々のものであり、技術者登録は青森県に入札参加資格の申請をしている方のみ行うものです（国及び市町村の入札参加資格申請とは関係ありません。）。

また、経営事項審査の内容確認を行っても技術者登録されているわけではありません。

青森県に入札参加資格申請を行っている方又は申請予定の方は、技術者登録と経営事項審査に係る技術職員の内容確認の両方を行ってください。

4　申請について

（１）内容確認の申請方法

（公財）青森県建設技術センター宛に郵送又は持参してください（持参した場合は、受付後順番での処理になります。）。

宛先：〒０３０－０８２２　青森市中央三丁目２１－９
公益財団法人　青森県建設技術センター

ＴＥＬ：０１７－７１８－４１８１（直通）　ＦＡＸ：０１７－７７７－６６４６
ＴＥＬ：０１７－７７７－６５４５（代表）

（２）申請の時期

経営規模等評価を申請する約１ヶ月前までに行ってください。

できるだけ審査基準日を過ぎて他へ技術者が異動になる前に申請するようにしてください。

（３）提出書類

併せて P107「職員の常勤確認について」をご参照いただき、申請について不明な点がありましたら（公財）青森県建設技術センターへお問合せください。提出前に P124「技術職員名簿等（経営事項審査時提出）事前確認チェックリスト」により確認の上、提出してください（チェックリストも同封してください。）。

	提　出　書　類	内 容 ・ 補 足 説 明
1	技術職員名簿等内容確認願	
2	技術職員名簿（２部）	返送されたもの（原本）を提出書類として「経営規模等評価申請書」に添付してください。 申請書副本には、写しを添付してください。
3	ＣＰＤ単位を取得した技術者名簿（２部）	
4	技能者名簿（２部）	
5	建設業に従事するその他職員等確認票（２部）	返送されたもの（原本）を申請書に添付し、提出してください。

6	常勤確認資料 ※技術職員名簿・ＣＰＤ単位を取得した技術者名簿・技能者名簿・その他職員等確認票（経理資格保有職員名簿・その他職員名簿）に掲載されている者に係るもの	**【原則として、以下の書類の写しを毎年全員分提出してください（詳細はP107参照）。】** ①雇用保険被保険者資格喪失届 （個人番号（マイナンバー）が記入されている場合、黒塗り（原本に付箋紙を貼ってコピー等）したもの） ②社会保険の標準報酬決定通知書 ③（法人の場合）履歴事項全部証明書
7	**【技術職員名簿に記載している者の資格を証明する資料】** 以下の書類の写しを全員分提出してください。 **※提出書類７の①～⑤については、前年度の名簿に記載した資格と今回記載した資格が同一である場合、提出不要です。**	
	①卒業証書及び実務経験証明書　※	別表（１）(P48)に掲げる学科を修めて高等学校を卒業した後５年以上又は大学を卒業した後３年以上の実務経験がある方（建設業法第７条第２号イ）
	②実務経験証明書　※	１０年以上の実務経験がある方 （建設業法第７条第２号ロ） ※（公財）青森県建設技術センターの収受印が押されている実務経験証明書がある場合は、当該証明書を提出してください。
	③合格証明書・免状等　※ （及び実務経験証明書）	別表（２）(P49～52)に掲げる国家資格等がある方（建設業法第７条第２号ハ、同法第１５条第２号イ、同法施行令第２８条） ※監理技術者補佐として掲載する場合は、主任技術者資格を証明する書類及び１級の第一次試験合格証明書の両方を提出してください。
	④大臣の認定証　※	国土交通大臣が能力があると認めた方 （建設業法第１５条第２号ハ）
	⑤能力評価（レベル判定）結果通知書　※	レベル３技能者又はレベル４技能者の方
	⑥「監理技術者講習」受講を示す資料 ・監理技術者資格証及び監理技術者講習受講修了証	「１級技術者」のみ対象 大臣認定者は対象外
	⑦「登録基幹技能者講習」受講を示す資料 ・登録基幹技能者講習終了証	登録基幹技能者講習を行う者として国土交通省に登録された団体が実施する講習（更新講習含む）を受講し、基準日時点で有効な修了証の交付を受けている場合のみ対象
8	技術者が取得したＣＰＤ単位数を証明する資料 ・ＣＰＤ単位取得実績証明書	監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、１級技士補又は２級技士補が、審査基準日以前１年間に取得したＣＰＤ単位数が評価対象
9	レベル向上等を確認する書類 ・能力評価（レベル判定）結果通知書 （P105参照）	審査基準日以前３年間に、建設キャリアアップシステムにおいて、レベルが１以上向上し、レベル２以上になった者が評価対象 ※前年度の内容確認から「レベル」及び「判定日」に変更がない場合は、提出不要です。
10	技能者の在籍を確認する書類 ・作業員名簿（P142 Q21参照）	技能者名簿を作成した場合は提出

11	**【建設業に従事する経理資格保有者の資格を証明する資料】**（詳細はP34参照）	
	①登録証明書（日本公認会計士協会が発行したもの）	公認会計士又は税理士であって、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して１年を経過しない方 ※公認会計士又は税理士として登録されている方が対象です。
	②登録事項証明書（日本税理士会連合会が発行したもの）	
	③国土交通大臣が指定する研修を受講したことを証明する書類	公認会計士又は税理士であって、国土交通大臣が指定する研修を経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した方 ※公認会計士又は税理士として登録されている方が対象です。
	④合格証	１級又は２級の登録経理試験に平成２９年３月３１日以前に合格した方及び合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しない方
	⑤登録経理講習修了証	１級又は２級の登録経理試験合格者のうち、登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しない方
12	返信用封筒（１部）	１２０円切手を貼付・返信先の住所を記入

Ⅳ　申請書等の記入方法について

申請書への記入は、黒のペン又はボールペン（タイプ等も可）を使用してください。
記載例（P126～138）と併せてご覧ください。

１　経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書　（２０００１帳票）

「申請者」欄

申請時の所在地、商号名称を記載します（ゴム印も可）。

代理で申請を行う者がいる場合は、「申請者」の欄に「代理人　住所　氏名」を併記してください。

代理で申請書又は財務書類等を作成した者がいる場合は、その者の氏名も記載してください。この場合は、作成に係る委任状（写し可、任意様式）を添付してください。

行政書士が代理申請する場合は、委任状を添付し、行政書士法施行規則第９条第２項に基づく職印の押印をしてください。

（「青森県建設業ポータルサイト」－「経営事項審査」内の「行政書士による代理申請等について」を参照してください。ご不明な点は青森県行政書士会にお問合せください。）

なお、行政書士でない者（行政書士会に加入していない公認会計士・税理士・行政書士の補助者又は商工会等が該当）が業として書類の作成、提出を行うことは、行政書士法に違反する行為であり、罰則の対象となります。

項番 ０２「申請時の許可番号」

現在２以上の建設業の許可を受けている場合で、許可を受けた年月日が複数ある場合は、そのうち最も古いものを記入します。

許可年月日は有効期間の始まりの日を記入します。

青森県知事許可業者は知事コードに「０２」を記入します。

項番 ０３「前回の申請時の許可番号」

前回の申請時の許可番号と今回申請時の許可番号が異なる場合にのみ記入します。許可の更新等により、許可年月日のみ異なる場合は記入不要です。

項番 ０４「審査基準日」

審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了日を記入します（合併の日や法人設立日となる場合もあります。）。

項番 ０５「申請時の区分」

コード	申請書の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

項番 ０６「処理の区分」

左欄は、次の表の分類に従い該当するコードを記入します。

コード	処理の種類
００	１２ヶ月ごとに決算を完結した場合 （例）令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの事業年度について申請する場合
０１	６ヶ月ごとに決算を完結した場合 （例）令和３年１０月１日から令和４年３月３１日までの事業年度について申請する場合

０２	商業登記法の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他１２ヶ月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例１)合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和３年１０月１日に当該組織変更の登記を行った場合で令和４年３月３１日に終了した事業年度について申請する場合 (例２)申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和３年３月３１日に終了した場合で事業年度の変更により令和３年１２月３１日に終了した事業年度について申請する場合 (例３)個人事業者の事業承継や法人化を行った場合
０３	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例)令和３年１０月１日に会社を新たに設立した場合で令和４年３月３１日に終了した最初の事業年度について申請する場合
０４	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度終了の日より前の日に申請する場合 (例)令和５年１０月１日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和５年３月３１日）より前の日（令和４年１１月１日）に申請する場合

右欄は通常は空欄ですが、次の分類のいずれかに該当する場合は、この分類に従い、該当するコードを記入します。

コード	処 理 の 種 類
１０	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
１１	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
１２	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
１３	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
１４	申請者について会社更生手続き開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
１５	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請するとき
１６	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請するとき
１７	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請するとき
１８	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度終了の日を審査基準日として申請するとき
１９	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
２０	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度終了の日より前の日に申請するとき
２１	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
２２	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

項番　0 7「法人又は個人の別」

法人・個人の別を記入します。申請者が法人の場合には、「資本金額又は出資総額」及び「法人番号」を記入します。個人の場合は「資本金額又は出資総額」及び「法人番号」欄の記入は必要ありません。

項番　0 8「商号又は名称のフリガナ」

カタカナで記入し、濁音又は半濁音を表す文字については ギ 又は パ のように１文字として記入します。法人の種類を表す文字（（株）（有）など）のフリガナは記入しません。

項番　0 9「商号又は名称」

法人の種類を表す文字については、次の表の略号を用います。

例：（株）青森建設

種　　類	略　号	種　　類	略　号
株式会社	(株)	合同会社	(合)
特例有限会社	(有)	協同組合	(同)
合名会社	(名)	協業組合	(業)
合資会社	(資)	企業組合	(企)

項番　1 0「代表者又は個人の氏名のフリガナ」

カタカナで姓と名の間に１カラム空けて記入し、濁音又は半濁音を表す文字については ギ 又は パ のように１文字として記入します。例：ギジュツ□タロウ

項番　1 1「代表者又は個人の氏名」

申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、姓と名の間を１カラム空けて記入します。例：技術□太郎

項番　1 2「主たる営業所の所在地市区町村コード」

コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名
０２２０１	青　森　市	０２３２１	鰺ケ沢町	０２４１１	六ケ所村
０２２０２	弘　前　市	０２３２３	深　浦　町	０２４１２	おいらせ町
０２２０３	八　戸　市	０２３４３	西目屋村	０２４２３	大　間　町
０２２０４	黒　石　市	０２３６１	藤　崎　町	０２４２４	東　通　村
０２２０５	五所川原市	０２３６２	大　鰐　町	０２４２５	風間浦村
０２２０６	十和田市	０２３６７	田舎館村	０２４２６	佐　井　村
０２２０７	三　沢　市	０２３８１	板　柳　町	０２４４１	三　戸　町
０２２０８	む　つ　市	０２３８４	鶴　田　町	０２４４２	五　戸　町
０２２０９	つがる市	０２３８７	中　泊　町	０２４４３	田　子　町
０２２１０	平　川　市	０２４０１	野辺地町	０２４４５	南　部　町
０２３０１	平　内　町	０２４０２	七　戸　町	０２４４６	階　上　町
０２３０３	今　別　町	０２４０５	六　戸　町	０２４５０	新　郷　村
０２３０４	蓬　田　村	０２４０６	横　浜　町		
０２３０７	外ヶ浜町	０２４０８	東　北　町		

項番　1 3「主たる営業所の所在地」

上記の**項番１２**で記入した市区町村コードによって表される市町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については―（ハイフン）を用いて記入します。例：長島1－1－1

項番　1 5「許可を受けている建設業」

申請（又は請求）時に許可を受けている建設業について、一般は「１」、特定は「２」を記入します（審査基準日時点ではありません。）。

項番 1 6「経営規模等評価等対象建設業」

評価を受ける業種に「９」を記入します。総合評定値のみ請求する場合は、経営規模等評価の結果の通知を受けたものの中から、今回請求する業種を選択し記入します。

※廃業した業種に係る経営事項審査申請はできません。経営事項審査**申請中**に、評価を受ける予定の（項番１６に「９」を記入した）業種の許可を廃業した場合は、監理課へご連絡をお願いします（経営事項審査申請前又は結果通知書受領後に廃業した場合は、不要です。）。

項番 1 7「自己資本額」

審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額（貸借対照表における純資産合計の額）又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入します。

「審査対象」のカラムには、基準決算は「１」を、２期平均は「２」を記入します。

平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び基準決算の前期決算における自己資本の額をそれぞれ記入します。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てます。

数字にマイナスが生じた場合は数字の前に「㊀」を記入します。

※決算期変更がある場合は、以下のようになります。

【例１】令和４年３月３１日決算から令和４年６月３０日に変更（基準決算の場合）

基準決算…令和４年４月１日～令和４年６月３０日における自己資本の額を記入する。

【例２】令和４年３月３１日決算から令和４年６月３０日に変更（２期平均の場合）

基準決算…令和４年４月１日～令和４年６月３０日

基準決算の前期決算…令和３年４月１日～令和４年３月３１日

における自己資本の額を記入し、平均を算出する。

項番 1 8「利益額（２期平均）」

審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入します。

表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における「営業利益の額」及び「減価償却実施額」をそれぞれ記入します。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示します。

数字にマイナスが生じた場合は数字の前に「㊀」を記入します。

※決算期変更がある場合・・・工事種類別完成工事高の計算例（P130･131）と考え方は同じですので、計算例を参考にしてください。

項番 1 9「技術職員数」

審査基準日における技術職員の数を記入し、別紙二：技術職員名簿（２０００５帳票）で記入した技術職員の人数の合計と一致させてください。

技術職員は、審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されている建設業に従事する職員及び常勤の役員（個人の場合は事業主）で、一定の資格又は要件を満たした者が認められます。

例えば給料が日給の場合でも雇用期間に限定がなく、月２０日程度、１年を通して勤務する者の数を記入します。

※アルバイト、パート、契約社員、法人の役員の監査役及び会計参与は認められません。

（本手引きの P13 及び P107･108 も併せてご覧ください。）

２　工事種類別完成工事高（２０００２帳票）

【項番 3 2及び項番 3 3完成工事高の記載に関する留意点】

・完成工事高は消費税抜きで記入します（免税業者は消費税込みで記入。）。
・千円未満の端数を切り捨てて記載してください。
・評価を受ける業種に実績がない場合でも、空欄にせず、必ず「０」を記入してください。
・その他の工事に実績がない場合でも、空欄にせず、必ず「０」を記入してください。
・一つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を、２以上の種類に分割又は重複計上することはできません。
・許可を受けている業種のうち、経営事項審査の申請を行わない業種の完成工事高を申請業種の完成工事高に含める方法（いわゆる「積み上げ」）につきましては、P43･44 をご参照ください。
・除雪、草刈、剪定、点検等の業務委託、建売住宅の販売及び自社建物の建設等については、請負契約による建設工事に該当しないため、完成工事高には計上できません。兼業事業売上高へ計上します。
・原則、一つの契約が建設工事に当たるのか業務委託契約に当たるのかをもって判断します。
ただし、除染業務委託契約において、重機等を用いた表土の除去及び客土・圧密などの建設工事の施工が含まれる場合であって、当該施工に係る業務の実質が建設工事の請負とみなしうるときは、契約金額のうち建設工事と認められる部分について完成工事高に計上することができる場合があります（内容が分かる資料が必要となります。）。建設工事と認められない部分は、兼業事業売上高へ計上します。

項番 3 1 「事業年度」

工事種類別完成工事高は、直前２年の平均完成工事高又は直前３年の平均完成工事高のいずれかを選択できます。計算基準の区分のカラム内に対応するコード（１又は２）を必ず記入します。

６ヶ月決算、決算日変更等により１２ヶ月に満たない場合は、その不足月数を当該決算の前期の決算から算入して１２ヶ月に換算します。

項番 3 2 「業種コード」

評価を受ける業種について、次のコード表により必ず記入します。

なお、下記の３業種を申請する場合は、それぞれに対応する内訳の工事を記入します。完成工事高又は元請完成工事高が「０」であっても、必ずペアで記入します。

土木一式工事（010）　→プレストレストコンクリート構造物工事（011）
とび・土工・コンクリート工事（050）→法面処理工事（051）
鋼構造物工事（110）　→鋼橋上部工事（111）

※プレストレストコンクリート（PC）と、プレキャスト鉄筋コンクリート（PCa）を混同しないようご注意ください。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
０１０	土木一式工事	１００	タイル・れんが・ブロック工事業	２００	機械器具設置工事
０１１	プレストレストコンクリート構造物工事	１１０	鋼構造物工事	２１０	熱絶縁工事
０２０	建築一式工事	１１１	鋼橋上部工事	２２０	電気通信工事
０３０	大工工事	１２０	鉄筋工事	２３０	造園工事
０４０	左官工事	１３０	舗装工事	２４０	さく井工事

０５０	とび・土工・コンクリート工事	１４０	しゆんせつ工事	２５０	建具工事
０５１	法面処理工事	１５０	板金工事	２６０	水道施設工事
０６０	石工事	１６０	ガラス工事	２７０	消防施設工事
０７０	屋根工事	１７０	塗装工事	２８０	清掃施設工事
０８０	電気工事	１８０	防水工事	２９０	解体工事
０９０	管工事	１９０	内装仕上工事		

「工事種類別完成工事高」

項番３１で記入した各審査対象事業年度毎の工事種類別完成工事高を記入します。

ただし、３年平均を選択した場合は、審査対象事業年度の直前２年の工事種類別完工高の合計を２で除した数値を記入します。

不足月数に対応する完成工事高は、当該決算の前期の決算の完成工事高を月数で按分して算入し、その処理によってズレが生じる部分はそれぞれ按分して調整してください。

「完成工事高計算表」の欄は項番３１で記入した各審査対象事業年度毎の完成工事高を記入します。按分した場合は、余白や別紙により計算方法を明確に記載してください。

なお、最も古い事業年度の完成工事高については、次式によります。

【最も古い事業年度の完成工事高×（２４ヶ月又は３６ヶ月－他の事業年度に含まれる月数）÷最も古い事業年度に含まれる月数】

「元請完成工事高」

完成工事高のうち、元請完成工事高について記入します。

項番 3 3 「その他の工事」

審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高を記入します。

また、工事種類別完成工事高用紙が複数枚になる場合は、最終ページの「その他の工事」のカラムにのみ金額を記入します。

なお、その他の工事に係る実績がない場合にも、カラムに「０」を必ず記入します。

項番 3 4 「合計」

項番３２及び項番３３に記入した完成工事高の合計を記入します。

ただし、項番３２の「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」及び「鋼橋上部工事」に係る完成工事高については、それぞれ「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」及び「鋼構造物工事」に係る完成工事高の内書きであるため、合計の計算から除外します。

工事種別完成工事高の用紙が複数枚になる場合は、最終ページの「合計」のカラムにのみ金額を記入します。

審査する工事の種類が４種類を超える場合は、２枚以上の本用紙を使用してください（２枚目からはコピー可）。

また、用紙ごとに契約後ＶＥ（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式）に係る工事の完成工事高について、契約後ＶＥによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入してください。

３　技術職員名簿（２０００５帳票）

この名簿は、審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的雇用関係がある技術職員（建設業法施行規則第１８条の３第２項第１号、第２号又は第３号に該当する者）全員について記入してください。

なお、一人の技術職員につき、技術職員として申請できる建設業の種類は２つ以内です。

項番 8 1 「頁数」

技術職員名簿の枚数を通し番号で必ず記入します。

項番 8 2 「業種コード」

技術職員の数の算出において、対象とする建設業の種類を下記から２つ以内で選び該当するコードを記入します。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
０１	土木一式工事	１１	鋼構造物工事	２１	熱絶縁工事
０２	建築一式工事	１２	鉄筋工事	２２	電気通信工事
０３	大工工事	１３	舗装工事	２３	造園工事
０４	左官工事	１４	しゆんせつ工事	２４	さく井工事
０５	とび・土工・コンクリート工事	１５	板金工事	２５	建具工事
０６	石工事	１６	ガラス工事	２６	水道施設工事
０７	屋根工事	１７	塗装工事	２７	消防施設工事
０８	電気工事	１８	防水工事	２８	清掃施設工事
０９	管工事	１９	内装仕上工事	２９	解体工事
１０	タイル・れんが・ブロック工事	２０	機械器具設置工事		

【２業種限定の考え方】

現行で評価対象となっている業種の中から任意の２つを選択できます。

１つの資格で評価対象から２つ選択する方法、２つの資格からそれぞれ１つずつ選択する方法のどちらも適用されます。

（例）技術者Ａ（１級土木施工管理技士と１級電気工事施工管理技士を保持）と技術者Ｂ（２級造園施工管理技士を保持）の２名が在籍している場合

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
A	１級土木	◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎									◎			◎
A	１級電気								◎																					
B	２級造園																							◎						

技術者ごとに２業種まで選択する

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
Aの選択(例)	◎							◎																					
Bの選択(例)																							◎						

※重複が制限されるのは、経営事項審査に係る技術力（Ｚ点）の評価部分であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない主任技術者等については、従来通り１人の技術者が複数の資格を持っていれば、複数の業種で主任技術者等になることができます。

なお、評価対象となる技術者を記入しなかった業種であっても、建設業許可を有し、工事の施工にあたり技術者を配置できる業種については、経営事項審査を申請することができます。

「有資格区分コード」

技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて、別表(2)【有資格区分コードおよび評価点】（P49～52 参照）の分類に従い該当コードを記入します。

「資格区分」欄に「（附則第４条該当）」と記載のあるコードは、改正省令施行の際、現にとび・土工工事業の技術者資格を有する者が、解体工事業の技術者要件に関する経過措置として令和３年６月３０日まで解体工事業の技術者とみなされていた場合に使用します。

なお、審査基準日が令和３年７月１日以降の申請では、業種コード「２９（解体）」を選択する場合に限り、末尾がアルファベットの有資格区分コードを使用することはできません。審査基準日が令和３年７月１日以降の申請において附則第４条に該当する技術者を解体工事業の技術者として掲載する場合は、「解体工事に関する実務経験が１年以上あること」又は「登録解体工事講習を受講したこと」を証明したうえで、末尾が数字の有資格区分コードを使用してください。

（参考例）

・平成２８年６月１日時点で既に１級土木施工管理技士の資格を有している場合→「１１Ｃ」
・平成２８年６月１日以降に同資格を取得した場合　→「１１３」
・平成２７年度以前に同資格を取得した者が登録講習の修了又は解体工事について１年以上の実務経験を有した場合　→「１１３」

※解体工事業の技術者となる要件を満たしている場合は、（公財）青森県建設技術センターへ登録解体工事講習修了証又は実務経験証明書を提出してください。

【登録基幹技能者】

登録基幹技能者である場合は、有資格区分コード「０６４」を記入します。

＜登録基幹技能者とは＞

建設産業において生産性の向上、品質の確保を図るため、建設現場において中核的役割を担う者で、登録基幹技能者講習を行う団体として国土交通省に登録された団体が実施する技能者講習（更新講習を含む。）を受講し、基準日時点で有効な登録基幹技能者講習修了証の交付を受けている者

なお、主任技術者の要件とは異なりますので、主任技術者の要件を満たさない場合でも、建設業法施行規則第１８条の３第２項第２号の登録基幹技能者講習を修了した者として登録基幹技能者講習修了証の交付を受けている場合は、技術職員として認められます。

※登録基幹技能者講習については、各実施機関にお問合せください。

登録基幹技能者講習を実施している機関

http://www.mlit.go.jp/common/001113025.pdf（国土交通省ＨＰ）

【レベル３技能者、レベル４技能者】

レベル３技能者である場合は、有資格区分コード「７０３」を、
レベル４技能者である場合は、有資格区分コード「７０４」を記入します。

＜レベル３技能者・レベル４技能者とは＞

審査基準日時点で、建設キャリアアップシステムにおいてレベル３又はレベル４の判定を受けている者

レベル判定された「職種」がどの「業種」として評価されるかは、P119 の「業種別技術職員コード表３/４」の「認定能力評価基準」欄を確認してください。

【監理技術者補佐】

監理技術者補佐である場合は、有資格区分コード「００５」を記入します。

＜監理技術者補佐とは＞

主任技術者になる資格を有する者のうち、「１級技士補※」である者
選択できる業種は、監理技術者補佐として（主任技術者として）配置できる業種です。
※１級技士補とは、建設業法２７条に規定する技術検定のうち、１級技術検定の第一次試験に合格した者です（令和３年度以降に実施する検定試験が対象）。

【工事担任者】※工事担任者として掲載できるのは、令和６年度以降です。

令和３年１２月２７日に建設業法施行規則が改正され、電気通信工事業の主任技術者に「工事担任者」が追加されました。

工事担任者である場合は、有資格区分コード「２３５」を記入します。

＜工事担任者とは＞

電気通信事業法第４６条第３項の規定により第１級アナログ通信及び第１級デジタル通信又は総合通信の資格者証の交付を受けた後※、電気通信工事業に関し３年以上の実務経験を有する者

※令和４年度以降に実施する試験に合格等をして、資格者証を取得した方が対象です。

「講習受講」

建設業法第１５条第２号イに該当する者が、建設業法第２７条の１８第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、建設業法第２６条の５から第２６条の７までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は対象となります（以下、①～③の項目を全て満たしていることが必要です。）。

該当する場合は「１」を、その他の場合は「２」を記入します。

①建設業法第１５条第２号イに該当する者であること（経営事項審査で１級国家資格者として評価される者）。

②監理技術者資格者証の交付を受けていること。

③審査基準日が監理技術者講習（建設業法第２６条の５から７までの規定による）を受講した日の属する年の翌年から起算して５年を経過していないこと。

ただし、審査基準日の直前５年以内であって、平成１６年２月２９日以前に交付された資格者証を保有している場合又は平成１６年２月２９日以前に指定講習を受講し、平成１６年３月１日以降に交付を受けた資格者証を保有している場合も受講しているものとみなします。

なお、２級技術者及びその他技術者（大臣認定者等）が監理技術者講習終了証を保有している場合は、該当しないため「２」を記入します。

「資格者証交付番号」

建設業法第２７条の１８第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入します。

【評価点について】

技術職員に係る評価点については次のとおりです。（P49～52 参照）

<table>
<tr><td colspan="2">１級技術者</td><td rowspan="2">監理技術者
補佐</td><td>基幹
技能者</td><td>２級
技術者</td><td rowspan="2">その他</td></tr>
<tr><td>監理技術者証保有かつ
監理技術者講習受講</td><td>１級技術者であって左記以外の者</td><td>レベル４
技能者</td><td>レベル３
技能者</td></tr>
<tr><td>６点</td><td>５点</td><td>４点</td><td>３点</td><td>２点</td><td>１点</td></tr>
</table>

「ＣＰＤ単位取得数」

技術者が審査基準日以前１年間に認定されたＣＰＤ単位数を、認定団体ごとに下表で掲げる数値で除し、３０を乗じた数値を記入します。

審査基準日以前１年間に認定されたＣＰＤ単位数	÷	各認定団体に対応する数値	×	３０	＝	ＣＰＤ単位取得数

（注意点）

①技術者１人当たり最大３０単位（換算後の単位数）まで計上できます。
②換算後の単位数に小数点以下がある場合は、切り捨ててください。
③ＣＰＤ単位取得実績がない場合は、ＣＰＤ単位取得数欄に「０」を記入してください。
④技術職員名簿に記載されていない技術者の方が取得した単位数は、「ＣＰＤ単位を取得した技術者名簿（様式第４号）」に記載してください（P133参照）。
⑤複数のＣＰＤ認定団体から単位認定を受けている場合は、いずれか１つの認定団体から認定された単位を基に単位を算出してください。
⑥「技術者」に該当しない方は、ＣＰＤ単位を計上することはできません（P30 参照）。

ＣＰＤ認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	５０
一般財団法人建設業振興基金	１２
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	５０
一般社団法人交通工学研究会	５０
公益社団法人地盤工学会	５０
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	２０
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	５０
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	２０
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	２０
一般社団法人全日本建設技術協会	２５
土質・地質技術者生涯学習協議会	５０
公益社団法人土木学会	５０
一般社団法人日本環境アセスメント協会	５０
公益社団法人日本技士会	５０
公益社団法人日本建築士会連合会	１２
公益社団法人日本造園学会	５０
公益社団法人日本都市計画学会	５０
公益社団法人農業農村工学会	５０
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	１２

公益社団法人建築家協会	１２
一般社団法人日本建設業連合会	１２
一般社団法人日本建築学会	１２
一般社団法人建築設備技術者協会	１２
一般社団法人電気設備学会	１２
一般社団法人日本設備設計事務所協会	１２
公益財団法人建築技術教育普及センター	１２
一般社団法人日本建築構造技術者協会	１２

（例）（一財）全国土木施工管理技士会連合会が認定するＣＰＤ単位を審査対象年度内に４０単位認定された場合

４０÷２０×３０＝６０≒３０　※一人当たり最大３０単位まで

→３０を「ＣＰＤ単位取得数」欄に記載する。

４　その他の審査項目（社会性等）（２０００４帳票）

項番 4 1「雇用保険加入の有無」

コード	説　　明
1	その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合
2	上記の届を提出していない場合
3	従業員が一人もいない等のため雇用保険の適用が除外される場合 （従業員が１人でもいるとき、あるいは週２０時間以上で３１日以上引き続き雇用されることが見込まれるパートタイマーがいる事業所は適用除外とはなりません）

項番 4 2「健康保険加入の有無」

コード	説　　明
1	従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合
2	上記の届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合）
3	個人事業所で、かつ、従業員が４人以下であるため健康保険の適用が除外される場合又は年金事務所で適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）等に加入している場合

【国民健康保険組合の例】全国建設工事業、建設連合、全国左官タイル塗装業、全国板金業、中央建設、全国土木建築等

項番 4 3「厚生年金保険加入の有無」

コード	説　　明
1	従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合
2	上記の届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合）
3	個人事業所で、かつ、従業員が４人以下であるため厚生年金保険の適用が除外される場合

項番 4 4「建設業退職金共済制度加入の有無」

コード	説　　明
1	審査基準日において、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約（下請負人の委託等に基づきこの事務を行うことを含む。）を締結している場合
2	締結していない場合

※林業退職金共済制度は対象外です。

項番 4 5「退職一時金もしくは企業年金制度導入の有無」

コード	説　　明
1	**【審査基準日において、以下のいずれかに該当している場合】** ・労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあるか又は退職手当に関する事項についての規則が定められている場合 ・独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されている場合（中小企業退職金共済事業本部の退職金共済契約等） ・所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されている場合 ・厚生年金基金が設立されている場合 ・法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されている場合 ・確定給付企業年金法（平成１３年法律第５０号）に規定する企業型年金が導入されている場合 ・確定拠出年金法（平成１３年法律第８８号）に規定する企業型年金が導入されている場合
2	いずれにも該当しない場合

項番 4 6「法定外労働災害補償制度加入の有無」

コード	説　　明
1	審査基準日において、下記団体等との間で労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を締結している場合 ・（公財）建設業福祉共済団　　・（一社）建設業労災互助会 ・全日本火災共済協同組合連合会　　・保険会社 ・中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者 【契約内容が次の要件を全て満たしているものが対象となります。書面に記載があるか、又は確認できる書類があるかご確認ください。】 ①業務災害と通勤災害（通勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とすること。 ②直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。 ③労働者災害補償保険の傷害等級第１級から第７級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付の基因となった災害のすべてを対象とすること。
2	締結していない場合

※工事に係る第三者賠償責任補償保険は対象外です（入札参加資格申請に関するものです。）。

項番 4 7「若年技術職員の継続的な育成及び確保」

「技術職員数（A）」欄には別紙二技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数（B）」の欄には審査基準日において満３５歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合（B／A）」の欄には「若年技術職員数（B）」の欄に記載した数値を「技術職員数（A）」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

コード	説　　明
1	審査基準日において、満３５歳未満の技術職員の人数が、技術職員の人数の合計の１５％以上に該当する場合
2	該当しない場合

※記入すべき割合は、小数点第２位以下の端数を切り捨てて表示すること。

項番 4 8「新規若年技術職員の育成及び確保」

（※P139～のＱ＆Ａに留意してください。）

「新規若年技術職員数（Ｃ）」欄には、別紙二技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満３５歳未満の者の人数を、「新規若年技術職員の割合（Ｃ／Ａ）」欄には「新規若年技術職員数（Ｃ）」の欄に記載した数値を前項「技術職員数（Ａ）」欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

コード	説　　明
1	審査基準日において、満３５歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の１％以上に該当する場合
2	該当しない場合

※記入すべき割合は、小数点第２位以下の端数を切り捨てて表示すること。

項番 4 9「ＣＰＤ単位取得数」

技術者が審査基準日以前１年間にＣＰＤ認定団体(P26･27 表)から認定されたＣＰＤ単位が対象です。

項番４９の記載に当たっては、「技術職員名簿」及び「ＣＰＤ単位を取得した技術者名簿（様式第４号：P113）」を作成し、事前に（公財）青森県建設技術センターの内容確認を受けてください。

なお、掲載者がいない場合は、「ＣＰＤ単位を取得した技術者名簿」の作成は不要です。

＜技術者とは＞

監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、１級技士補又は２級技士補であって、審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者

＜各技術者が取得したＣＰＤ単位数について＞

技術職員名簿に掲載できる技術者（技術職員）が取得したＣＰＤ単位数は「技術職員名簿」に、技術職員名簿に掲載できない技術者（経審を申請しない業種の技術者や２級技士補）が取得したＣＰＤ単位は「ＣＰＤ単位を取得した技術者名簿」に記載してください。

※技術職員名及びＣＰＤ単位を取得した技術者名簿には、P26 の計算式を用いて換算したＣＰＤ単位数を記入してください。

- 「ＣＰＤ単位取得数」欄には、技術職員名簿の「ＣＰＤ単位取得数」欄及びＣＰＤ単位を取得した技術者名簿の「ＣＰＤ単位」欄に記載したＣＰＤ単位数の合計を記入します。
- 「技術者数」欄には、技術職員名簿及びＣＰＤ単位を取得した技術者名簿に記載した者の数を記入します。ただし、技術職員名簿にレベル４技能者又はレベル３技能者として掲載されている者のうち、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、１級技士補又は２級技士補以外は技術者に該当しないため、技術者数からは除外してください（ＣＰＤ単位を取得していても計上できません。）。

項番 5 0「技能レベル向上者数」

項番５０の記載に当たっては、「技能者名簿（様式第５号：P114）」を作成し、事前に（公財）青森県建設技術センターの内容確認を受けてください。

なお、掲載者がいない場合は、「技能者名簿」の作成は不要です。

＜技能者とは＞

審査基準日以前３年間に建設工事の施工に従事した者であって、審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者

※主任技術者や監理技術者等、建設工事の施工の管理にのみ従事した者は除きます。

※建設工事の「施工」及び「施工の管理」の両方に従事した者は、技能者に該当します。

＜技能レベル向上者とは＞

技能者のうち、審査基準日以前３年間に、建設キャリアアップシステムにおける技能レベルが１以上向上し、技能レベル２以上になった者

＜控除対象者とは＞

技能者うち、審査基準日前３年より以前に技能レベル４の判定を受けた者

- 「技能レベル向上者数」欄には、「技能者名簿」に掲載した者のうち、「レベル向上の有無」欄に○が付された者の数を記入します。
- 「技能者数」欄には、「技能者名簿」に掲載した者の合計数を記入します。
- 「控除対象者数」欄には、「技能者名簿」に掲載した者のうち、「控除対象」欄に○が付された者の数を記入します。

項番 5 1～5 3「ワークライフバランスに関する取組の状況」については、取得している認定のうち、最も配点の高いものを評価します（最大５点）。

（例）項番５１　「プラチナえるぼし認定」　５点
　　項番５２　「トライくるみん認定」　３点
　　項番５３　「ユースエール認定」　４点
　→最も配点の高い「プラチナえるぼし認定」を評価し、５点

項番 5 1「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」

コード	説　　明	配点
1	審査基準日において、えるぼし認定（１段階目）を受けている場合	2
2	審査基準日において、えるぼし認定（２段階目）を受けている場合	3
3	審査基準日において、えるぼし認定（３段階目）を受けている場合	4
4	審査基準日において、プラチナえるぼし認定を受けている場合	5
5	該当しない場合	

＜えるぼし認定制度とは＞

女性活躍推進法に基づく認定制度です。一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍促進に関する取組の実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」又は「プラチナえるぼし認定企業」として認定します。

項番 5 2「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」

コード	説　　明	配点
1	審査基準日において、くるみん認定を受けている場合	3
2	審査基準日において、トライくるみん認定を受けている場合	3
3	審査基準日において、プラチナくるみん認定を受けている場合	5
4	該当しない場合	

＜くるみん認定制度とは＞

次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度です。一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」又は「トライくるみん認定企業」として認定します。

項番 5 3「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」

コード	説　　明	配点
1	審査基準日において、ユースエール認定を受けている場合	4
2	該当しない場合	

＜ユースエール認定制度とは＞

若者雇用促進法に基づく認定制度です。若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。

項番 5 4「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」

コード	説　　明
1	審査基準日(令和５年８月１４日以降の審査基準日に限る。)以前１年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事のうち「全ての建設工事」で実施
2	審査基準日(令和５年８月１４日以降の審査基準日に限る。)以前１年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事のうち「全ての公共工事」で実施
3	該当しない場合

＜建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置＞

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、建設キャリアアップシステム（（一財）建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下「ＣＣＵＳ」という。）における現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者がＣＣＵＳへの直接入力によらない方法でＣＣＵＳ上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいいます。

直接入力によらない方法でＣＣＵＳ上に就業履歴を蓄積出来る体制の整備とは、就業履歴データ登録標準ＡＰＩ連携認定システムをＣＣＵＳと連携し、かつ、審査対象建設工事に従事する者が自身の就業履歴を蓄積するにあたって支障のない範囲内に対応するカードリーダー等の就業履歴蓄積装置を配置、利用方法を周知することをいいます。

＜審査対象工事＞

審査対象工事とは、建設業法施行令第１条の２第１項に定める軽微な建設工事（工事１件の請負代金の額が５００万円（建築一式工事の場合は１，５００万円）未満の工事又は建築一式工事のうち延べ面積が１５０㎡に満たない木造住宅を建築する工事）、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策（以下「軽微な工事等」という。）以外の日本国内における全ての建設工事又は軽微な工事等以外の日本国内における全ての公共工事(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第２項に規定する公共工事をいう。)をいいます。

項番 5 5「営業年数」

初めて建設業許可（登録）を受けてから、審査基準日までの許可（登録）を受けていた営業年数を記入します。表内の年号については不要なものを消します（１２ヶ月に満たない月数は切り捨てます。許可がない営業期間は年数に含めません。）。

項番 5 6「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」

コード	説　　明
1	平成２３年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合
2	その他の場合

項番 5 7「防災協定の締結の有無」

コード	説　　明
1	国・特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定を締結している場合
	申請者が所属する社団法人等が、国・特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合
2	締結していない場合

項番 5 8「営業停止処分の有無」

コード	説　　明
1	審査対象年において、建設業法第２８条の規定による営業の停止を受けたことがある場合
2	受けたことがない場合

※提出書類は不要です。
※営業停止開始の日ではなく、処分書が交付された日でカウントします。

項番 5 9「指示処分の有無」

コード	説　　明
1	審査対象年において、建設業法第２８条の規定による指示を受けたことがある場合
2	受けたことがない場合

※提出書類は不要です。

項番 6 0「監査の受審状況」

コード	説　　明	補　　足
1	審査基準日において、会計監査人設置会社が、有価証券報告書又は監査報告書（無限定適正意見又は限定付き適正意見が付されているもの）を行っている場合	会計監査人とは、会社法で定められている、取締役等に並ぶ、機関（役員）の一つです。公認会計士又は監査法人のみが就任することができ、定款に定めることで設置することができます。
2	審査基準日において、会計参与設置会社において、会計参与報告書が提出されている場合	会計参与とは取締役等に並ぶ、機関（役員）の一つです。公認会計士（もしくは監査法人）または税理士（もしくは税理士法人）のみ就任することができ、定款に定めることで設置することができます。
3	審査基準日において、建設業の経理実務経験者が、所定の確認項目（P94 参照）について確認し、「経理処理の適正を確認した旨の書類」（P93 参照）に自らの署名を付したものを提出した場合	「経理処理の適正を確認した旨の書類」は、項番6 1「公認会計士等の数」に含まれる方のみが署名することができます。 二級登録経理試験合格者は署名できません。また、顧問会計士、顧問税理士など社外の者は対象となりません。
4	上記１～３以外の場合	

項番 6 1「公認会計士等の数」及び 6 2「二級登録経理試験合格者の数」

＜公認会計士等＞

以下の者の合計の数を記入します。

なお、職員に含まれない者（監査役・パート等）が当該資格を保有していても、審査対象とはなりません。

・公認会計士又は税理士

①これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して１年を経過しない者

→確認書類※：登録証明書（日本公認会計士協会が発行したもの）
登録事項証明書（日本税理士連合会が発行したもの）

②国土交通大臣が指定する研修を経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した者

→確認書類※：国土交通大臣が指定する研修を受講したことを証明する書類

（国土交通大臣が指定する研修）

・公認会計士法（昭和２３年法律第１０３号）第２８条の規定による研修
・税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るものとして所属税理士会が認定する研修

・一級登録経理試験合格者

①合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しない者

②平成２９年３月３１日以前に合格した者（令和５年３月３１日までの間に限る。）

→確認書類※：合格証

③登録経理講習又は一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しない者

→確認書類※：登録経理講習修了証

＜二級登録経理試験合格者＞

・二級登録経理試験合格者

①合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しない者

②平成２９年３月３１日以前に合格した者（令和５年３月３１日までの間に限る。）

→確認書類※：合格証

③登録経理講習又は一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しない者

→確認書類※：登録経理講習修了証

※確認書類は、技術職員名簿等の内容確認用として、（公財）青森県建設技術センターに提出してください。

項番 6 3「研究開発費（２期平均）」

審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発の額の平均を記入します。上記項目6 0で、会計監査人を設置している会社のみ評価対象となりますが、会計監査人設置会社以外の建設業者は、カラムに「０」を記入します。

また、表内のカラムに、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発の額を記入します。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示します。

ただし、会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百円未満の端数を切り捨てて表示することができます。ただし、研究開発費（２期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

項番 6 4「建設機械の所有及びリース台数」

（※確認資料についてはP139～のＱ＆Ａを参照してください。）

審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から１年７ヶ月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和２９年政令第２９４号）別表（P53 参照）に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証(道路運送車両法(昭和２６年法律第１８５号）第６０条第１項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの（以下「ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和４７年政令第３１８号）第１２条第１項第４号に掲げるつり上げ荷重が３トン以上の移動式クレーン、同令第１３条第３項第３４号に掲げる作業床の高さが２メートル以上の高所作業車、同令別表第７第４号に掲げる締固め用機械及び同表第６号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入します。

なお、締結中のリース契約が審査基準日から１年７ヶ月以内に終了する場合で、引き続きリース契約を締結するとき又は当該リース契約を締結している機械を取得するときは、「建設機械のリース契約に関する申出書」（P54 参照）を提出した場合に限り台数に含めることができます。

＜ダンプ車について＞

自動車検査証により判断します。

①初度登録年月が審査基準日以前であること

②自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載のあること

③審査基準日が有効期間の満了する日以前であること

④自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両でないこと

以上①から④までの要件を満たしている場合、評価対象となります。

＜移動式クレーンについて＞

労働安全衛生法に規定する製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証（P102 参照）の写しが提出される場合に評価対象とします。

【移動式クレーンの例】トラッククレーン、ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）
クローラクレーン、クレーン船など※固定式クレーンは対象外

＜締固め用機械について＞

評価対象の締固め用機械には、労働安全衛生法施行令別表第７第４号に掲げる「ローラー」が該当します。

【ローラーの例】ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー
※コンパクタやランマー等の明確に自走能力がない建設機械は、特定自主検査の対象ではないため、評価対象外

＜解体用機械について＞

評価対象の解体用機械には、労働安全衛生法施行令別表第７第６号に掲げる「ブレーカ」並びに同法施行規則第 151 条の 175 に定める「鉄骨切断機」、「コンクリート圧砕機」及び「解体用つかみ機」が該当します。

なお、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については、重複して加点評価はしません。

項番 6 5「エコアクション２１の認証の有無」

コード	説　　明
1	審査基準日において、エコアクション２１の認証を受けている場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）
2	該当しない場合

項番 6 6「ＩＳＯ９００１の登録の有無」

コード	説　　明
1	審査基準日において、国際標準化機構第９００１号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）
2	受けていない場合

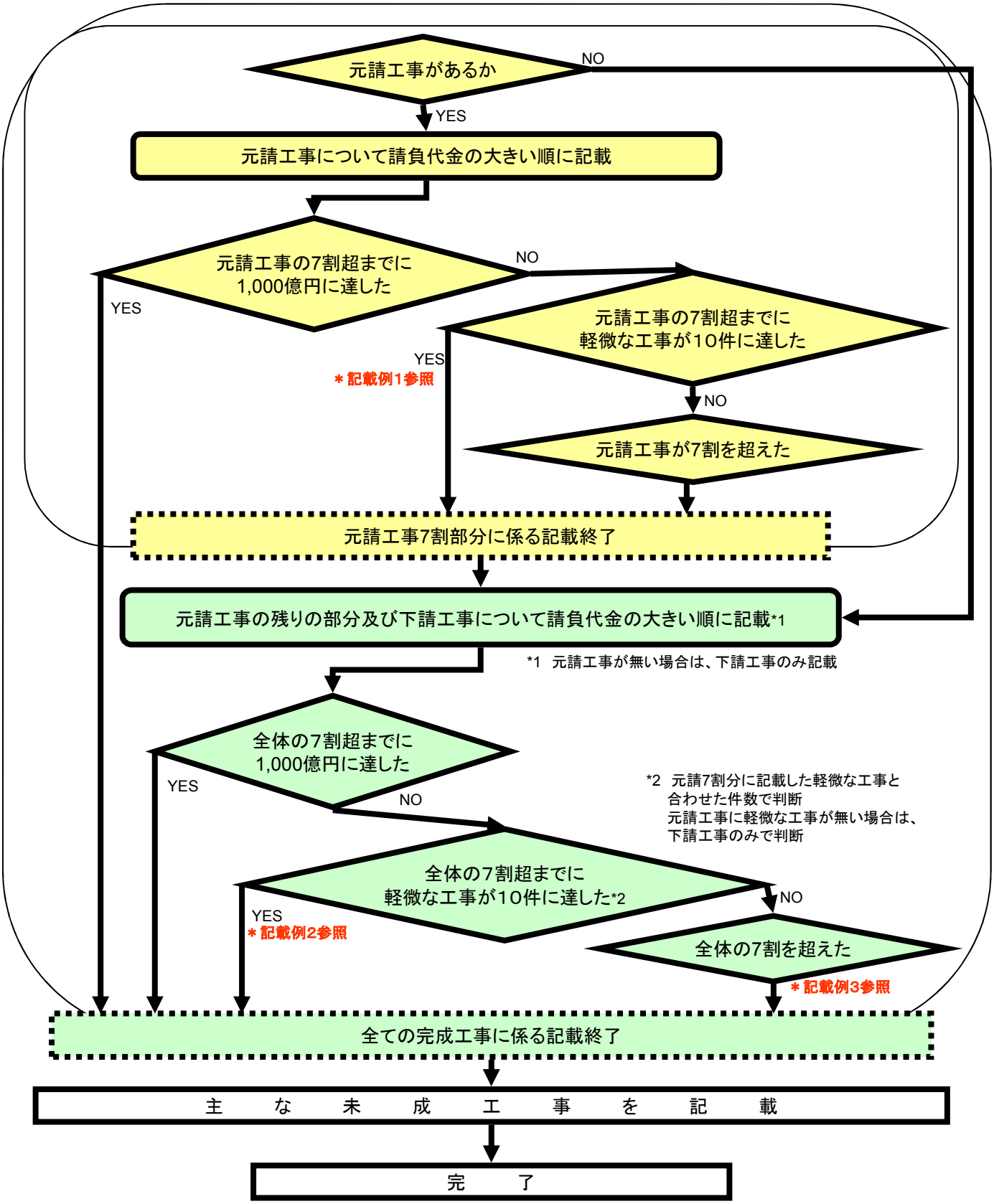
項番 6 7「ＩＳＯ１４００１の登録の有無」

コード	説　　明
1	審査基準日において、国際標準化機構第１４００１号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）
2	受けていない場合

別添

工事経歴書（第2号様式）の記載フロー

①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

工 事 経 歴 書

＊記載例1　工事経歴書記載例
（元請工事で軽微な工事が10件に達した場合）

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（ 税込 ・ 税抜 ）

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	配置技術者 主任技術者	配置技術者 監理技術者	請負代金の額	うち、・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期 着工年月日	工期 完成又は完成予定年月
A	A	元請		A邸　工事	東京都千代田区	東京一郎	レ		9,000 千円	千円	平成 18 年 12 月	平成 19 年 1 月
B	北海道開発	〃		B邸車止め設置工事					4,500 千円	千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
C	東北土木	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事					3,200 千円	千円	平成 19 年 3 月	平成 19 年 4 月
D	関東建設	〃		豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	レ		2,500 千円	千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 5 月
E	北陸産業	〃		丸の内ビル新築工事の内外構工事	〃	半田五郎	レ		2,000 千円	千円	平成 19 年 1 月	平成 19 年 1 月
F	中部塗装	〃		豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	〃	岡崎三男	レ		1,900 千円	千円	平成 19 年 10 月	平成 19 年 11 月
G	近畿組	〃		栄ビル新築工事の内くい打工事	〃	豊田一郎	レ		1,800 千円	千円	平成 19 年 9 月	平成 19 年 9 月
H	中国建築	〃		一般国道９９号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	レ		1,700 千円	千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
I	四国道路	〃		一般国道１００号線道路改良工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	レ		1,600 千円	千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 4 月
J	九州工業	〃		C邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	レ		1,500 千円	千円	平成 19 年 12 月	平成 19 年 12 月
K	沖縄機械	〃		D邸新築工事の内基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	レ		1,000 千円	千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 5 月
L	国交　太郎	下請			〃	岡崎三男						19 年 5 月
M	建設　次郎	〃		県道１２３号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ		7,000 千円	千円		
						小計	13 件		45,700 千円	千円	うち 元請工事 30,700 千円	千円
						合計	52 件		65,000 千円	千円	うち 元請工事 50,000 千円	千円

個人の氏名が特定されないよう、例えば注文者「A」と記載し、工事名「A邸○○工事」等と記載。

①元請工事の7割部分に係る完成工事

②下請工事に係る完成工事

B～Kの件数≦10件

1．軽微な工事について10件を超える部分は記載不要

2．記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A～K)

・・・「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A～M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

工 事 経 歴 書

＊記載例2　工事経歴書記載例
（全体で軽微な工事が10件に達した場合）

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（ 税込 ・ 税抜 ）

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	配置技術者 主任技術者	配置技術者 監理技術者	請負代金の額	うち、（・PC ・法面処理 ・鋼橋上部）	工期 着工年月日	工期 完成又は完成予定年月
A	A ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ	元請		A　工事	東京都千代田区	東京一郎	レ		10,000 千円	千円	平成 18 年 12 月	平成 19 年 1 月
B	北海道開発	〃		B邸車止め設置工事					4,500 千円	千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
C	東北土木	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事					3,200 千円	千円	平成 19 年 3 月	平成 19 年 4 月
D	関東建設	下請		豊橋川改修工事の内掘削		澤田 一	レ		8,000 千円	千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 5 月
E	北陸産業	〃		丸の内ビル新築工事の内外構工事	〃	半田五郎	レ		5,500 千円	千円	平成 19 年 1 月	平成 19 年 1 月
F	中部塗装	〃		豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	〃	岡崎三男	レ		2,500 千円	千円	平成 19 年 10 月	平成 19 年 11 月
G	近畿組	〃		栄ビル新築工事の内くい打工事	〃	豊田一郎	レ		2,000 千円	千円	平成 19 年 9 月	平成 19 年 9 月
H	中国建築	〃		一般国道９９号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	レ		1,900 千円	千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
I	四国道路	〃		一般国道１００号線道路改良工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	レ		1,800 千円	千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 4 月
J	九州工業	元請		C邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	レ		1,700 千円	千円	平成 19 年 12 月	平成 19 年 12 月
K	沖縄機械	下請		D邸新築工事の内基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	レ		1,600 千円	千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 5 月
L	国交　太郎	〃		県道７５８号線道路側溝工事	〃	岡崎三男	レ		1,500 千円	千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 5 月
M	建設　次郎	〃		県道１２３号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ		1,000 千円	千円		
							小計		45,200 千円	千円	うち 元請工事 19,400 千円	千円
							合計		70,000 千円	千円	うち 元請工事 25,000 千円	千円

	件数
小計	13 件
合計	52 件

①元請工事の7割部分に係る完成工事

②①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

個人の氏名が特定されないよう、例えば注文者「A」と記載し、工事名「A邸○○工事」等と記載。

1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載

2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了

B・C＋F～Mの件数≦10件

・・・「軽微な工事」

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額（A～C＋J）

ページごとの完成工事高の合計額（A～M）

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

工事経歴書

（建設工事の種類）とび・土工・コンクリート　工事　（税込・税抜）

＊記載例3　工事経歴書記載例
（全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合）

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	配置技術者 主任技術者	配置技術者 監理技術者	請負代金の額	うち、・PC・法面処理・鋼橋上部	工期 着工年月日	工期 完成又は完成予定年月
A	A ｱｱｱ	元請	JV	A邸　工事	東京都千代田区	東京一郎		レ	100,000 千円	千円	平成 18 年 12 月	平成 19 年 1 月
B	北海道開発	〃	JV	B邸車止め設置工事	〃				60,000 千円	千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
C	東北土木	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	レ		3,200 千円	千円	平成 19 年 3 月	平成 19 年 4 月
D	関東建設	下請		豊橋川改修工事の内掘削工	〃				8,000 千円	千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 5 月
E	北陸産業	〃		丸の内ビル新築工事の内外構工事	〃	半田五郎	レ		7,500 千円	千円	平成 19 年 1 月	平成 19 年 1 月
F	中部塗装	〃		豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	〃	岡崎三男	レ		6,300 千円	千円	平成 19 年 10 月	平成 19 年 11 月
G	近畿組	〃		栄ビル新築工事の内くい打工事	〃	豊田一郎	レ		5,100 千円	千円	平成 19 年 9 月	平成 19 年 9 月
H	中国建築	〃		一般国道９９号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	レ		2,000 千円	千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
I	四国道路	〃		一般国道１００号線道路改良工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	レ		1,800 千円	千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 4 月
											平成 年 月	年 月
									千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
									千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
									千円	千円	平成 年 月	平成 年 月

①元請工事の7割部分に係る完成工事

②①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

個人の氏名が特定されないよう、例えば注文者「A」と記載し、工事名「A邸○○工事」等と記載。

1．元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載

2．記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

A～Cの合計額　≧　Yの7割

A～Iの合計額　≧　Xの7割

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額（A+B+C）

ページごとの完成工事高の合計額（A～I）

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

			うち　元請工事
小計	9 件	193,900 千円	163,200 千円
合計	52 件	270,000 千円	233,000 千円

X　Y

・・・「軽微な工事」

【　建設工事の種類別にみた内容と例示　】

経営規模等評価申請書及び工事経歴書等の作成に当たっては、次の表を参考にし、建設工事の種類を判断してください。

業種	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ　足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ　くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ　土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ　コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ　その他基礎的ないしは準備的工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロツク工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゆんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

業種	建設工事の内容	建設工事の例示
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

（注意点）

・除染業務委託契約において、業務内容のうち建設工事と認められる部分について完成工事高に計上することができる場合があります（内容が分かる資料が必要です。）。
建設工事と認められない部分は、兼業事業売上高へ計上します。

・除雪、草刈、剪定、点検等の業務委託契約、建売住宅の販売及び自社建物の建設等については、請負契約による建設工事に該当しないため、完成工事高には計上できません。兼業事業売上高へ計上します。

【　完成工事高の積み上げについて　】

工事種類ごとの年間平均完成工事高の算定において、次のような場合には、許可を受けている業種のうち、経営事項審査の申請を行わない業種の完成工事高を申請業種の完成工事高に含める「積み上げ」という方法が認められています。

なお、経営事項審査を受けた後の積み上げのやり直しはできませんので、十分に検討した上で手続きを行ってください。

（１）一式工事への他の工事業の算入

審査対象が、土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合は、許可を受けている建設業のうち、経営事項審査の申請を行わない業種の一式工事業以外の建設業に係る完成工事高を、その内容に応じて一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

一式工事名	含めることができる専門工事
土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事
	石工事
	舗装工事
	しゆんせつ工事
	水道施設工事
	鋼構造物工事（土木に関する工事に限る。）
	解体工事
建築一式工事	大工工事
	左官工事
	屋根工事
	タイル・れんが・ブロック工事
	板金工事

一式工事名	含めることができる専門工事
建築一式工事	ガラス工事
	防水工事
	内装仕上工事
	熱絶縁工事
	建具工事
	電気工事
	（建築に関する工事に限る。）
	鋼構造物工事
	（建築に関する工事に限る。）
	鉄筋工事
	（建築に関する工事に限る。）
	塗装工事
	（建築に関する工事に限る。）

（２）専門工事業（一式工事以外の工事業）の算入

審査対象が、専門工事業（一式工事以外の建設業）である場合は、許可を受けている建設業のうち、経営事項審査の申請を行わない業種の専門工事業に係る完成工事高を、その性質に応じて他の専門工事業の年間平均完成工事高に含めることができます。

専門工事名	含めることができる専門工事
とび・土工・コンクリート工事	石工事
	タイル・れんが・ブロック工事
	解体工事
石工事	とび・土工・コンクリート工事
屋根工事	板金工事
電気工事	電気通信工事
管工事	消防施設工事
	熱絶縁工事
タイル・れんが・ブロック工事	水道施設工事
	消防施設工事
	とび・土工・コンクリート工事

専門工事名	含めることができる専門工事
鋼構造物工事	鉄筋工事
板金工事	屋根工事
ガラス工事	建具工事
内装仕上工事	建具工事
熱絶縁工事	管工事
電気通信工事	電気工事
建具工事	板金工事
	ガラス工事
水道施設工事	管工事
消防施設工事	電気工事
	管工事

「積み上げ」を採用した場合は、次の書類をＡ４版の用紙により作成し提出してください。

【作成例】

工事種類別完成工事高付表

申請者　（株）青森建設

審査対象業種の完成工事高 （移行後の完成工事高）	左記の内訳
（審査対象事業年度）月 令和3年4月～令和4年3月 土木一式工事　15,000千円 うち元請　12,000千円	土木一式工事　10,000 千円 うち元請　10,000 千円 とび･土工･コンクリート工事 4,000 千円 うち元請　1,000 千円 解体工事　1,000 千円 うち元請　1,000 千円
（前審査対象事業年度） 令和2年4月～令和3年3月 土木一式工事　12,000千円 うち元請　12,000千円	土木一式工事　12,000 千円 うち元請　12,000 千円 とび･土工･コンクリート工事 0 千円 うち元請　0 千円 解体工事　0 千円 うち元請　0 千円
（前々審査対象事業年度） 平成31年4月～令和2年3月 土木一式工事　13,000千円 うち元請　9,000千円	土木一式工事　9,000 千円 うち元請　9,000 千円 とび･土工･コンクリート工事 4,000 千円 うち元請　0 千円 解体工事　0 千円 うち元請　0 千円
＊計算基準の区分の選択にあわせて、必要な年数分を記載してください。	

・工事高は決算期ごとに、「うち元請」の額も記載すること。
・また、申請者のうち、次の申し出をしようとする者については、その申し出の額をそのまま審査対象業種ごとに記載すること。
①一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者
②一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても①と同様の方法により計算して申し出ようとしている者

【　個人の建設業者の代替わりや法人成りについて　】

次のいずれかに該当する場合は、当期事業年度開始日の直前２年（又は直前３年）の各事業年度における完成工事高の合計額を年間平均完成工事高の算定基礎とすることができるものとします。
また、項番５５「営業年数」を引き継ぐことができます。

当期事業年度開始日からさかのぼって２年以内（又は３年以内）に、

①商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った者

②個人（以下「被承継人」）から建設業の主たる部分を承継したもの（以下「承継人」）がその配偶者又は２親等以内の者であって次のいずれにも該当するもの
ⅰ）被承継人が建設業を廃業すること
ⅱ）原則として被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
ⅲ）承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

③被承継人から事業の主たる部分を承継した法人（以下「承継法人」）であって、次のいずれにも該当するもの
ⅰ）被承継人が建設業を廃業すること
ⅱ）被承継人が５０％以上出資して設立した法人であること
ⅲ）被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
ⅳ）承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

その他特殊なケースについては、青森県県土整備部監理課建設業振興グループまでお問合せください。

※事業承継に関する認可を受けた場合の経営事項審査について
建設業法第１７条の２又は第１７条の３の規定に基づく事業承継に関する「認可」を受け、建設業者としての地位を承継した場合は、被承継人の経営事項審査結果も承継することとなります。

【　建設工事における完成工事高の計上基準について　】

建設業における収益の計上基準は、一定の要件を満たす場合、原則として**「工事進行基準」**を適用し、この要件を満たさない場合は**「工事完成基準」**を適用します。

税法上は「部分完成基準」「延払基準」の適用が認められていますが、下記の基準を満たす必要があります。なお、「部分完成基準」については、所要の特約又は慣習について確認できる書類及び完成部分の引き渡し等が確認できる書類の提示が必要です。

（１）工事完成基準	「工事完成基準」とは、工事契約に関して、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で、工事収益及び工事原価を認識する方法をいう。 ①「完成の時期」は当該工事の全部を完成し発注者にその引渡しを完了した日 ②引渡しというのは書状の交付の日付のような形式的なものでなく実質的な行為を重視。引渡し後も主要部分の工事が継続する場合や、莫大な仮設物を要する工事であって、これを撤去しなければ、通常引渡しが完了しない場合はそれらが完了して初めて完成引渡しとなり、収益計上となる。
（２）工事進行基準	**ア　用語の定義** 「工事進行基準」とは、工事契約に関して、工事収益総額、工事原価総額及び決算期における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を認識する方法をいう。 「工事収益総額」とは、工事契約において定められた、施工者が受け取る対価の総額をいう。 「工事原価総額」とは、工事契約において定められた、施工者の義務を果たすための支出の総額をいう。工事原価は、原価計算基準に従って適正に算出する。 **イ　工事契約に係る認識基準** **工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。** 成果の確実性が認められるためには、次の要素について、信頼性をもって見積ることができなければならない。 (ｱ)工事収益総額 (ｲ)工事原価総額 (ｳ)決算日における工事進捗度 **【参考 税法上の工事進行基準（H20.4.1以後開始の事業年度）】** 〈長期大規模工事〉 ・工期　１年以上 ・請負金額　１０億円以上　⇒工事進行基準 〈会計年度内の契約・引き渡し工事〉 ⇒工事完成基準 〈上記以外の工事〉 ・継続適用を条件　⇒選択適用
（３）部分完成基準	法人が請負った建設工事等（法人税法第64条第1項 および第2項の規定の適用を受けるものを除く）について次に掲げるような事実がある場合には、その建設工事等の全部が完成しないときにおいても、その事業年度において引渡した建設工事等の量又は完成した部分に対応する工事収入をその事業年度の益金の額に算入する。 ①一の契約により同種の建設工事等を多量に請負ったような場合で、その引渡量に従い工事代金を収入する旨の特約または慣習がある場合 ②一個の建設工事等であっても、その建設工事の一部が完成し、その完成した部分を引渡した都度その割合に応じて工事代金を収入する旨の特約又は慣習がある場合【法人税基本通達2-1-9】 ※提示書類：注記表、契約書等および上記特約または慣習について確認できる書類
（４）延払基準	法人税法の規定によるもので、完成引渡した工事であっても延払条件付請負工事に該当する場合には、その全部又は一部を完成工事高から除外し、次期以降に繰延べる方法である。 【法人税法第63条、同施行令第124条、第125条、第126条参照】 ＊延払基準を採用した場合には、重要な会計方針の一つである収益計上基準としてその旨注記表に注記する必要がある。 ※提示書類：注記表および契約書等

【　技術者制度について　】

経営事項審査時に、工事経歴書にある配置技術者氏名欄を確認すると、受注した工事に営業所の専任技術者を配置している事例や、技術者の現場専任義務に違反している事例が見受けられます。なお、平成２０年４月１日以降に提出する工事経歴書では、主任／監理技術者の別を記載することになっています。

青森県では「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」を平成１８年に制定し、建設業法で定めた主任技術者や監理技術者を配置しなかった場合、現場専任義務に違反した場合、施工管理が著しく不適当であった場合には、基準に基づき営業停止処分や指示処分を行うこととしています。

技術者制度について基本的な事項を示しますので、現場配置等の参考とし、不正行為等は厳に慎んでいただくようお願いします。

①技術者の現場専任義務とは

公共性のある工作物に関する重要な工事で、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上のものについては、当該工事に配置する主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされています（建設業法第２６条第３項）。

※監理技術者補佐を専任で置く場合を除きます。

・「公共性のある工作物」…個人住宅を除くほとんどの工事が該当します。
・現場専任義務は、下請負で契約した場合も同様に適用されます。
・個人事業主一人で営業しているような場合は、請負金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の公共性のある工作物に関する工事は受注できません。

②主任技術者とは（建設業法第２６条第１項）

主任技術者とは、建設業者が請け負った工事を施工する場合に現場に配置する技術者で、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいい、建設業法第７条第２号（イ）、（ロ）又は（ハ）に該当することが求められます。

主任技術者は、建設工事の施工に当たり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資機材等の品質管理を行うとともに、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害の発生の防止のための安全管理、労務管理等を行います。

③監理技術者とは（建設業法第２６条第２項）

発注者から直接工事を請け負い、4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の下請契約をして工事を施工する場合に、建設業者が主任技術者に代えて配置する技術者をいいます。建設業法第１５条第２号（イ）、（ロ）又は（ハ）（指定建設業の場合は建設業法第１５条第２号（イ）又は（ハ））に該当することが求められます。監理技術者には、主任技術者の職務に加え、下請負人の指導・監督、複雑化する工程管理等、総合的な機能を果たすことが求められます。

④営業所の専任技術者とは

建設業法第７条第２項で、「その営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で「専任のもの」を置かなければならない」とされています。

「専任のもの」とは、その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者のことで、その主な役割は営業所において建設工事に関する適正な契約の締結及びその履行を確保することです。

従って、事業主と継続的な雇用関係があり、通常の勤務時間中はその営業所に勤務していることが必要となります。

別表(1)　指定学科（建設業法施行規則第１条）

許可を受けようとする建設業	指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゆんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別表(2)　【有資格区分コードおよび評価点】

…P23～の要領も必ず確認してください。…

コード	資格区分	申請できる業種	実務経験（※１）	区分	評価点
実務経験					
００１	法第７条第２号イ該当	卒業した所定学科ごとに申請可能な全ての業種	３年 ５年	その他	1
００２	法第７条第２号ロ該当	１０年以上の実務経験を持つ当該業種		その他	1
００３	法第１５条第２号ハ該当 （同号イと同等以上）	特別認定を受けた全ての業種		その他	1
００４	法第１５条第２号ハ該当 （同号ロと同等以上）	特別認定を受けた全ての業種		その他	1
００５	令２８条該当※３	監理技術者補佐として配置できる業種		監理補佐	4
建設業法に定める資格					
１１１	一級建設機械施工管理技士	土･と･舗		１級	5(6)
１１Ａ	〃　（附則第４条該当※３）	土･と･舗		１級	5(6)
２１２	二級　〃　（第１種～第６種）	土･と･舗		２級	2
２１Ｂ	〃　（第１種～第６種） （附則第４条該当※３）	土･と･舗		２級	2
１１３	一級土木施工管理技士	土･と･石･鋼･舗･し･塗･水･解		１級	5(6)
１１Ｃ	〃　（附則第４条該当※３）	土･と･石･鋼･舗･し･塗･水		１級	5(6)
２１４	二級　〃　（土木）	土･と･石･鋼･舗･し･水･解		２級	2
２１Ｄ	〃　（土木） （附則第４条該当※３）	土･と･石･鋼･舗･し･水		２級	2
２１５	〃　（鋼構造物塗装）	塗		２級	2
２１６	〃　（薬液注入）	と		２級	2
２１Ｅ	〃　（薬液注入） （附則第４条該当※３）	と		２級	2
１２０	一級建築施工管理技士	建･大･左･と･石･屋･タ･鋼･筋･板･ガ･塗･防･内･絶･具･解		１級	5(6)
１２Ａ	〃　（附則第４条該当※３）	建･大･左･と･石･屋･タ･鋼･筋･板･ガ･塗･防･内･絶･具		１級	5(6)
２２１	二級　〃　（建築）	建･解		２級	2
２２２	〃　（躯体）	大･と･タ･鋼･筋･解		２級	2
２２Ｂ	〃　（躯体） （附則第４条該当※３）	大･と･タ･鋼･筋		２級	2
２２３	〃　（仕上げ）	大･左･石･屋･タ･板･ガ･塗･防･内･絶･具		２級	2
１２７	一級電気工事施工管理技士	電		１級	5(6)
２２８	二級　〃	電		２級	2
１２９	一級管工事施工管理技士	管		１級	5(6)
２３０	二級　〃	管		２級	2
１３１	一級電気通信工事施工管理技士	通		１級	5(6)
２３２	二級　〃	通		２級	2
１３３	一級造園施工管理技士	園		１級	5(6)
２３４	二級　〃	園		２級	2
建築士法に定める資格					
１３７	一級建築士	建･大･屋･タ･鋼･内		１級	5(6)
２３８	二級　〃	建･大･屋･タ･内		２級	2

別表(2)　【有資格区分コードおよび評価点】

コード	資格区分	申請できる業種	実務経験（※１）	区分	評価点
２３９	木造建築士	大		２級	2
技術士法に定める資格					
１４１	建設･総合技術監理（建設）	土･と･電･舗･し･園･解		１級	5(6)
１４Ａ	〃　（附則第４条該当※３）	土･と･電･舗･し･園		１級	5(6)
１４２	建設「鋼構造及びコンクリート」･総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	土･と･電･鋼･舗･し･園･解		１級	5(6)
１４Ｂ	〃　（附則第４条該当※３）	土･と･電･鋼･舗･し･園		１級	5(6)
１４３	農業「農業農村工学」･総合技術監理（農業「農業農村工学」）	土･と		１級	5(6)
１４Ｃ	〃　（附則第４条該当※３）	土･と		１級	5(6)
１４４	電気電子･総合技術監理（電気電子）	電･通		１級	5(6)
１４５	機械･総合技術監理（機械）	機		１級	5(6)
１４６	機械「熱･動力エネルギー機器」又は「流体機器」･総合技術監理（機械「熱･動力エネルギー機器」又は「流体機器」）	管･機		１級	5(6)
１４７	上下水道･総合技術監理（上下水道）	管･水		１級	5(6)
１４８	上下水道「上水道及び工業用水道」･総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）	管･井･水		１級	5(6)
１４９	水産「水産土木」･総合技術監理（水産「水産土木」）	土･と･し		１級	5(6)
１４Ｄ	〃　（附則第４条該当※３）	土･と･し		１級	5(6)
１５０	森林「林業･林産」･総合技術監理（森林「林業･林産」）	園		１級	5(6)
１５１	森林「森林土木」･総合技術監理（森林「森林土木」）	土･と･園		１級	5(6)
１５Ａ	〃　（附則第４条該当※３）	土･と･園		１級	5(6)
１５２	衛生工学･総合技術監理（衛生工学）	管		１級	5(6)
１５３	衛生工学「水質管理」･総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	管･水		１級	5(6)
１５４	衛生工学「廃棄物･資源循環」･総合技術監理（衛生工学「廃棄物･資源循環」）	管･水･消		１級	5(6)
電気工事士法、電気事業法に定める資格					
１５５	第一種電気工事士	電		２級	2
２５６	第二種　〃	電	３年	その他	1
２５８	電気主任技術者（第１種～第３種）	電	５年	その他	1
電気通信事業法に定める資格					
２５９	電気通信主任技術者	通	５年	その他	1
２３５	工事担任者	通	３年	その他	1
水道法に定める資格					
２６５	給水装置工事主任技術者	管	１年	その他	1
消防法に定める資格					
１６８	甲種消防設備士	消		２級	2
１６９	乙種　〃	消		２級	2
職業能力開発促進法に定める資格					
１７１	建築大工（１級）	大		２級	2
２７１	〃　（２級）	大	３年	その他	1
１６４	型枠施工（１級）	大･と		２級	2
２６４	〃　（２級）	大･と	３年	その他	1
１６Ｂ	型枠施工（１級）（附則第４条該当※３）	大･と		２級	2
２６Ｂ	型枠施工（２級）（附則第４条該当※３）	大･と	３年	その他	1
１７２	左官（１級）	左		２級	2

別表(2)　【有資格区分コードおよび評価点】

コード	資格区分	申請できる業種	実務経験（※１）	区分	評価点
２７２	〃　（２級）	左	３年	その他	1
１５７	とび･とび工（１級）	と･解		２級	2
２５７	〃　（２級）	と･解	３年	その他	1
１５Ｂ	とび･とび工（１級）（附則第４条該当※３）	と		２級	2
２５Ｂ	〃　（２級）（附則第４条該当※３）	と	３年	その他	1
１７３	コンクリート圧送施工（１級）	と		２級	2
２７３	〃　（２級）	と	３年	その他	1
１７Ａ	コンクリート圧送施工（１級）（附則第４条該当※３）	と		２級	2
２７Ａ	〃　（２級）（附則第４条該当※３）	と	３年	その他	1
１６６	ウェルポイント施工（１級）	と		２級	2
２６６	〃　（２級）	と	３年	その他	1
１６Ｃ	ウェルポイント施工（１級）（附則第４条該当※３）	と		２級	2
２６Ｃ	〃　（２級）（附則第４条該当※３）	と	３年	その他	1
１７４	冷凍空気調和機器施工･空気調和設備配管（１級）	管		２級	2
２７４	〃　〃（２級）	管	３年	その他	1
１７５	給排水衛生設備配管（１級）	管		２級	2
２７５	〃　（２級）	管	３年	その他	1
１７６	配管･配管工（１級）	管		２級	2
２７６	〃　〃（２級）	管	３年	その他	1
１７０	建築板金「ダクト板金作業」（１級）	屋･管･板		２級	2
２７０	〃　（２級）	屋･管･板	３年	その他	1
１７７	タイル張り･タイル張り工（１級）	タ		２級	2
２７７	〃　〃　（２級）	タ	３年	その他	1
１７８	築炉･築炉工（１級）	タ		２級	2
２７８	〃　〃　（２級）	タ	３年	その他	1
１７９	ブロック建築･ブロック建築工（１級）	石･タ		２級	2
２７９	〃　〃　（２級）	石･タ	３年	その他	1
１８０	石工･石材施工･石積み（１級）	石		２級	2
２８０	〃　〃　〃　（２級）	石	３年	その他	1
１８１	鉄工･製罐（１級）	鋼		２級	2
２８１	〃　〃（２級）	鋼	３年	その他	1
１８２	鉄筋組立て･鉄筋施工（１級）	筋		２級	2
２８２	〃　〃　（２級）	筋	３年	その他	1
１８３	工場板金（１級）	板		２級	2
２８３	〃　（２級）	板	３年	その他	1
１８４	板金「建築板金作業」･建築板金「内外装板金作業」･板金工「建築板金作業」（１級）	屋･板		２級	2
２８４	〃　〃　〃（２級）	屋･板	３年	その他	1
１８５	板金･板金工･打出し板金（１級）	板		２級	2
２８５	〃　〃　〃　（２級）	板	３年	その他	1
１８６	かわらぶき（１級）	屋		２級	2
２８６	〃　（２級）	屋	３年	その他	1

別表(2)　【有資格区分コードおよび評価点】

コード	資格区分	申請できる業種	実務経験（※１）	区分	評価点
１８７	ガラス施工（１級）	ガ		２級	2
２８７	〃　（２級）	ガ		その他	1
１８８	塗装･木工塗装･木工塗装工（１級）	塗		２級	2
２８８	〃　〃　〃　（２級）	塗	３年	その他	1
１８９	建築塗装･建築塗装工（１級）	塗		２級	2
２８９	〃　〃　（２級）	塗	３年	その他	1
１９０	金属塗装･金属塗装工（１級）	塗		２級	2
２９０	〃　〃　（２級）	塗	３年	その他	1
１９１	噴霧塗装（１級）	塗		２級	2
２９１	〃　（２級）	塗	３年	その他	1
１６７	路面標示施工	塗		２級	2
１９２	畳製作･畳工（１級）	内		２級	2
２９２	〃　〃　（２級）	内	３年	その他	1
１９３	内装仕上げ施工･カーテン施工･天井仕上げ施工･床仕上げ施工･表装･表具･表具工（１級）	内		２級	2
２９３	〃　〃　〃 〃　〃　〃　〃　（２級）	内	３年	その他	1
１９４	熱絶縁施工（１級）	絶		２級	2
２９４	〃　（２級）	絶	３年	その他	1
１９５	建具製作･建具工･木工･カーテンウォール施工･サッシ施工（１級）	具		２級	2
２９５	〃　〃　〃　〃 〃　（２級）	具	３年	その他	1
１９６	造園（１級）	園		２級	2
２９６	〃　（２級）	園	３年	その他	1
１９７	防水施工（１級）	防		２級	2
２９７	〃　（２級）	防	３年	その他	1
１９８	さく井（１級）	井		２級	2
２９８	〃　（２級）	井	３年	その他	1
認定能力評価基準					
７０３	レベル３技能者	各基準に対応する業種（P117参照）		基幹	2
７０４	レベル４技能者			基幹	3
その他					
０６１	地すべり防止工事	と･井	１年	その他	1
０６Ａ	〃　（附則第４条該当※３）	と･井	１年	その他	1
０４０	基礎ぐい工事	と		２級	2
０６２	建築設備士	電･管	１年	その他	1
０６３	計装	電･管	１年	その他	1
０６０	解体工事	解		２級	2
０６４	基幹技能者	登録基幹技能者講習修了証に記載されている業種の範囲内		基幹	3
０９９	その他(※２)	所定の評価対象業種		その他	1

※１　実務経験欄に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、法第７条第２号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です（資格を取得してから、審査基準日までに、必要な実務経験年数を経過していることが必要です。）。
　ただし、平成１６年４月１日以前に「職業能力開発促進法」の２級に合格した方は、１年以上の実務経験で足ります。

※２　評価対象業種とその他の業種の所定の組み合わせによる実務経験年数が12年以上あり、かつ、評価対象とする業種の実務経験が8年以上ある場合などです。

※３　審査基準日が令和３年６月３０日以前の申請で、附則に該当する方は、「解」も選択できます。

「建設機械抵当法施行令」に規定される建設機械

種類	名称	範囲	経審評価対象
1　掘削機械	**ショベル系掘削機**	**ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの**	○
	連続式バケット掘削機	走行装置及び二二キロワット以上の掘削用原動機を有するもの	
2　基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が〇・五トン以上のもの	
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの	
	ペーパードレーンマシン		
	大口径掘削機	スクリュー式でないもの	
	アースオーガー		
	地下連続壁施工用機械		
3　トラクター類	トラクター	自重が三トン以上のもの	
	ブルドーザー	**自重が三トン以上のもの**	○
	トラクターショベル	**バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの**	○
4　運搬機械	スクレーパー	積載容量が三立方メートル以上のもの	
	機関車		
	運搬車	積載重量が一五トン以上のもの	
5　起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が三トン以上のもの	
	タワークレーン		
	デリッククレーン		
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が二トン以上	
	ウインチ	二二キロワット以上の原動機を有するもの	
	エレベーター		
6　ボーリング機械	ボーリングマシン	三キロワット以上の原動機を有するもの	
	ドリルジャンボ	鑿岩機を支持するアームが二本以上のもの	
	クローラードリル		
7　トンネル機械	たて坑掘進機		
	トンネル掘進機		
	シールド掘進機		
	ずり積み機		
8　整地・締め固め機械	**モーターグレーダー**	**自重が五トン以上のもの**	○
	スタビライザー		
	アグリゲートスプレッダー		
	ロードローラー	自重が八トン以上のもの	
	タイヤローラー		
	振動ローラー	自走式のものにあつては自重が八トン以上のもの、	
9　砕石・選別機械	フィーダー	三キロワット以上の原動機を有するもの	
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッシャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又はボールミルで、三キロワット以上の原動機を有するもの	
	選別機	トロンメル、バイブレイティングスクリーン又はクラッシファイヤーで、三キロワット以上の原動機を有するもの	
	ウォッシャー	ドラムウォッシャー又はスクリューウォッシャーで、三キロワット以上の原動機を有するもの	
10　コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ	
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの	
	コンクリートミキサー	混練容量が〇・三五立方メートル以上のもの	
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時五立方メートル以上のもの	
	コンクリートプレーサー	打設能力が毎時一〇立方メートル以上のもの	
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの	
11　舗装機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの	
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有する	
	アスファルトクッカー		
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの	
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの	
	コンクリートペーパー	装軌式のもの	
12　船舶	しゆんせつ船	ポンプしゆんせつ船、ディッパーしゆんせつ船又はグラブしゆんせつ船で、独航機能を有しないもの	
	砕岩船	独航機能を有しないもの	
	起重機船		
	くい打ち船		
	コンクリートミキサー船		
	サンドドレーン船		
	土運船	鋼製で、独航機能を有しないもの	
	作業台船		
13　その他	空気圧縮機	一四キロワット以上の原動機を有するもの	
	サンドポンプ	二九キロワット以上の原動機を有するもの	
	発動発電機		

建設機械のリース契約に関する申出書

青森県知事　あて

所　在　地
許 可 番 号
商号又は名称
代 表 者 氏 名
審 査 基 準 日　　令和　　年　　月　　日

下記の建設機械については、リース契約期間が審査基準日後１年７ヶ月に満たないうちに終了しますが、その後は当該機械を買い上げるか、もしくは引き続きリース契約を更新し審査基準日後１年７ヶ月を超える機械のリース契約を継続することを申し出ます。

記

メ ー カ ー 名

型　　式

製造・車体番号

リ ー ス 期 間　　平成・令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

※リース期間は現在契約している期間を記入

【　確認書類見本　】

項番	内　　容	資 料 名 等	掲載頁
１８	営業利益を確認する書類	決算等届出書の「損益計算書」	５７
	減価償却実施額を確認する書類	所得税青色申告決算書（一般用）	５８
		収支内訳書（一般用）（いわゆる白色申告書）	５９
		法人税申告書別表１６（１）「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」	６０
		法人税申告書別表１６（２）「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」	６１
		法人税申告書別表１６（４）「旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書」	６２
		法人税申告書別表１６（６）「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」	６３
		法人税申告書別表１６（７）「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」	６４
		法人税申告書別表１６（８）「一括償却資産の損金算入に関する明細書」	６５
３２	消費税の納税を確認する書類	消費税確定申告書の控え	６６
		消費税納税証明書（その１） （納付すべき税額が明示されているもの。 ０円の場合も同様）	６７
４１	雇用保険加入を確認する資料	雇用保険被保険者資格喪失届	６８
		労働保険（雇用保険）概算・増加概算・確定保険料申告書	６９
		労働保険（雇用保険）概算・増加概算・確定保険料領収済通知書	７０
		労働保険事務組合発行の保険料納入通知書	７１
		労働保険事務組合発行の労働保険料領収書	７２
		労働保険事務組合発行の労働保険料等領収書	７３
４２ ４３	健康保険加入を確認する資料 厚生年金保険加入を確認する資料	社会保険納付書・領収証書（現金納付）	７４
		社会保険料納入告知額・領収済額通知書（口座振込）	７５
		社会保険標準報酬決定通知書	７６
４４	建設業退職金共済制度の加入を確認する資料	建設業退職共済制度加入・履行証明願	７７

項番	内　　容	資 料 名 等	掲載頁
４５	退職一時金制度の導入を確認する資料又は企業年金制度の導入を確認する資料	就業規則（作成留意事項）	７８
		就業規則（変更）届	７９
		意見書	８０
		退職金規程の作成事例	８１
		中小企業退職金共済事業本部加入証明書	８２
		特定退職金共済制度退職金共済証	８３
		厚生年金基金発行の標準給与決定通知書	８４
		確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書	８５
４６	法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料	建設労災補償共済制度加入証明書	８６
		（一社）全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書	８７
		労働災害補償証券	８８
		団体保険制度加入証	８９
５７	防災協定の締結を確認する資料	防災協定に関する証明書	９０
６０	監査の受審状況を確認する資料	監査報告書	９１
		会計参与報告書	９２
		経理処理の適正を確認した旨の書類	９３
		経理処理の適正を確認する際の確認項目（経審申請時は添付不要）	９４～９８
６３	研究開発費の額を確認する資料	注記表	９９
６４	建設機械の所有を確認する資料	売買契約書	１００
		リース契約書	１０１
		特定自主検査記録表・移動式クレーン検査証	１０２
		特定自主検査実施時期証明書	１０３
８２	登録基幹技能者を確認する書類	登録基幹技能者講習修了証	１０４
	レベル３レベル４技能者を確認する書類	能力評価（レベル判定）結果通知書	１０５
	技術者のＣＰＤ単位取得数を確認する資料	ＣＰＤ単位取得実績証明書	１０６

項番18　営業利益を確認する書類
損益計算書

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）
（用紙Ａ４）

損　益　計　算　書
自　令和　　年　　月　　日
至　令和　　年　　月　　日

（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Ⅰ　売　上　高			（千円）
完成工事高	……		
兼業事業売上高	＿＿＿＿＿＿		……
Ⅱ　売　上　原　価			
完成工事原価	……		
兼業事業売上原価	＿＿＿＿＿＿		＿＿＿＿＿＿
売上総利益（売上総損失）			
完成工事総利益（完成工事総損失）	……		
兼業事業総利益（兼業事業総損失）	＿＿＿＿＿＿		……
Ⅲ　販売費及び一般管理費			
役員報酬	……		
従業員給料手当	……		
退職金	……		
法定福利費	……		
福利厚生費	……		
修繕維持費	……		
事務用品費	……		
通信交通費	……		
動力用水光熱費	……		
調査研究費	……		
広告宣伝費	……		
貸倒引当金繰入額	……		
貸倒損失	……		
交際費	……		
寄付金	……		
地代家賃	……		
減価償却費	……		
開発費償却	……		
租税公課	……		
保険料	……		
雑　費	＿＿＿＿＿＿		＿＿＿＿＿＿
営業利益（営業損失）			……

項目１８「営業利益」欄へ

FA3000

令和 0 年分所得税青色申告決算書（一般用）

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所		フリガナ 氏名	㊞	依頼税理士等	事務所所在地
事業所所在地		電話番号	(自宅) (事業所)		氏名(名称)
業種名	屋号	加入団体名			電話番号

整理番号

令和　年　月　日　損益計算書（自　月　日至　月　日）

提出用（令和二年分以降用）

科目		金額(円)	科目		金額(円)	科目		金額(円)
売上(収入)金額(雑収入を含む)	①		消耗品費	⑰		繰戻額等	貸倒引当金	㉞
売上原価 期首商品(製品)棚卸高	②		減価償却費	⑱				㉟
売上原価 仕入金額(製品製造原価)	③		福利厚生費	⑲			計	㊲
売上原価 小計(②+③)	④		給料賃金	⑳		繰入額等	専従者給与	㊳
売上原価 期末商品(製品)棚卸高	⑤		外注工賃	㉑			貸倒引当金	㊴
売上原価 差引原価(④−⑤)	⑥		利子割引料	㉒				㊵
差引金額(①−⑥)	⑦		地代家賃	㉓				㊶
経費 租税公課	⑧		貸倒金	㉔			計	㊷
経費 荷造運賃	⑨			㉕		青色申告特別控除前の所得金額(㉜+㉟−㊷)		㊸
経費 水道光熱費	⑩			㉖		青色申告特別控除額		㊹
経費 旅費交通費	⑪			㉗		所得金額(㊸−㊹)		㊺
経費 通信費	⑫			㉘				
経費 広告宣伝費	⑬			㉙				
経費 接待交際費	⑭		雑費	㉚				
経費 損害保険料	⑮		計	㉛				
経費 修繕費	⑯		差引金額(⑦−㉜)	㉝				

◉青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

◉下の欄には、書かないでください。

㊻		㊾		㊿	
㊼		㊿		(51)	
㊽		(51)		(52)	
㊾		(52)		(53)	

整理番号

FA3075

貸借対照表（資産負債調）

（令和　年　月　日現在）

資産の部 科目	月　日(期首)	月　日(期末)	負債・資本の部 科目	月　日(期首)	月　日(期末)
現金	円	円	支払手形	円	円
当座預金			買掛金		
定期預金			借入金		
その他の預金			未払金		
受取手形			前受金		
売掛金			預り金		
有価証券					
棚卸資産					
前払金					
貸付金					
建物					
建物附属設備					
機械装置					
車両運搬具			貸倒引当金		
工具器具備品					
土地					
			事業主借		
			元入金		
事業主貸			青色申告特別控除前の所得金額		
合計			合計		

（令和二年分以降用）◉65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

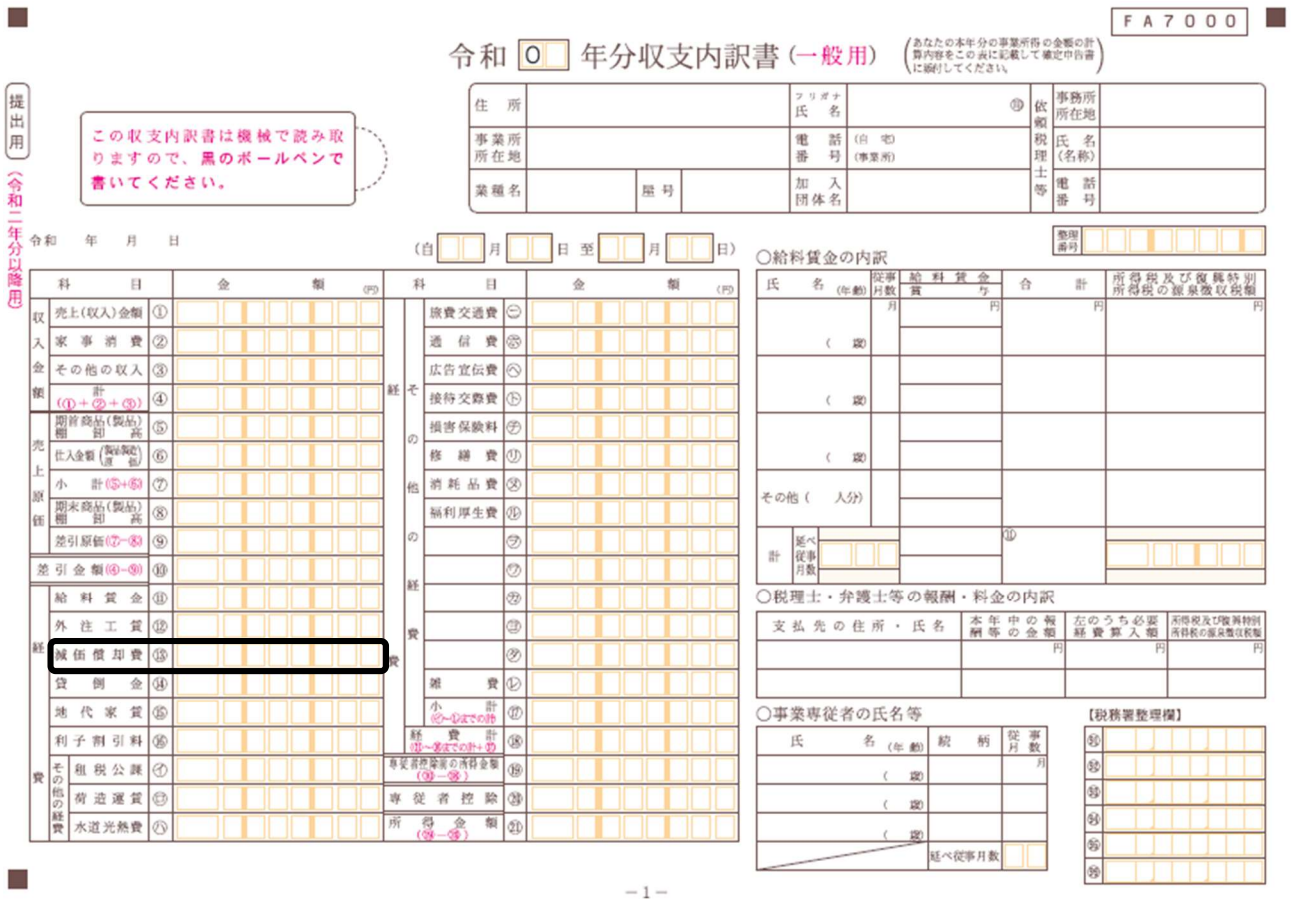
（注）「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

製造原価の計算

（原価計算を行っていない人は、記入する必要はありません。）

科目		金額
原材料費 期首原材料棚卸高	①	円
原材料費 原材料仕入高	②	
原材料費 小計(①+②)	③	
原材料費 期末原材料棚卸高	④	
原材料費 差引原材料費(③−④)	⑤	
労務費	⑥	
その他の製造経費 外注工賃	⑦	
その他の製造経費 電力費	⑧	
その他の製造経費 水道光熱費	⑨	
その他の製造経費 修繕費	⑩	
その他の製造経費 減価償却費	⑪	
その他の製造経費	⑫	
その他の製造経費	⑬	
その他の製造経費	⑭	
その他の製造経費	⑮	
その他の製造経費	⑯	
その他の製造経費	⑰	
その他の製造経費	⑱	
その他の製造経費	⑲	
その他の製造経費 雑費	⑳	
その他の製造経費 計	㉑	
総製造費(⑤+⑥+㉑)	㉒	
期首半製品・仕掛品棚卸高	㉓	
小計(㉒+㉓)	㉔	
期末半製品・仕掛品棚卸高	㉕	
製品製造原価(㉔−㉕)	㉖	

（注）㉖欄の金額は、1ページの「損益計算書」の㉑欄に移記してください。



FA7000

令和 0 年分収支内訳書（一般用）

（あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。）

提出用（令和二年分以降用）

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所		フリガナ 氏名	㊞	依頼税理士等 事務所所在地	
事業所所在地		電話番号	（自宅）（事業所）	氏名（名称）	
業種名	屋号	加入団体名		電話番号	

令和　年　月　日　（自　月　日 至　月　日）　整理番号

科目		金額（円）	科目		金額（円）
収入金額	売上(収入)金額 ①		経費 その他の経費	旅費交通費 ㋑	
	家事消費 ②			通信費 ㋺	
	その他の収入 ③			広告宣伝費 ㋩	
	計 (①+②+③) ④			接待交際費 ㋥	
売上原価	期首商品(製品)棚卸高 ⑤			損害保険料 ㋭	
	仕入金額(製品製造原価) ⑥			修繕費 ㋬	
	小計 (⑤+⑥) ⑦			消耗品費 ㋣	
	期末商品(製品)棚卸高 ⑧			福利厚生費 ㋠	
	差引原価 (⑦−⑧) ⑨			㋡	
差引金額 (④−⑨) ⑩				㋢	
経費	給料賃金 ⑪			㋣	
	外注工賃 ⑫			㋤	
	減価償却費 ⑬			㋥	
	貸倒金 ⑭			雑費 ㋦	
	地代家賃 ⑮			小計 (㋑〜㋦までの計) ㋧	
	利子割引料 ⑯		経費計 (⑪〜㉕までの計+㋧) ㉖		
	その他の経費 租税公課 ⑰		専従者給与額の内訳書 (㉙一㉚) ㉘		
	荷造運賃 ⑱		専従者控除 ㉙		
	水道光熱費 ⑲		所得金額 (㉖−㉘) ㉛		

○給料賃金の内訳

氏名（年齢）	従事月数	給料賃金 賃与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
（　歳）	月	円	円	円
（　歳）				
（　歳）				
その他（　人分）				
計	延べ従事月数		⑩	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	源泉徴収税額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等

氏名（年齢）	続柄	従事月数
（　歳）		月
（　歳）		
（　歳）		
	延べ従事月数	

【税務署整理欄】

㉜	
㉝	
㉞	
㉟	
㊱	
㊲	

別表十六(一)　令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度　・　・　・　・　法人名　（　　）

資産区分			1					
	種類		1					
	構造		2					
	細目		3					
	取得年月日		4	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	事業の用に供した年月		5					
	耐用年数		6	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額		7	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	圧縮記帳による積立金計上額		8					
	差引取得価額 (7)－(8)		9					
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額		10					
	期末現在の積立金の額		11					
	積立金の期中取崩額		12					
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)		13	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額		14					
	前期から繰り越した償却超過額		15	外	外	外	外	外
	合計 (13)＋(14)＋(15)		16					
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分	残存価額	17					
		差引取得価額(9)×5％×5/100	18					
		(16)＞(18)の場合 旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)－(17)	19					
		(16)＞(18)の場合 旧定額法の償却率	20					
		(16)＞(18)の場合 算出償却額 (19)×(20)	21	円	円	円	円	円
		(16)＞(18)の場合 増加償却額 (21)×割増率	22	( )	( )	( )	( )	( )
		(16)＞(18)の場合 計 (21)＋(22) 又は ((16)－(18))	23					
		(16)≦(18)の場合 算出償却額 ((18)－1円)×60/60	24					
	平成19年4月1日以後取得分	定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25					
		定額法の償却率	26					
		算出償却額 (25)×(26)	27	円	円	円	円	円
		増加償却額 (27)×割増率	28	( )	( )	( )	( )	( )
		計 (27)＋(28)	29					
	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)		30					
当期分の償却限度額	特別償却又は割増償却に係る償却限度額	租税特別措置法適用条項	31	条　項 ( )	条　項 ( )	条　項 ( )	条　項 ( )	条　項 ( )
		特別償却限度額	32	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		33					
	合計 (30)＋(32)＋(33)		34					
	当期償却額		35					
差引償却超過額	償却不足額 (34)－(35)		36					
	償却超過額 (35)－(34)		37					
	前期からの繰越額		38	外	外	外	外	外
	当期認容損金算入額	償却不足によるもの	39					
	当期認容損金算入額 (37)＋(38)－(39)－(40)		41					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)－(39))と((32)＋(33))のうち少ない金額		42					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		43					
	差引翌期への繰越額 (42)－(43)		44					
	翌期への繰越額の内訳	・　・　・	45					
		当期分不足額	46					
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((36)－(39))と(32)のうち少ない金額		47					
備考								

合計額（千円単位。千円未満切捨）を項番１８「減価償却実施額」欄へ

御注意

1　この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は(2)措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産（(2)の資産に該当するものを除きます。）の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

2　措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

別表十六(二)　令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①　旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

御　注　意

1　この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産（(3)の資産に該当するものを除きます。）の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2　措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類			1					
	構造			2					
	細目			3					
	取得年月日			4	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	事業の用に供した年月			5					
	耐用年数			6	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額			7	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	圧縮記帳による積立金計上額			8					
	差引取得価額 (7)－(8)			9					
償却額計算の基礎となる額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額			10					
	期末現在の積立金の額			11					
	積立金の期中取崩額			12					
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)			13	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額			14					
	前期から繰り越した償却超過額			15	外	外	外	外	外
	合計 (13)＋(14)＋(15)			16					
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額			17					
	償却額計算の基礎となる金額 (16)－(17)			18					
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分	差引取得価額×５％ (9)×5/100		19					
		(16)＞(19)の場合	旧定率法の償却率	20					
			算出償却額 (18)×(20)	21	円	円	円	円	円
			増加償却額 (21)×割増率	22	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
			計 (21)＋(22) 又は (18)－(19)	23					
		(16)≦(19)の場合	算出償却額 ((19)－1円)×60/60	24					
	平成19年4月1日以後取得分	定率法の償却率		25					
		調整前償却額 (18)×(25)		26	円	円	円	円	円
		保証率		27					
		償却保証額 (9)×(27)		28	円	円	円	円	円
		(26)＜(28)の場合	改定取得価額	29					
			改定償却率	30					
			改定償却額 (29)×(30)	31	円	円	円	円	円
		増加償却額 ((26)又は(31))×割増率		32	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		計 ((26)又は(31))＋(32)		33					
	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33)			34					
当期分の償却限度額	特別償却割増償却又は別途償却限度額	租税特別措置法適用条項		35	条　項 （　）	条　項 （　）	条　項 （　）	条　項 （　）	条　項 （　）
		特別償却限度額		36	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額			37					
	合計 (34)＋(36)＋(37)			38					
当期償却額				39					
差引償却額	償却不足額 (38)－(39)			40					
	償却超過額 (39)－(38)			41					
	前期からの繰越額			42	外	外	外	外	外
	当認償却不足によるもの			43					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((40)－(43))と((36)＋(37))のうち少ない金額)			46					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額			47					
	差引翌期への繰越額 (46)－(47)			48					
	翌期への繰越額の内訳	・　・ ・　・		49					
		当期分不足額		50					
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (((40)－(43))と(36)のうち少ない金額)			51					
備考									

合計額（千円単位。千円未満切捨）を項番１８「減価償却実施額」欄へ

別表十六(四)　令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（　　）

御注意　措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類		1						
	構造		2						
	細目		3						
	契約年月日		4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	賃貸の用又は事業の用に供した年月		5						
償却額計算の基礎となる金額	旧国外リース期間定額法	取得価額又は製作価額	6	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円	
		圧縮記帳による積立金計上額	7						
		差引取得価額 (6)－(7)	8						
		見積残存価額	9						
		償却額計算の基礎となる金額 (8)－(9)	10						
	旧リース期間定額法	旧リース期間定額法を採用した事業年度	11	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
		取得価額又は製作価額	12	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円	
		上記(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額	13						
		差引取得価額 (12)－(13)	14						
		残価保証額	15						
		償却額計算の基礎となる金額 (14)－(15)	16						
	リース期間定額法	取得価額	17	外	外	外	外	外	
		残価保証額	18						
		償却額計算の基礎となる金額 (17)－(18)	19						
帳簿記載金額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額		20						
	期末現在の積立金の額		21						
	積立金の期中取崩額		22						
	差引帳簿記載金額 (20)－(21)－(22)		23	外△	外△	外△	外△	外△	
リース期間又は改定リース期間の月数			24	（　）月	（　）月	（　）月	（　）月	（　）月	
当期における リース期間又は改定リース期間の月数			25						
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額 ((10)、(16)又は(19))×(25)/(24)		26	円	円	円	円	円	
	特別償却又は割増償却と償却限度額との選択に係る特別償却	租税特別措置法適用条項	27	条　項 （　）	条　項 （　）	条　項 （　）	条　項 （　）	条　項 （　）	
		特別償却限度額	28	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		29						
	合計 (26)＋(28)＋(29)		30						
当期償却額			31						
差引	償却不足額 (30)－(31)		32						
	償却超過額 (31)－(30)		33						
償却超過額	前期からの繰越額		34	外	外	外	外	外	
	当期認容損金額	償却不足によるもの	35						
		積立金取崩しによるもの	36						
	差引合計翌期への繰越額 (33)＋(34)－(35)－(36)		37						
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((32)－(35))と((28)＋(29))のうち少ない金額)		38						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		39						
	差引翌期への繰越額 (38)－(39)		40						
	翌期への繰越額の内訳	・ ・ ・ ・	41						
		当期分不足額	42						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (((32)－(35))と(28)のうち少ない金額)			43						

備考

別表十六(六)　令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①　繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（　　）

Ⅰ　均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類		1					
支出した年月		2					
支出した金額		3	円	円	円	円	円
償却期間の月数		4	月	月	月	月	月
当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数		5					
当期分の償却限度額 (3) × (5)/(4)		6	円	円	円	円	円
当期償却額		7					
差引	償却不足額 (6)－(7)	8					
差引	償却超過額 (7)－(6)	9					
償却超過額	前期からの繰越額	10	外	外	外	外	外
償却超過額	同上のうち当期損金認容額 ((8)と(10)のうち少ない金額)	11					
償却超過額	翌期への繰越額 (9)＋(10)－(11)	12					

Ⅱ　一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	13					
支出した金額	14	円	円	円	円	円
前期までに償却した金額	15	外	外	外	外	外
当期償却額	16					
期末現在の帳簿価額	17					

別表十六(七)　令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（措置法第67条の5又は令和2年改正前の措置法第68条の102の2）の適用を受ける場合に御使用ください。なお、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となります。

資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額　(5)－(6)	7						
資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額　(5)－(6)	7						
資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額　(5)－(6)	7						
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額((7)の計)		8					円	

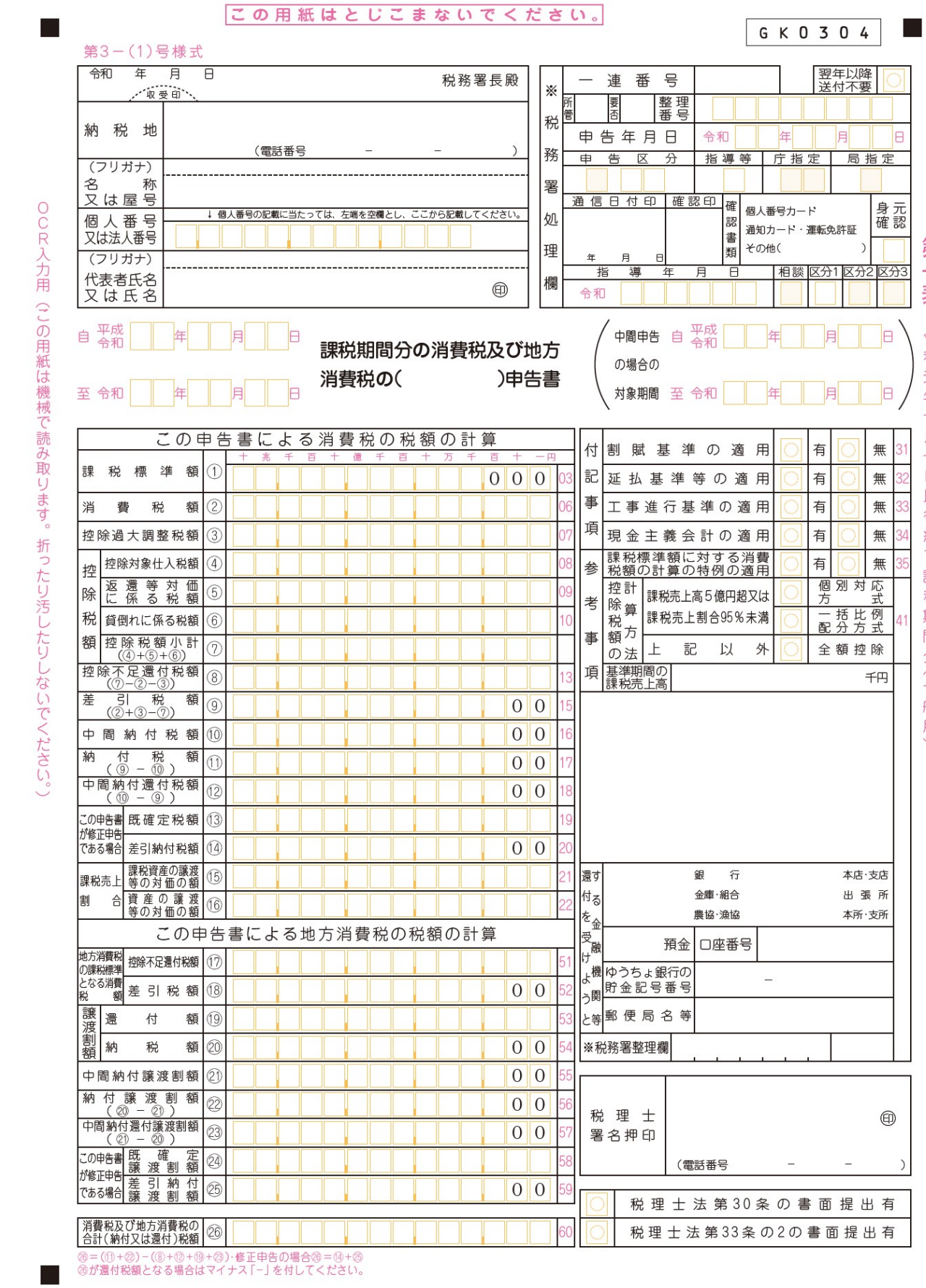
別表十六(八)　令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

①　一括償却資産の損金算入に関する明細書

事業の用に供した事業年度又は連結事業年度		1	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・	（当期分）
同上の事業年度又は連結事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額		2	円	円	円	円	円	円
当期の月数（事業の用に供した事業年度の中間申告又は連結事業年度の連結中間申告の場合は、当該事業年度又は連結事業年度の月数）		3	月	月	月	月	月	月
当期分の損金算入限度額 (2) × (3)/36		4	円	円	円	円	円	円
当期損金経理額		5						
差引	損金算入不足額 (4) － (5)	6						
	損金算入限度超過額 (5) － (4)	7						
損金算入限度超過額	前期からの繰越額	8						
	同上のうち当期損金認容額（(6)と(8)のうち少ない金額）	9						
	翌期への繰越額 (7) ＋ (8) － (9)	10						

項番３２　消費税の納税を確認する書類
消費税確定申告書の控え



この用紙はとじこまないでください。

GK0304

第3－(1)号様式

令和　年　月　日　収受印　税務署長殿

納税地　（電話番号　－　－　）

（フリガナ）名称又は屋号

個人番号又は法人番号　↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

（フリガナ）代表者氏名又は氏名　㊞

※税務署処理欄

一連番号　翌年以降送付不要

所管　要否　整理番号

申告年月日　令和　年　月　日

申告区分　指導等　庁指定　局指定

通信日付印　年　月　日　確認印　確認書類　個人番号カード　通知カード・運転免許証　その他（　）　身元確認

指導年月日　令和　相談　区分1　区分2　区分3

第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分（一般用）

自 平成/令和　年　月　日

至 令和　年　月　日

課税期間分の消費税及び地方消費税の（　）申告書

中間申告の場合の対象期間　自 平成/令和　年　月　日　至 令和　年　月　日

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	千円未満000	03	
消費税額	②		06	
控除過大調整税額	③		07	
控除税額	控除対象仕入税額	④		08
	返還等対価に係る税額	⑤		09
	貸倒れに係る税額	⑥		10
	控除税額小計（④+⑤+⑥）	⑦		
控除不足還付税額（⑦−②−③）		⑧		13
差引税額（②+③−⑦）		⑨	00	15
中間納付税額		⑩	00	16
納付税額（⑨−⑩）		⑪	00	17
中間納付還付税額（⑩−⑨）		⑫	00	18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬		19
	差引納付税額	⑭	00	20
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮		21
	資産の譲渡等の対価の額	⑯		22

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰		51
	差引税額	⑱	00	52
譲渡割額	還付額	⑲		53
	納税額	⑳	00	54
中間納付譲渡割額		㉑	00	55
納付譲渡割額（⑳−㉑）		㉒	00	56
中間納付還付譲渡割額（㉑−⑳）		㉓	00	57
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔		58
	差引納付譲渡割額	㉕	00	59
消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額		㉖		60

㉙＝(⑪+㉒)−(⑧+⑫+⑲+㉓)・修正申告の場合㉙＝⑭+㉕

㉖が還付税額となる場合はマイナス「−」を付してください。

付記事項	割賦基準の適用	有 無 31
	延払基準等の適用	有 無 32
	工事進行基準の適用	有 無 33
	現金主義会計の適用	有 無 34
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有 無 35
参考事項	控除税額の計算方法	課税売上高5億円超又は課税売上割合95％未満：個別対応方式／一括比例配分方式 41
		上記以外：全額控除
	基準期間の課税売上高	千円

還付を受ける金融機関等　銀行／金庫・組合／農協・漁協　本店・支店／出張所／本所・支店　預金　口座番号　ゆうちょ銀行の貯金記号番号　－　郵便局名等

※税務署整理欄

税理士署名押印　㊞　（電話番号　－　－　）

□ 税理士法第30条の書面提出有

□ 税理士法第33条の2の書面提出有

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

項番３２　消費税の納税を確認する書類
納税証明書（その１）

納　税　証　明　書

（その１　納税額等証明用）

収入

住　所(所在地)　　東京都千代田区霞が関３丁目１－１

氏　名(名　称)　　国税商事　株式会社

代　表　者　氏　名　代表取締役　国税　昌

税　目	

年度及び区分	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納期限等
	申　告　額	更正・決定後の額			
(自)平成31年１月１日 (至)令和１年12月31日 本税	¥0	＊＊＊＊＊＊＊＊＊	¥0	＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊
(自)令和２年１月１日 (至)令和２年12月31日 本税	¥0	＊＊＊＊＊＊＊＊＊	¥0	＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊
	以　下		余　白		

見　本

（備　考）
○　証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局（国税事務所）の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

徴管（証明）　第　０００００１　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

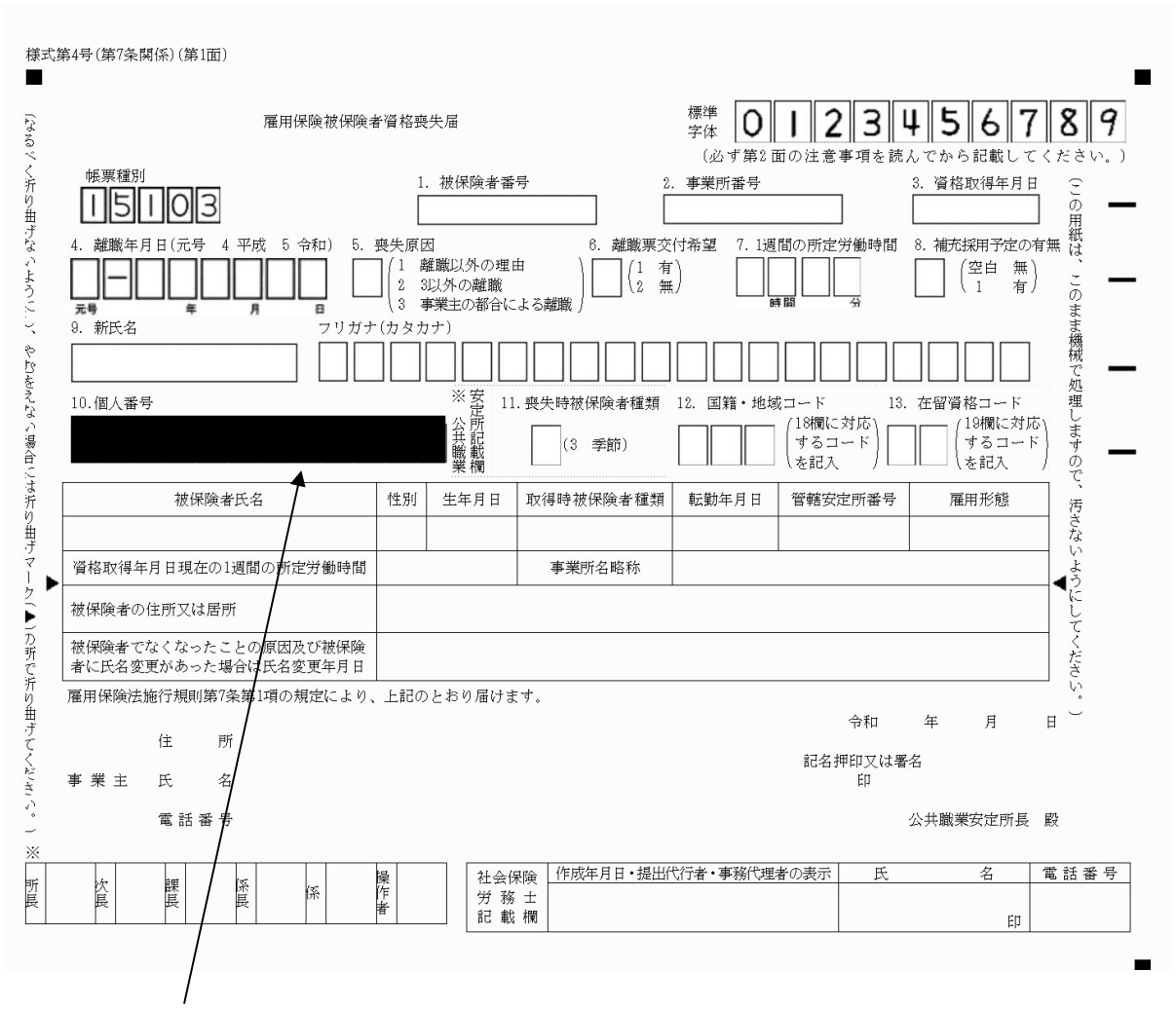
令和○○年○○月○○日　　○○税務署長

財務事務官　　○○　○○

署長印

CC 24

項番４１　雇用保険加入を確認する書類
雇用保険被保険者資格喪失届



様式第4号(第7条関係)(第1面)

雇用保険被保険者資格喪失届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

帳票種別 1 5 1 0 3

1. 被保険者番号

2. 事業所番号

3. 資格取得年月日

4. 離職年月日(元号　4 平成　5 令和)　元号　年　月　日

5. 喪失原因　1 離職以外の理由　2 3以外の離職　3 事業主の都合による離職

6. 離職票交付希望　(1 有　2 無)

7. 1週間の所定労働時間　時間　分

8. 補充採用予定の有無　(空白 無　1 有)

9. 新氏名

フリガナ(カタカナ)

10.個人番号

※安定所記載欄 公共職業

11.喪失時被保険者種類　(3 季節)

12. 国籍・地域コード　(18欄に対応するコードを記入)

13. 在留資格コード　(18欄に対応するコードを記入)

被保険者氏名	性別	生年月日	取得時被保険者種類	転勤年月日	管轄安定所番号	雇用形態
資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間			事業所名略称			
被保険者の住所又は居所						
被保険者でなくなったことの原因及び被保険者に氏名変更があった場合は氏名変更年月日						

雇用保険法施行規則第7条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

令和　年　月　日

住所

事業主　氏名　記名押印又は署名　印

電話番号

公共職業安定所長　殿

(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

※(なるべく折り曲げないようにして、やむをえない場合には折り曲げマーク(▶◀)の所で折り曲げてください。)

所長		次長		課長		係長		係		操作者	

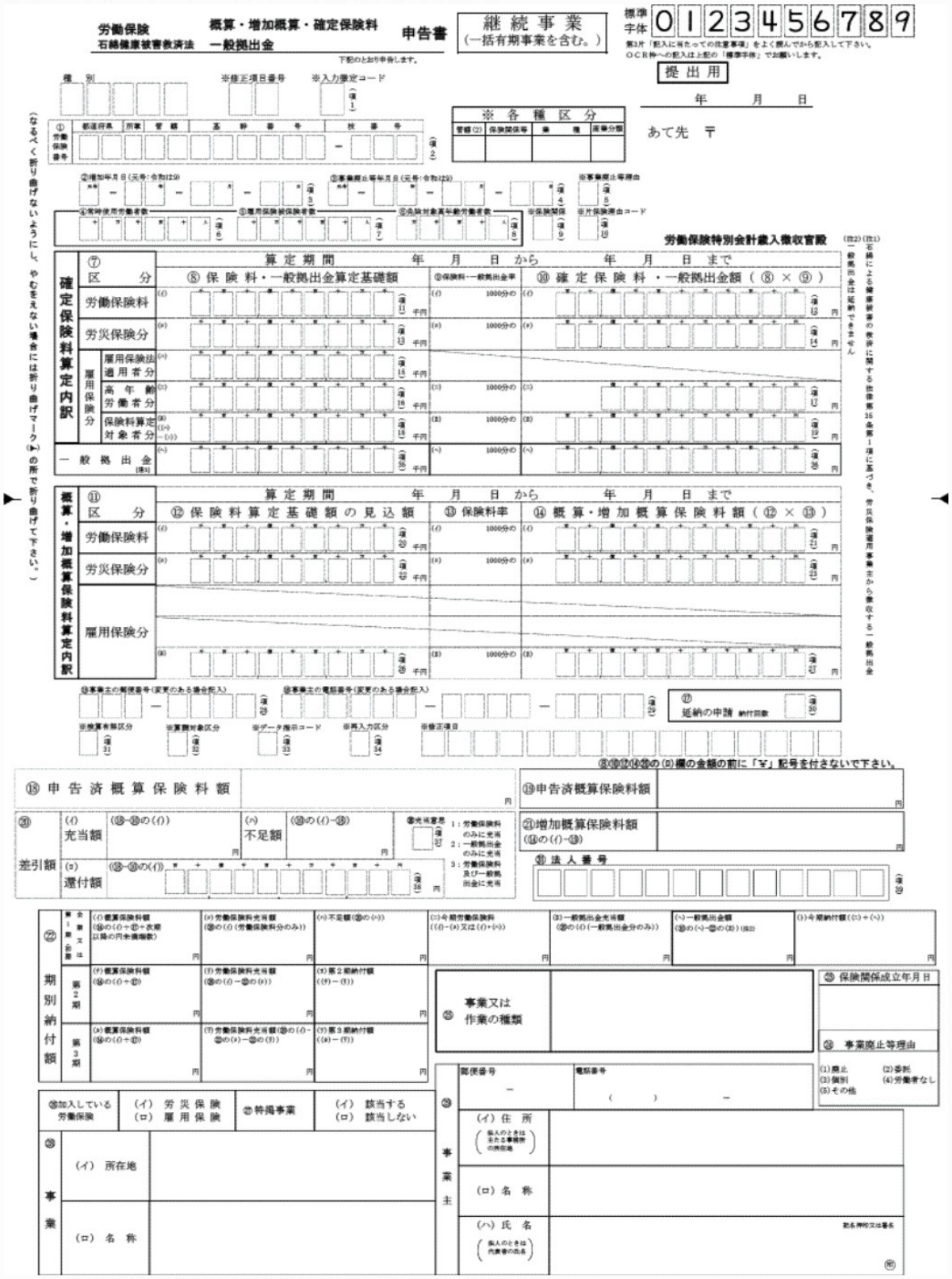
社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		印	

個人番号（マイナンバー）が記入されている場合、黒塗り（原本に付箋紙を貼ってコピー等）した状態で提出してください

項番４１　雇用保険加入を確認する資料

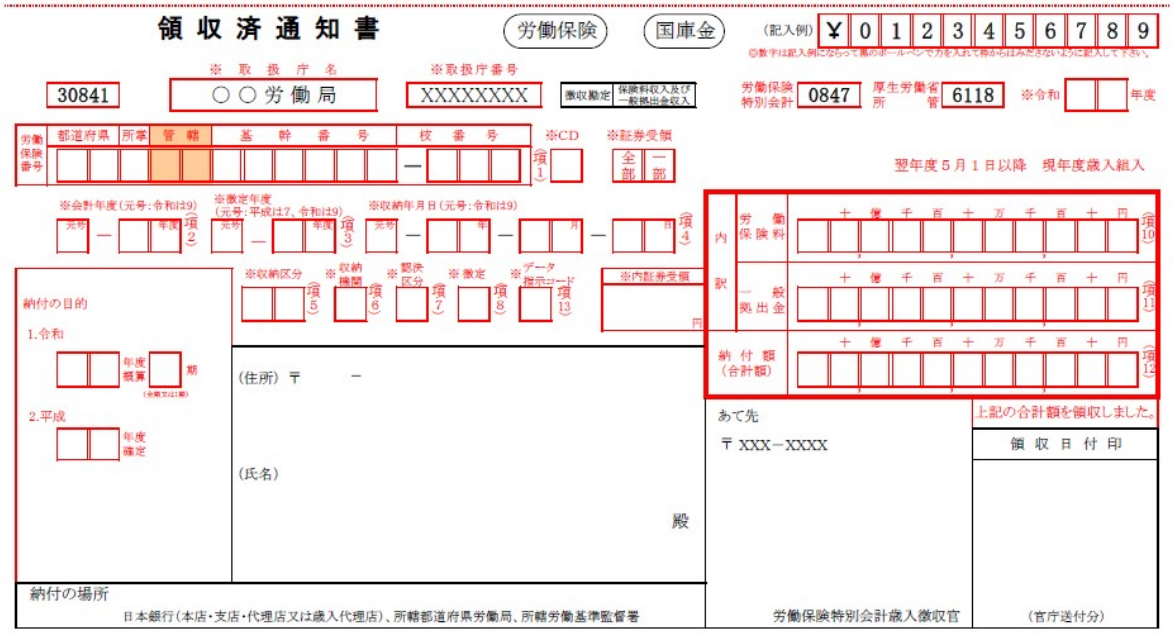
労働保険（雇用保険）概算・増加概算・確定保険料申告書

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）



労働保険
石綿健康被害救済法　一般拠出金
概算・増加概算・確定保険料　申告書
継続事業（一括有期事業を含む。）
標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
提出用
年　月　日
あて先　〒
労働保険特別会計歳入徴収官殿
確定保険料算定内訳
概算・増加概算保険料算定内訳
一般拠出金
期別納付額
事業
事業主

項番４１　雇用保険加入を確認する資料
労働保険（雇用保険）概算・増加概算・確定保険料領収済通知書



領収済通知書

労働保険　国庫金

（記入例）¥0123456789

※数字は記入例にならって黒のボールペンで力を入れて枠からはみださないように記入して下さい。

※取扱庁名：○○労働局　30841

※取扱庁番号：XXXXXXX

徴収勘定：保険料収入及び一般拠出金収入

労働保険特別会計　0847　厚生労働省所管　6118　※令和　年度

労働保険番号：都道府県　所掌　管轄　基幹番号　枝番号　項1　※CD　※証券受領　全部　一部

翌年度５月１日以降　現年度歳入組入

※会計年度（元号：令和は9）　項2
※徴定年度（元号：平成は7、令和は9）　項3
※収納年月日（元号：令和は9）　項4

※収納区分　項5　※収納機関　項6　※還付区分　項7　※徴定　項8　※データ指示コード　項13

※内証券受領額　円

内訳：労働保険料　項10　一般拠出金　項11　納付額（合計額）　項12

納付の目的
1.令和　年度　概算　期（令和又は9）
2.平成　年度　確定

（住所）〒　－

（氏名）

殿

あて先
〒XXX－XXXX

上記の合計額を領収しました。
領収日付印

納付の場所
日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

労働保険特別会計歳入徴収官

（官庁送付分）

項番４１　雇用保険加入を確認する資料
労働保険事務組合発行の保険料納入通知書

組様式第7号(甲)

労働保険料等納入通知書　（事業主用）

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

委託事業主の　住所

氏名　　殿

金					万	千	百	十	円

上記金額を労働保険料第　　期分及び一般拠出金として　　年　　月　　日までに当事務組合に納入してください。

年　　月　　日

労働保険事務組合　の　所在地

名称

算定方法

年度確定				年度概算			
賃金総額		料率	確定保険料	賃金総額		料率	確定保険料
労災	※　千円	1,000	円	労災	※　千円	1,000	円
特別加入		1,000		特別加入		1,000	
雇用		1,000		雇用		1,000	
合計		①		合計			⑥
申告済概算保険料		②		期別納付額	区分	概算保険料額	各期納付額
差引額	充当額	③(②－①)			全期第1期	⑦(⑥÷3)　円	⑧(⑦－③又は⑦+⑤)　円
	還付額	④(②－①又は②－①－③)			第2期	⑨(⑥÷3)	⑩
	不足額	⑤(①－②)			第3期	⑪(⑥÷3)	⑫

賃金総額		料率	一般拠出金額
一般拠出金	※　千円	1,000	円

(注)　※については、労災保険に係る賃金総額の同額を記入下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した有期事業は、一般拠出金算定対象とはなりませんので、当該有期事業分を差し引いた賃金総額を記入してください。

項番４１　雇用保険加入を確認する資料
労働保険事務組合発行の労働保険料領収書

組様式第８号

労働保険料領収書

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

委託事業主の
住　所
氏　名　　殿

金			万	千	百	十	円

上記の金額を受領しました。

	種別	受領金額	摘要
内訳	概算保険料 全・1・2・3	円	
	確定保険料		
	追徴金		
	延滞金		
	計		

領収年月日　平成　　年　　月　　日

労働保険事務組合の

名　称

所在地

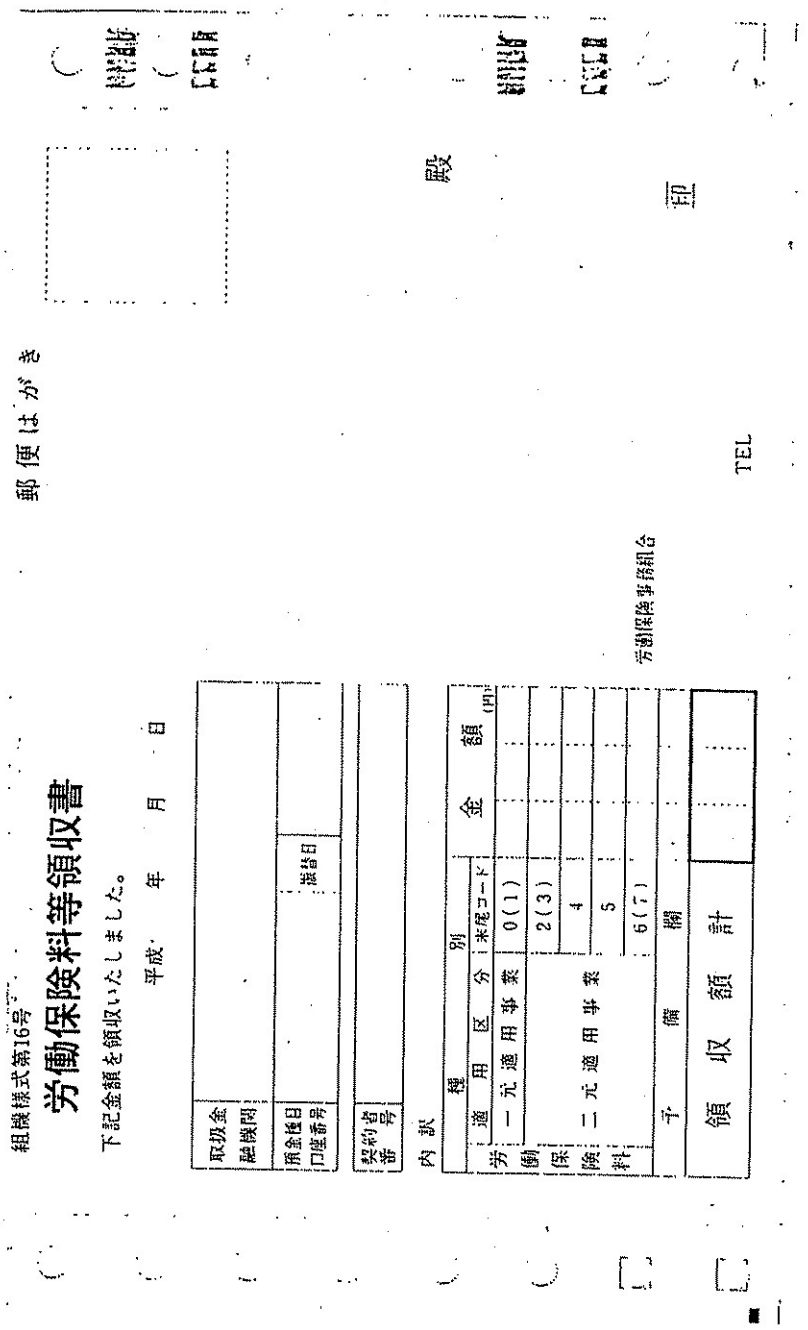
No

記名押印又は署名

代表者　　㊞

（13.2）

項番４１　雇用保険加入を確認する資料
労働保険事務組合発行の労働保険料等領収書


組機様式第16号

労働保険料等領収書

下記金額を領収いたしました。

平成　　年　　月　　日

取扱金融機関	
預金種目 口座番号	振替日
契約者番号	

内訳

種別			金額 (円)
適用区分		末尾コード	
労働保険料	一元適用事業	0(1)	
		2(3)	
		4	
	二元適用事業	5	
		6(7)	
手数料			
領収額計			

郵便はがき

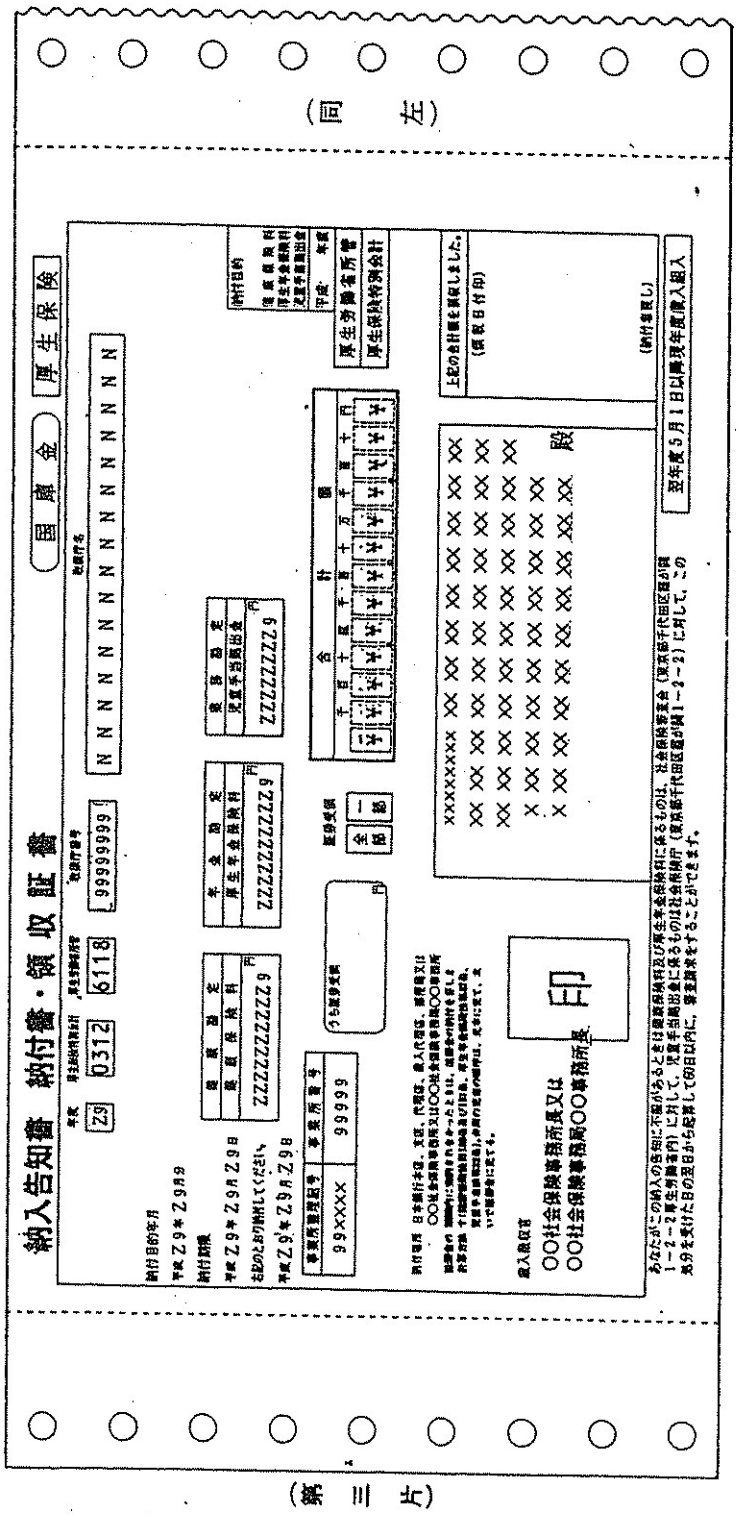
殿

印

労働保険事務組合

TEL

項番４２　健康保険加入を確認する資料
項番４３　厚生年金保険加入を確認する資料
　　社会保険料納入告知書納付書・領収証書（現金納付）



項番４２　健康保険加入を確認する資料
項番４３　厚生年金保険加入を確認する資料
社会保険料納入告知額・領収済額通知書（口座振込）

保険料納入告知額・領収済額通知書

ＺＺＺＺ９

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)までに振替されるようお願いします。

事業所整理記号	９９ＸＸＸＸ	事業所番号	９９９９９
納付目的年月	ＸＸ Ｚ９ 年 Ｚ９ 月	納付期限	ＸＸ Ｚ９ 年 Ｚ９ 月 Ｚ９ 日

健康勘定	年金勘定	業務勘定
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金
ＺＺＺＺＺＺＺＺＺＺ９	ＺＺＺＺＺＺＺＺＺＺ９	ＺＺＺＺＺＺＺＺ９
合　計　額	￥￥￥，￥￥￥，￥￥￥，￥￥９円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

ＸＸ Ｚ９ 年 Ｚ９ 月 分 保 険 料	領収日ＸＸ Ｚ９ 年 Ｚ９ 月 Ｚ９ 日
健康勘定	年金勘定	業務勘定
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金
ＺＺＺＺＺＺＺＺＺＺ９	ＺＺＺＺＺＺＺＺＺＺ９	ＺＺＺＺＺＺＺＺ９
合　計　額	￥￥￥，￥￥￥，￥￥￥，￥￥９円	

ＸＸ　Ｚ９年Ｚ９月Ｚ９日

歳入徴収官

○○社会保険事務所長又は
○○社会保険事務局○○事務所長

印

ＸＸＸＸＸＸＸＸ　ＸＸＸＸＸＸＸＸ

項番４２　健康保険加入を確認する資料
項番４３　厚生年金保険加入を確認する資料
　　社会保険標準報酬決定通知書

様

平成２９年１月から、賞与支払届、月額変更届、月額算定基礎届に対する通知書のレイアウトが変わりました。

通知書は、処理が完了した方の分から順次発送しております。すでにご提出済みの方が今回の通知書に含まれていない場合、処理が完了次第、送付いたします。

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号
事業所番号

被保険者整理番号	被保険者氏名	※1 適用年月	決定後の標準報酬月額		※1 生年月日	※2 種別
			(健保)	(厚年)		
4						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
15						
19						
20						
21						
22						
23						
25						

※1　元号　　S：昭和　H：平成　R：令和
※2　種別　　第一種：男性　第二種：女性　第三種：坑内員　特例第一種：男性（基金加入）　特例第二種：女性（基金加入）
特例第三種：坑内員（基金加入）

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和　年　月　日

日本年金機構理事長　　印

（青森年金事務所）

項番４４　建設業退職金共済制度の加入を確認する資料
建設業退職金共済事業加入・履行証明書

経営事項審査申請用

建設業退職金共済事業加入・履行証明願

共済事業加入及び共済契約の履行状況を下記により証明願います。

年　月　日

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建退共青森県支部長 殿

住所
申請者（共済契約者）　名称
代表者
電話番号

① 共済契約成立年月日　年　月　日	⑩ 直前決算日における直近１か年間の元請から受けた電子申請による掛金充当額　円
② 共済契約者番号　－	⑪ 直前決算日における直近１か年間の下請に行った電子申請による掛金充当額　円
③ 建設キャリアアップシステム事業者ＩＤ	⑫ 事務受託者番号
④ 直前決算日における被共済者数　人	⑬ 決算日及び決算期間 年　月　日～　年　月　日
⑤ 直前決算日における直近1か年間の手帳更新数　冊	
⑥ 直前決算日における直近1か年間の証紙購入額　円	⑭ 工事施工高 （土木）　（建築・その他） 公共工事　千円　千円 民間工事　千円　千円 合計　千円
⑦ 直前決算日における直近1か年間の元請から現物で交付を受けた証紙の金額　円	
⑧ 直前決算日における直近1か年間の下請へ現物で交付した証紙の金額　円	
⑨ 直前決算日における直近1か年間の電子申請による掛金充当額（自社分）　円	⑮ その他

建設業退職金共済事業加入・履行証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証第　号

年　月　日

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建退共青森県支部

支部長

(就業規則についての留意事項)

１．就業規則により労働条件を明示するのは次のとおりです。

- 就業規則に明示するもの
  - 必ず規定するもの
    - ①始業と終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、交替勤務　②賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切日及び支払日、昇給　③退職に関する事項
  - 使用者が定めている場合に規定するもの
    - ①退職手当の適用労働者の範囲、決定、計算及び支払方法、支払時期　②その他の手当、賞与、最低賃金　③労働者に負担させる食費など　④安全、衛生　⑤職業訓練　⑥災害補償及び業務外の傷病扶助　⑦表彰及び制裁　⑧休職　⑨その他事業場の全労働者に適用される事項

２．Ｐ.58、59の届出書様式により正本１部、写し１部を届出ください。労働者代表の意見書は必ず必要です。

項番４５　退職一時金制度の導入を確認する資料
又は企業年金制度の導入を確認する資料
就業規則（変更）届

就業規則（変更）届

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿ 労働基準監督署長　殿

今回、別添のとおり当社の就業規則を制定・変更いたしましたので、意見書を添えて提出します。

主な変更事項

条文	改　正　前	改　正　後

労働保険番号	都道府県		所轄	管轄		基幹番号						枝番号			被一括事業番号			
ふりがな 事業場名																		
所在地																		
使用者職氏名																		㊞
業種・労働者数											企業全体 事業場のみ							人 人

前回届出から名称変更があれば旧名称
また、住所変更もあれば旧住所を記入。

項番４５　退職一時金制度の導入を確認する資料
又は企業年金制度の導入を確認する資料
意見書

意　　見　　書

年　　月　　日

＿＿＿

作成事例

退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項が必要である。

〔説明〕

退職手当は、法律上必ず支払わなければならないものではありませんが、これを支払う場合には、退職手当の受給権の内容が確定されるように明確に定めておく必要があります。

① 適用される労働者の範囲

退職手当制度の適用対象とする労働者の範囲を限定する場合には、その範囲を明確に定めておく必要があります。

② 退職手当の決定、計算及び支払の方法

勤続年数、退職事由等の退職手当額決定の要素や、退職手当額の算定方法、一時金で支払うか年金で支払うか又は選択が可能であるか等の支払の方法等を定めておく必要があります。

また、懲戒解雇等に係る退職者について退職手当を不支給ないし減額する場合には、このような給付制限も退職手当の決定・計算の方法ですので就業規則に記載する必要があります。

③ 退職手当の支払の時期

退職手当の支払日について、少なくともいつまでには支払うのかを明らかにしておく必要があります。

規定例（退職手当）

第〇条　退職手当は、勤続期間１年以上で退職又は死亡したとき支給する。

第〇条　１　退職手当は、退職時の基礎賃金に、勤続年数に応じ別表〈略〉の支給率を乗じて、計算した金額とする。

２　従業員が、事業の都合によって退職した場合には、前項の額に1.2を乗じて計算した金額とする。

第〇条　１　退職手当は、支給事由の生じたときから１ヶ月以内に、通貨で直接本人に支給するものとする。

２　本人の書面による申出がなされた場合には、前項の規定にかかわらず、本人の指定する預貯金口座に全額振込むことにより、又は銀行振出小切手、銀行支払保証小切手、郵便為替により支払うことができる。

第〇条　懲戒解雇の場合には、原則として退職手当を支給しない。ただし、諭旨解雇の場合、情状によっては減額の上支給することがある。

項番４５　退職一時金制度の導入を確認する資料
又は企業年金制度の導入を確認する資料
中小企業退職金共済事業本部　加入証明書

加　入　証　明　書

共済契約者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

共済契約者番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約成立年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

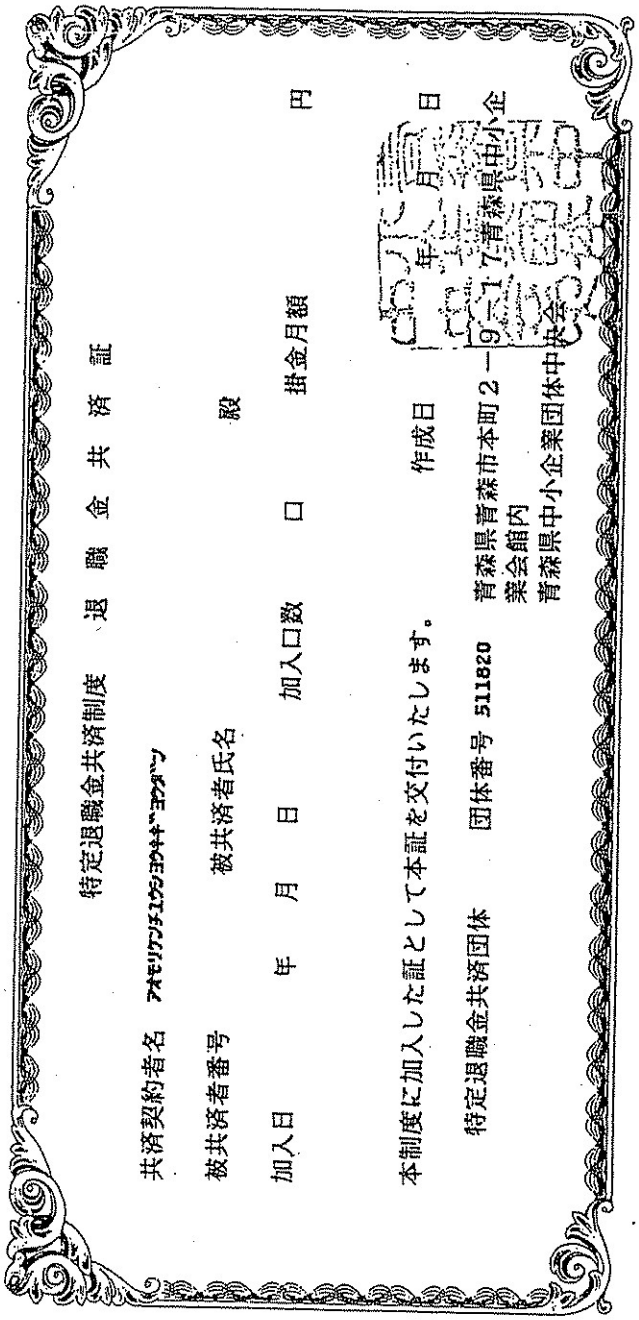
上記の者は中小企業退職金共済法に基づく退職金共済契約者であることを証明します。

令和　　年　　月　　日

発　行　者

東京都豊島区東池袋１丁目２４番１号
独立行政法人
勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部長

項番４５　退職一時金制度の導入を確認する資料
又は企業年金制度の導入を確認する資料
特定退職金共済制度退職金共済証



特定退職金共済制度　退職金共済証

共済契約者名　アオモリアンチエイジングヨウヒンカブシキガイシャ

被共済者番号　　被共済者氏名　　殿

加入日　　年　月　日　　加入口数　　口　　掛金月額　　円

本制度に加入した証として本証を交付いたします。　作成日　　年　月　日

特定退職金共済団体　　団体番号 511820　青森県青森市本町２－９－１７青森県中小企業会館内
青森県中小企業団体中央会

項番４５　退職一時金制度の導入を確認する資料
　　又は企業年金制度の導入を確認する資料
　　厚生年金基金発行の加入員標準給与決定通知書

基金→事業所

厚生年金基金 加入員報酬標準給与決定通知書

①届書種別	使用区分	頁	⑪厚生年金基金番号	基	⑫事業所番号
609	訂正 取消				

事業所整理記号 ※

（この通知書のことで不服があるときなど）
この通知書のことでわからないことがあるときは当基金でお尋ねください。
また、この通知書の決定に不服があるときはこの通知書を受けとった日の翌日から60日以内に文書または口頭で、地方社会保険事務局内の社会保険審査官に審査請求をすることができます。

⑦健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失年月日	④被保険者の氏名	⑩生年月日	⑨性別	⑤⑥従前の標準報酬月額	⑧従前の改定月・原因

⑬算定基礎月の報酬支払基礎日数	㋐金銭（通貨）によるものの額	㋑現物によるものの額	㋒合計	⑭支払基礎日数20日以上の月の報酬月額の総計	⑮適用年月	⑯備考 遡及支払額 昇(降)給差の月額 昇（降）給月
				⑰平均額	⑱修正平均額	
				⑲⑳決定後の標準報酬月額		

⑩加入員番号	C・D	㉑加算月変サイン	㊦加算給与	※厚生年金基金算定

社会保険事務所

第号	氏名	元号 生年月日	種別	健保の従前 千円	厚年の従前 千円	※ 年月
支払基礎日数 4 月 日	金銭（通貨）によるものの額 円	現物によるものの額 円	合計 円	総計 円	適用年月 年 月 9	備考 円 円 年月
5 月 日	円	円	円	平均 円	修正平均 円	
6 月 日	円	円	円	健保の決定 千円	厚年の決定 千円	

基金 加入員番号	CD	加算月変該当	加算給与 円	保険者算定

社会保険事務所

第号	氏名	元号 生年月日	種別	健保の従前 千円	厚年の従前 千円	※ 年月
支払基礎日数 4 月 日	金銭（通貨）によるものの額 円	現物によるものの額 円	合計 円	総計 円	適用年月 年 月 9	備考 円 円 年月
5 月 日	円	円	円	平均 円	修正平均 円	
6 月 日	円	円	円	健保の決定 千円	厚年の決定 千円	

基金 加入員番号	CD	加算月変該当	加算給与 円	保険者算定

社会保険事務所

第号	氏名	元号 生年月日	種別	健保の従前 千円	厚年の従前 千円	※ 年月
支払基礎日数 4 月 日	金銭（通貨）によるものの額 円	現物によるものの額 円	合計 円	総計 円	適用年月 年 月 9	備考 円 円 年月
5 月 日	円	円	円	平均 円	修正平均 円	
6 月 日	円	円	円	健保の決定 千円	厚年の決定 千円	

基金 加入員番号	CD	加算月変該当	加算給与 円	保険者算定

平成　年　月　日　提出された加入員報酬標準給与月額算定基礎届にもとづきうえの通り標準給与が決定されましたので通知します

平成　年　月　日
厚生年金基金理事長　印

③

事業所所在地	〒　－
名称	
事業主氏名	殿
電話	（　）局　番

609－05

項番４５　退職一時金制度の導入を確認する資料
　　又は企業年金制度の導入を確認する資料
　　確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書

証明番号第　　号

事業所名

殿

加　入　証　明　書

貴事業所は、確定拠出年金法（平成１３年法律第８８号）第４条の規定により承認を受けた、確定拠出年金企業型年金実施事業所であることを証明します。

東北厚生局承認日：平成　　年　　月　　日
承　認　番　号　：
企業型年金実施日：平成　　年　　月　　日

平成　　年　　月　　日

確定拠出年金運営管理機関（登録番号６８）
登録日：平成　　年　　月　　日

株式会社○○銀行
取締役頭取○○○○

項番４６　法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料
建設労災補償共済制度加入証明書

建設労災補償共済制度
加入証明書

この加入証明書は建設業者が発注官公庁等に提示するものです。

共済契約種類　年間完成工事高契約

共済契約者　虎ノ門建設株式会社

代表取締役　虎ノ門一朗　様

共済契約番号	902999999
共済金区分	1,000 万円
補償開始日	平成 14 年 4 月 1 日
契約開始日	平成 14 年 4 月 1 日
契約終了日	平成 15 年 3 月 31 日
補償対象	共同企業体及び海外工事を除く全工事現場を補償します。
共同企業体を除く完成工事高	100,000 千円
掛金額	38,000 円

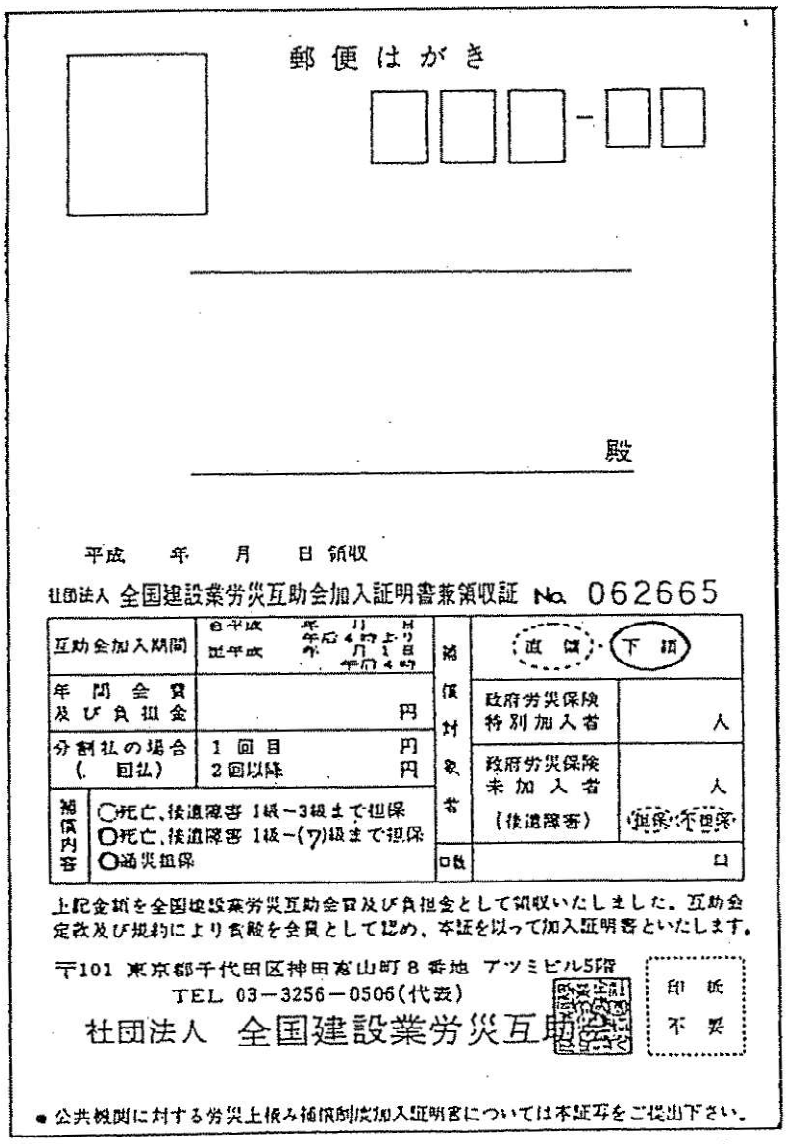
上記のとおり加入していることを証明します。

作成日　平成 14 年 4 月

東京都港区虎ノ門１－22－15（虎ノ門N[illegible]

財団法人 建設業福祉共済団

項番４６　法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料
（一社）全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書



郵便はがき

□□□－□□

殿

平成　年　月　日 領収

社団法人 全国建設業労災互助会加入証明書兼領収証 No. 062665

互助会加入期間	自平成 平成4年4月1日より 至平成 平成 年 月 日	補償対象者	(直傭)・下請	
年間会費及び負担金	円		政府労災保険特別加入者	人
分割払の場合（　回払）	1回目 円 2回以降 円		政府労災保険未加入者（後遺障害）	人 (担保)・不担保
補償内容	○死亡、後遺障害 1級－3級まで担保 ○死亡、後遺障害 1級－(7)級まで担保 ○通災担保		口数	口

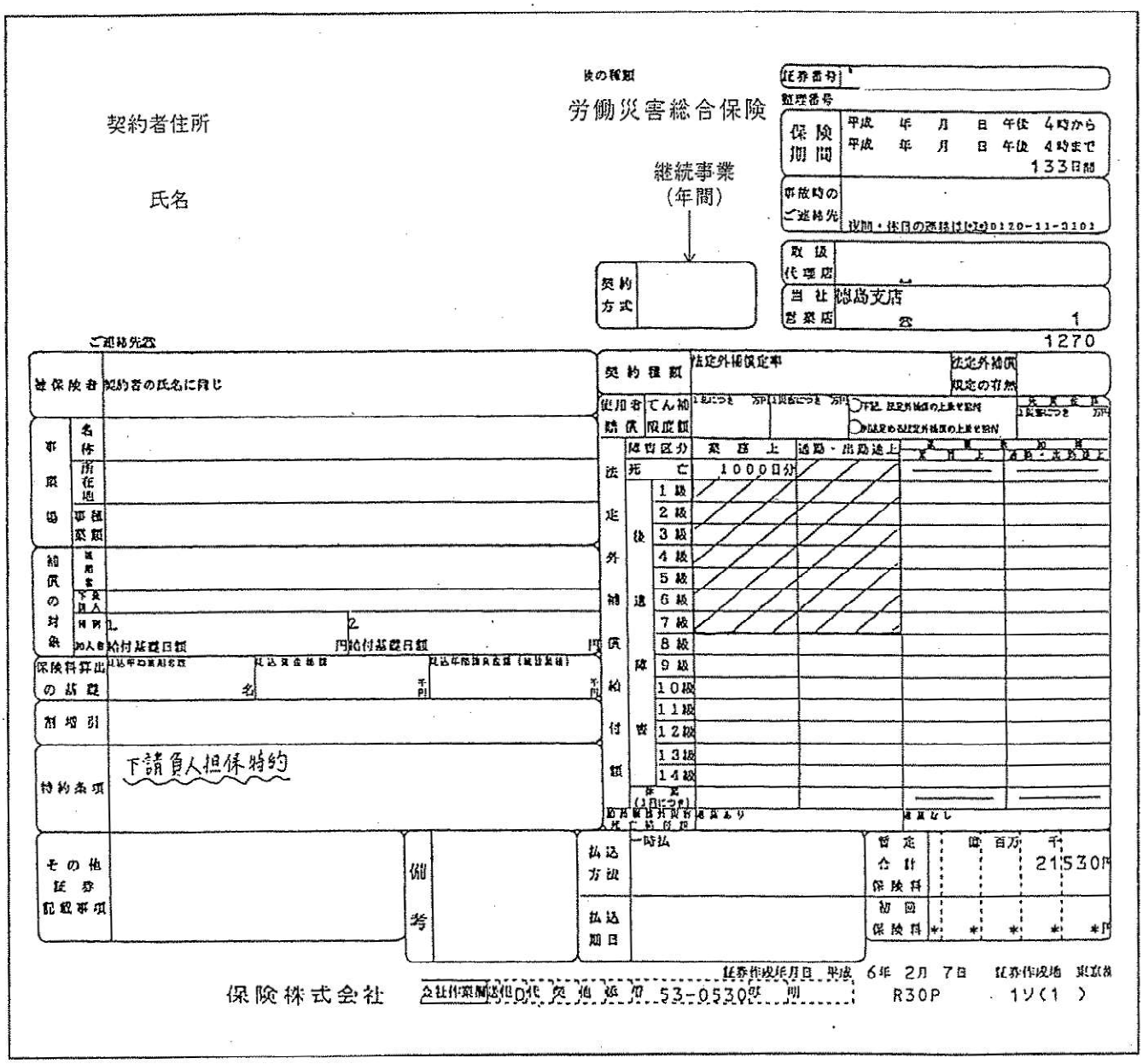
上記金額を全国建設業労災互助会費及び負担金として領収いたしました。互助会定款及び規約により会員を会員として認め、本証を以って加入証明書といたします。

〒101 東京都千代田区神田高山町８番地 アツミビル5階
TEL 03－3256－0506(代表)
社団法人 全国建設業労災互助会

印紙不要

●公共機関に対する労災上積み補償制度加入証明書については本証写をご提出下さい。

項番４６　法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料
労働災害補償証券



労働災害総合保険

契約者住所

氏名

継続事業
（年間）

保険期間
平成　年　月　日　午後　4時から
平成　年　月　日　午後　4時まで
133日間

事故時のご連絡先
休日・休日の連絡は[0120-11-3101]

取扱代理店

当社営業店
総島支店
1270

ご連絡先

被保険者　契約者の氏名に同じ

事業場
名称
所在地
事種業類

給付の対象
賃金
下請人
1.　2.
給付基礎日額　円　給付基礎日額　円

保険料算出の基礎
名　千円　千円

割増引

特約条項
下請負人担保特約

契約種類　法定外補償定率
法定外補償限定の有無
使用者賠償　てん補限度額　1事故につき　万円　1災害につき　万円
下記、設定額の上乗せ契約
別記定める設定外補償の上乗せ契約
1事業につき　万円

法定外補償給付額

障害区分		業務上	通勤・出勤途上
死亡		1000日分	
後遺障害	1級		
	2級		
	3級		
	4級		
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	9級		
	10級		
	11級		
	12級		
	13級		
	14級		
休業（1日につき）			

業務上　通勤・出勤途上
死亡　障害　休業
給付あり　給付なし

その他証券記載事項

備考

払込方法　一時払
払込期日

暫定合計保険料　百万　千　21530円
初回保険料　円

証券作成年月日　平成　6年　2月　7日　証券作成地　東京都
保険株式会社　本社作業部送付先　〒530-0530　R30P　1ソ(1　)

○特約事項等に以下の記載があることを確認してください。

・業務災害と通勤（出勤と退勤両方）災害を担保している。

・死亡及び労働災害補償保険の傷害等級第１級から第７級を補償（業務起因性疾病は対象外）している。

・直接の使用関係にある下請負人の直接使用関係にある職員すべてを対象としている。

〔年間包括契約用〕

加入会社名	□□□-□□ TEL(　)　－ 殿

（社）日本造園建設業協会
団体保険制度加入証

貴社は社団法人日本造園建設業協会と安田火災海上保険株式会社との間に締結された団体保険契約に下記の通り加入されたことを証します。

保険期間	平成　年　月　日から 平成　年　8　月　1　日まで 年（月）間

貴社の加入された団体保険制度とその内容

加入された制度 / 加入の内容	○ 労災保険上の上積補償制度（労働災害総合保険）	造園建設業第三者賠償責任団体保険制度（請負業者賠償責任保険）
証券番号		
被保険者番号		
加入口数	基本契約 A・B・C型　口	
	休業補償特約　口	
契約内容	裏面に記載のとおりです。	
掛金	円	円

平成　年　月　日

火災海上保険株式会社

1. 労災保険上の上積補償制度のあらまし

(1) お支払いの対象となる事故

貴社の従業員または現場作業に従事するその下請会社の従業員が業務災害または通勤災害により、身体障害を被り、国の労災保険で死亡、後遺障害または休業の支給決定がなされた事故が補償の対象となります。

(2) 補償内容（1口あたり）

イ．基本契約

補償金の種類 / 区分 / タイプ		A	B	C
死亡補償金	死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円
後遺障害補償金（級別は労災保険の区分と同じ）	後遺障害1級	1,000	1,000	
	2	1,000	1,000	
	3	1,000	1,000	
	4	800	800	
	5	700	700	
	6	600	600	
	7	500	500	
	8	400		
	9	300		
	10	200		
	11	100		
	12	60		
	13	40		
	14	20		

ロ．休業補償特約

休業補償金（休業第4日目から）	負傷	1日はつき　1,000円

(3) 補償の対象となる従業員の範囲

イ．現場作業に従事する従業員の場合……貴社の直傭および下請の全従業員

ロ．現場作業に従事しない従業員の場合……貴社の直傭の全従業員

(4) お支払いの対象とならない事故

イ．従業員の故意、重過失、犯罪行為によるその従業員の身体障害

ロ．従業員の単独の泥酔運転、単独の無免許運転によるその従業員の身体障害

ハ．職業性疾病

ニ．戦争、暴動、地震、噴火、津波、原子力、風土病

ホ．使用者、事業場責任者の故意

2. 造園建設業第三者賠償責任団体保険制度のあらまし

(1) お支払の対象となる事故

貴社またはその下請会社が、工事遂行中に第三者の生命・身体を害し、またはその財物に損害を与えたことにより、損害賠償責任を負担しなければならない事故、および工事遂行のために所有・使用・管理する施設の欠陥あるいは管理上の不備が原因で発生した同様の事故が対象となります。

(2) お支払の限度額

身体賠償	1名につき 1事故につき	5,000万円 2億円
財物賠償	1事故につき	2,000万円
自己負担額	身体・財物それぞれ1事故につき	5万円

※ 年支払限度額はありません。期間中は何度でもお支払いします。

(3) お支払の対象とならない工事

イ．戦争・暴動・労働争議、または地震・噴火・洪水・津波などの自然現象に起因する事故

ロ．貴社の従業員、下請負人およびその従業員がその業務に従事中に被った身体障害

ハ．自動車・船舶・航空機に起因する事故（ただし、工事現場内の工作車は保険の対象となります。）

ニ．工事完成引渡後、当該工事の欠陥等に起因して生じた事故（この保険は、工事期間中に発生した事故のみを対象とするもので、工事完成後に生じた事故は一切対象となりません。ただし、再工事を行った場合、再工事中に生じた事故については保険の対象となります。）

ホ．工事に伴い発生した土地の陥没・沈下・地滑り・土砂崩れ・土砂の流出入による財物損壊事故または地下水の増減（身体障害は保険の対象となります。）

ヘ．工事のために貴社が使用あるいは管理する他人の財物の損壊事故（例えば、他人から借りた工作車を作業中壊した場合において、工作車の所有者に対する賠償金は対象となりません。）　など

3. 対象となる工事

貴社が保険期間中に施工している完全共同施工型ＪＶ工事以外のすべての請負工事（管理工事を含みます）。

4. 事故が起きた場合の手続

お支払いの対象となる事故が発生したときは事故の日から60日以内に次の事項をメモして社団法人日本造園建設業協会（〒102 東京都千代田区麹町五丁目七番地 秀和紀尾井町ＴＢＲ1101号室 TEL 03−263−3039）もしくは安田火災海上保険株式会社 営業開発第二部第一課（〒160 東京都新宿区西新宿1−26−1 TEL 03−349−4027）に報告して下さい。

折り返し保険金請求書類をお送りします。

(1) 加入会社名
(2) 事故発生場所
(3) 事故発生日時
(4) 事故原因・状況
(5) 身体障害の程度と状況

(89.08) YO

項番５７　防災協定の締結を確認する資料
防災協定に関する証明書

防 災 協 定 に 関 す る 証 明 書
（経営事項審査用）

許 可 番 号
所　在　地

商号又は名称

代　表　者

上記の者は平成２０年１月３１日付けで青森県知事との間で締結した「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」に基づいて、災害応急対策活動等に従事する者であることを証明する。

記

審査基準日　令和　年　月　日　現在

令和　年　月　日

一般社団法人　青森県建設業協会
○○支部長（会長）

※一般社団法人青森県建設業協会の各支部長名（東青支部、西地方支部、中弘支部、南黒支部、北五支部、上北支部、下北支部、三八支部）での発行も可。

項番６０　監査の受審状況を確認するための書類
監査証明の例

独立監査人の監査報告書

令和×年×月×日

○ ○株式会社　取締役会御中

○ ○ 監査法人

公認会計士　○○ ○ ○ 印

当監査法人は、会社法第４３６号第２項第１号（金融商品取引法第１９３条の２）の規定に基づく監査証明を行うため、○○株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当該監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

① 無限定適正意見の文例

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

② 限定付適正意見の文例

会社は、・・・・・について、・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ○○百万円過大に、当期純利益は○○百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

③ 不適正意見の文例

会社は、・・・・・について、・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ○○百万円過大に、当期純利益は○○百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項が計算書類及び附属明細書に与える影響の重要性にかんがみ、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示していないものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

項番６０　監査の受審状況を確認するための書類
会計参与報告書の文例

令和×年×月×日

会計参与報告

○ ○株式会社　会計参与　○○○○　印

１　私と○○株式会社は、会計参与の職務の実施に関して下記の合意をした。
（１） 会社は私に対し、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）作成のための情報を適時に提供し、私は会社の業務、現況十分理解して取締役と共同して計算関係書類を作成すること
（２） 会社は申述書を私に提出すること
（３） 私が業務上知り得た会社及びその関係者の秘密を他に漏らし、又は盗用してはならないこと。
（４） 計算関係書類及び会計参与報告の閲覧・交付の請求に当たっては、株主及び債権者に対し、あらかじめ会社に閲覧・交付の請求をすることが必要である旨を明らかにする適切な方法を会社が講ずること

２　私が○○株式会社の経理担当の取締役の○○○○氏と共同して作成した書類
○ ○株式会社の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度の計算関係書類。

３　計算関係書類の作成のための基本となる事項
（１） 試算の評価基準及び評価方法
（２） 固定資産の減価償却の方法
（３） 引当金の計上基準
（４） 収益及び費用の計上基準
（５） その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項

４　計算関係書類の作成のために用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法は次のとおりである。
総勘定元帳、各種補助簿、棚卸表等
総勘定元帳等は取締役の責任で作成し、私は「会計参与の行動指針」に従って取締役と共同して計算関係書類を作成した。

５　計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果
不良資産、陳腐化棚卸資産についての報告を聴取した結果、これらについては適切な処理が行われており、また簿外債務はない旨の回答を得た。また調査を実施すべき事態は生じなかった。

６　私が計算関係書類の作成に際して取締役○○○○氏及びその補助者である経理部門担当者と協議した主な事項は次のとおりである。
研究開発費の会計処理
有価証券の時価評価の方法

以上

項番６０ 監査の受審状況を確認するための書類
経理処理の適正を確認した旨の書類

様式第２号　　（用紙Ａ４）

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第１８条の３第３項第２号の規定に基づく確認を行うため、　　の令和　年　月　日から令和　年　月　日までの第　　期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

建設業者の商号又は名称、確認の対象となる決算期の期間と期を記入

以下の資格を持つ者が自筆により記入する。

①公認会計士及び税理士

②１級登録経理試験に合格した者

→ 商号又は名称
所属・役職

氏　名

以上

項番６０関係 経理処理の適正を確認する際の確認項目（経審申請時は添付不要）

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	前期と比較し概ね２０％以上増減している科目についての内容を検討する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債券 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が１年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の分に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価格とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価格とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価格より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。

項目	内容
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が５０％以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が５０％以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。

項目	内容
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が１年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。

項目	内容
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去３年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益･費用の計上（全般）	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。

項目	内容
ＪＶ	共同施工方式のＪＶに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、ＪＶ全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のＪＶに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、ＪＶ全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	ＪＶを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

項番６３　研究開発の状況を確認するための書類
注記表

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）　（用紙Ａ４）

注　記　表
自　令和　年　月　日
至　令和　年　月　日

（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注
1　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
2　重要な会計方針
(1) 資産の評価基準及び評価方法
(2) 固定資産の減価償却の方法
(3) 引当金の計上基準
(4) 収益及び費用の計上基準
(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
3　貸借対照表関係
(1) 担保に供している資産及び担保付債務
①　担保に供している資産の内容及びその金額
②　担保に係る債務の金額
(2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
(5) 親会社株式の各表示区分別の金額
4　損益計算書関係
(1) 工事進行基準による完成工事高
(2) 「売上高」のうち関係各社に対する部分
(3) 「売上原価」のうち関係会社からの仕入高
(4) 関係会社との営業取引以外の取引高
(5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）
5　株主資本等変動計算書関係
(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
(3) 剰余金の配当
(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
6　税効果会計
7　リースにより使用する固定資産

ここに記載されている金額を、項番６３「研究開発の額」欄へ。改正前の様式で財務諸表を作成している場合は、有価証券報告書を提示すること。

項番６４　建設機械の所有及びリース台数
売買契約書　見本

建設機械売買契約書

買主　　（以下甲という）と売主　　（以下乙という）との間に下記条項により建設機械の売買契約を締結する。

記

第１条　乙は甲に対し下記建設機械（以下本件機械という）を次条以下の約定をもって売渡し、甲はこれを買受けた。

製造社名		台数	台
名称及型式			
製造番号			
使用並保管場所			

第２条　本件機械の売買代金は金＿＿＿＿＿＿＿＿円也、据置手数料金＿＿＿＿＿＿＿＿円也、消費税＿＿＿＿＿＿＿＿円也、以上合計額金＿＿＿＿＿＿＿＿円也と定め、甲はその代金を乙に対し、平成　　年　　月　　日限り現金にて乙に持参又は送金の上支払うものとする。

第３条　本件機械の所有権は甲が前条の売買代金を完済したときに乙より甲に移転するものとし、それまで所有権は乙に留保する。

第４条　甲は本件機械の構造、設置、性能、その他を点検検査して、すべて確認の上引渡をうけるものとする。よって甲は乙に対し爾後何らの異議苦情を申出ないものとする。

第５条　乙は本件機械引渡後における該機械の破損等の保証については一切その責任を負わないものとする。

第６条　甲は本件機械の売買代金を完済するまで第１条に定める使用並に保管場所において使用するものとする。使用並に保管場所を変更するときは、あらかじめその旨を書面をもって乙に通知し、乙より書面による承認を得なければならない。

第７条　甲が本契約に違背したときは、乙は甲に対し何ら通知催告をなくして、直ちに本契約を解除できるものとし、甲は遅滞なく本件機械を乙の営業所に持参の上引渡するものとする。

第８条　本契約に定めない事項については必要の都度甲乙協議の上取決めるものとする。

第９条　本契約上より生ずる一切の訴訟については　　とすることに甲、乙合意した。

本契約を証するため本書二通を作成し各自記名捺印の上各壱通を保存する。

平成　　年　　月　　日

甲　住所

社名

代表者

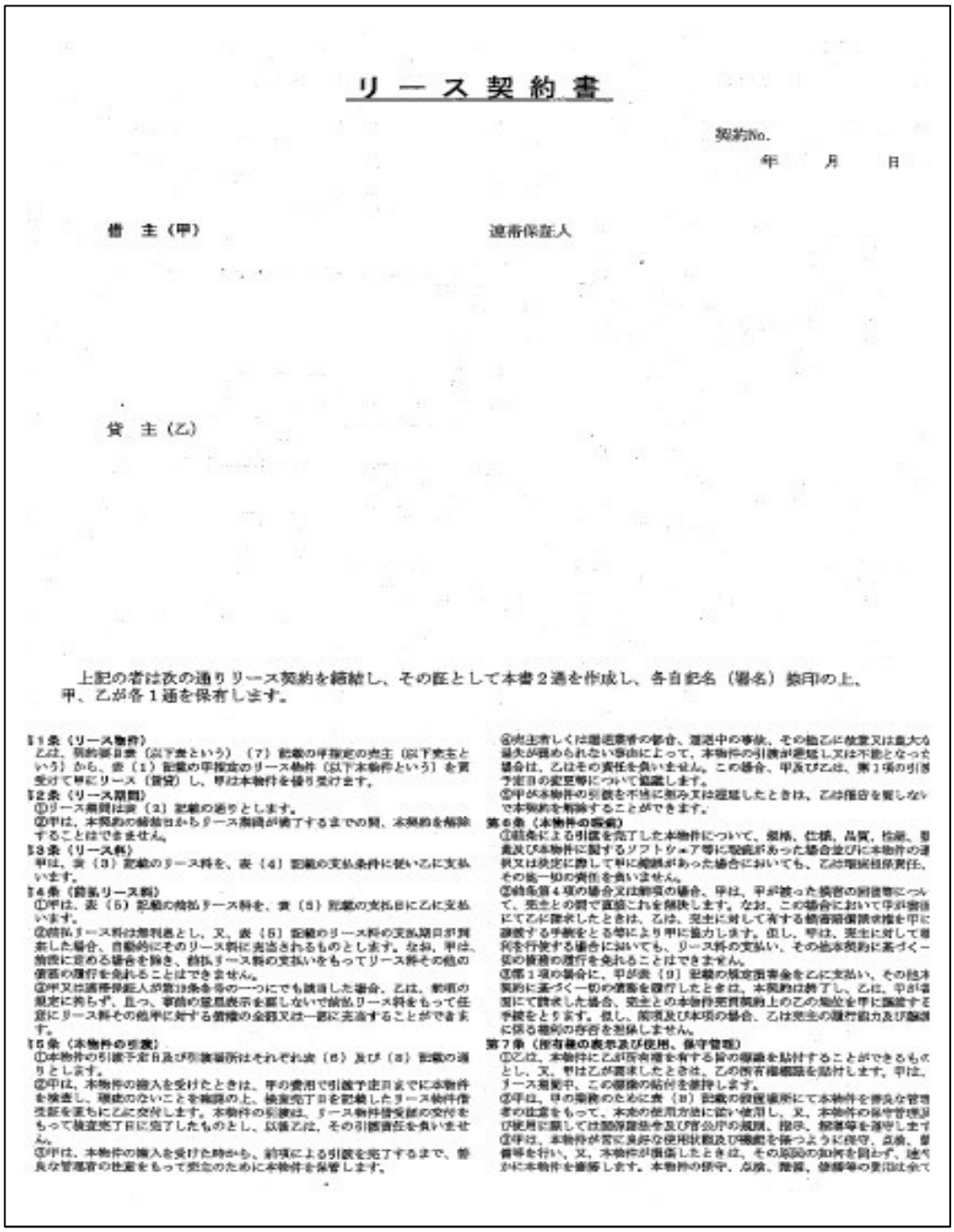
乙

連帯保証人：（住所）

（氏名）　　印

（職業）

項番６４　建設機械の所有及びリース台数
リース契約書　見本



リース契約書

契約No.
年　月　日

借　主（甲）　　連帯保証人

貸　主（乙）

上記の者は次の通りリース契約を締結し、その証として本書２通を作成し、各自記名（署名）捺印の上、甲、乙が各１通を保有します。

第１条（リース物件）
乙は、別紙物目表（以下表という）（７）記載の甲指定の売主（以下売主という）から、表（１）記載の甲指定のリース物件（以下本物件という）を買受けて甲にリース（賃貸）し、甲は本物件を借り受けます。

第２条（リース期間）
①リース期間は表（２）記載の通りとします。
②甲は、本契約の締結日からリース期間が終了するまでの間、本契約を解除することはできません。

第３条（リース料）
甲は、表（３）記載のリース料を、表（４）記載の支払条件に従い乙に支払います。

第４条（前払リース料）
①甲は、表（５）記載の前払リース料を、表（５）記載の支払日に乙に支払います。
②前払リース料は無利息とし、又、表（５）記載のリース料の支払期日が到来した場合、自動的にそのリース料に充当されるものとします。なお、甲は、前項に定める場合を除き、前払リース料の支払いをもってリース料その他の債務の履行を免れることはできません。
③甲又は連帯保証人が第13条各号の一つにでも該当した場合、乙は、前項の規定に拘らず、且つ、事前の意思表示を要しないで前払リース料をもって任意にリース料その他甲に対する債権の全額又は一部に充当することができます。

第５条（本物件の受渡）
①本物件の引渡予定日及び引渡場所はそれぞれ表（６）及び（８）記載の通りとします。
②甲は、本物件の搬入を受けたときは、甲の費用で引渡予定日までに本物件を検査し、瑕疵のないことを確認の上、検査完了日を記載したリース物件借受証を直ちに乙に交付します。本物件の引渡は、リース物件借受証の交付をもって検査完了日に完了したものとし、以後乙は、その引渡責任を負いません。
③甲は、本物件の搬入を受けた時から、前項による引渡を完了するまで、善良な管理者の注意をもって安全のために本物件を保管します。
④売主若しくは運送業者の都合、運送中の事故、その他乙に故意又は重大な過失が認められない事由によって、本物件の引渡が遅延し又は不能となった場合は、乙はその責任を負いません。この場合、甲及び乙は、第１項の引渡予定日の変更等について協議します。
⑤甲が本物件の引渡を不当に拒み又は遅延したときは、乙が催告を要しないで本契約を解除することができます。

第６条（本物件の瑕疵）
①前条による引渡を完了した本物件について、数量、仕様、品質、性能、製造及び本物件に関するソフトウェア等に瑕疵があった場合並びに本物件の運送又は検定に際して甲に瑕疵があった場合においても、乙は瑕疵担保責任、その他一切の責任を負いません。
②前条第４項の場合又は前項の場合、甲は、甲が被った損害の賠償等について、売主との間で直接これを解決します。なお、この場合において甲が要請にてに乙に請求したときは、乙は、売主に対して有する損害賠償請求権を甲に譲渡する手続をとる等により甲に協力します。但し、甲は、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他本契約に基づく一切の債務の履行を免れることはできません。
③第１項の場合に、甲が表（９）記載の瑕疵担保責金を乙に支払い、その他本契約に基づく一切の債務を履行したときは、本契約は終了し、乙は、甲が書面にて請求した場合、売主との本物件売買契約上の乙の地位を甲に譲渡する手続をとります。但し、前項及び本項の場合、乙は売主の履行能力及び瑕疵に係る権利の存否を担保しません。

第７条（所有権の表示及び使用、保守管理）
①乙は、本物件に乙が所有権を有する旨の標識を貼付することができるものとし、又、甲は乙が要求したときは、乙の所有権標識を貼付します。甲は、リース期間中、この標識の貼付を維持します。
②甲は、甲の業務のために表（８）記載の設置場所にて本物件を善良な管理者の注意をもって、本来の使用方法に従い使用し、又、本物件の保守管理及び使用に関して法令等並びに官公庁の規則、指示、契約等を遵守します。
③甲は、本物件が常に良好な使用状態及び機能を保つように保守、点検、整備等を行い、又、本物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず、速やかに本物件を修繕します。本物件の保守、点検、整備、修繕等の費用は全て

項番６４　建設機械の所有及びリース台数
特定自主検査記録表　見本



厚生労働省安全衛生部安全課監修

3 年 間 保 存

特定自主検査記録表

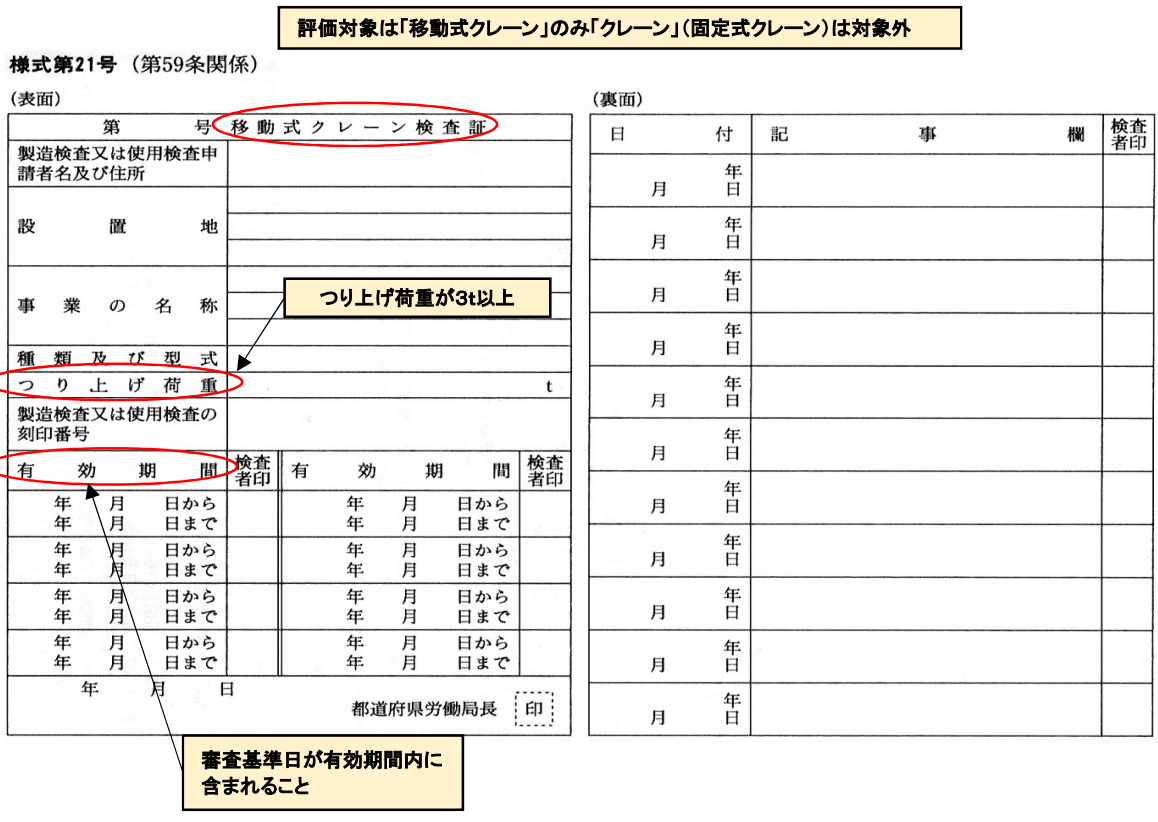
証明書発行日　年　月　日
証明書発行No.　標章No.

メーカー名		管理番号		使用者住所 氏名又は名称	
型　式		走行距離		機械管理者氏名	
性　能		アワメーター		検査業者登録番号	
製造・車体番号		車検有効期間			
検査実施場所				検査業者又は事業者・住所氏名又は名称	責任者
検査年月日	年　月　日	検査者氏名			

区分	No.	検査箇所	検査内容		検査方法	検査結果 良	検査結果 不良	補修内容等
フレーム	1	フレーム	曲がり、ねじれ、打こん、局部的へこみ、溶接部のき裂・損傷	第1 第2 第3 第4	目視、探傷器			

機械によって、様式が異なります。
労働安全衛生法に基づき義務づけられているもので、車検とは異なりますのでご注意下さい。
詳しくは、機械の購入先や（公社）建設荷役車両安全技術協会（建荷協）青森支部
（電話　017-765-5432）へご確認ください。

移動式クレーン検査証



評価対象は「移動式クレーン」のみ「クレーン」（固定式クレーン）は対象外

様式第21号（第59条関係）

（表面）

第　号　移動式クレーン検査証				
製造検査又は使用検査申請者名及び住所				
設置地				
事業の名称				
種類及び型式				
つり上げ荷重	t			
製造検査又は使用検査の刻印番号				
有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで	
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで	
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで	
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで	

年　月　日　都道府県労働局長　印

つり上げ荷重が3t以上

審査基準日が有効期間内に含まれること

（裏面）

日付	記事欄	検査者印
月　年日		
月　年日		
月　年日		
月　年日		
月　年日		
月　年日		
月　年日		
月　年日		
月　年日		
月　年日		
月　年日		

項番６４　建設機械の所有及びリース台数
特定自主検査実施時期証明書　見本

※新車で購入時に、購入先より発行されるものです。

特定自主検査実施時期証明書

弊社製建設機械は，弊社の性能基準に基づき完成・出荷検査を実施し，出荷標章（新車のみ使用できる）を貼付後，貴社へ納入したものであります。
よって労働安全衛生法第45条第２項による特定自主検査は下記期限までに実施すれば良いことを証明致します。

この機械の第１回検査期間は　　年　　月です。

特定自主検査は国の定めた資格を有するものでなければ実施できません。
事業内検査の場合を除き，労働大臣，または都道府県労働基準局長に登録済のコマツの検査業者にご依頼ください。

証明者　印

車両型式	製造番号	御客様名
機械納入年月		御 住 所

特定自主検査実施経歴書

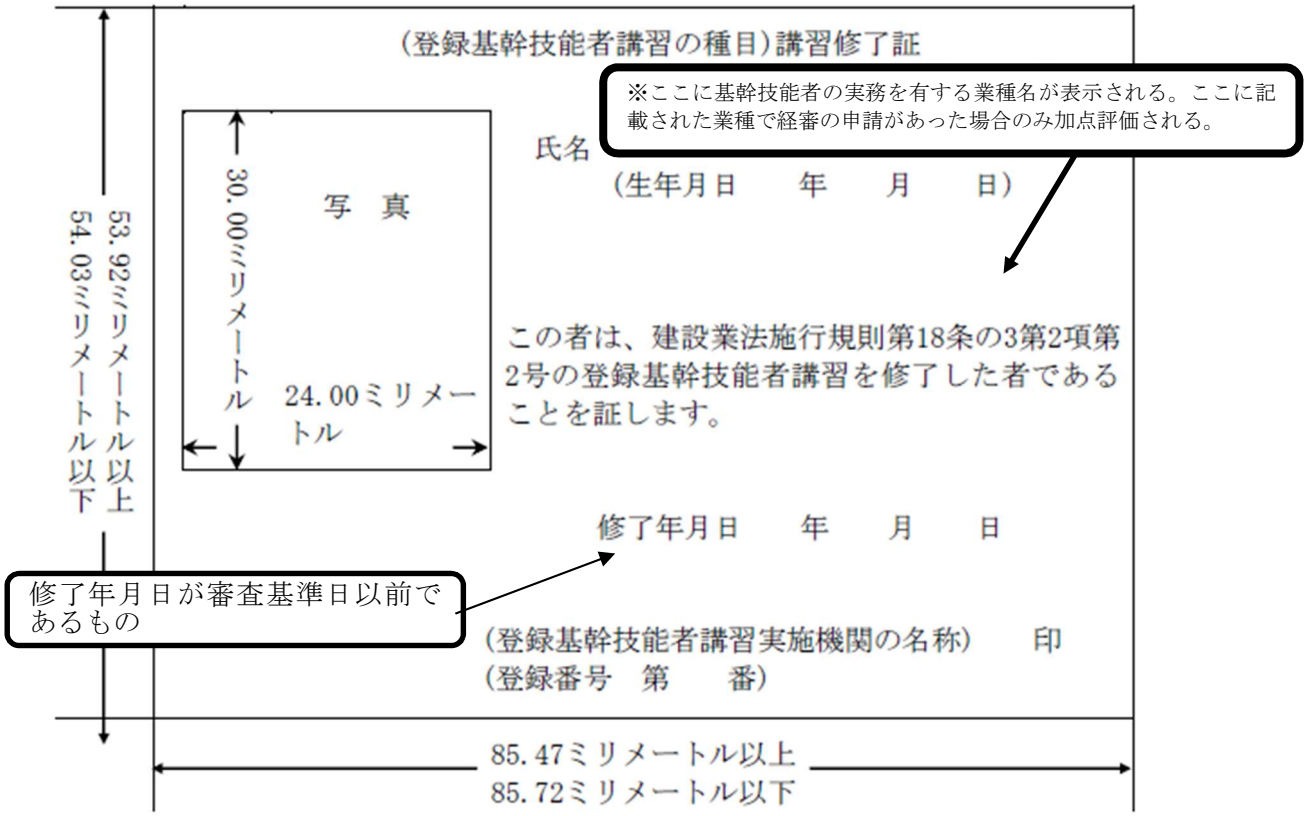
	実施年月日	標章番号	検査業者名	検査業者登録番号	検査者名
1回	年　月　日				
2回	年　月　日				
3回	年　月　日				
4回	年　月　日				
5回	年　月　日				
6回	年　月　日				

項番82　登録基幹技能者を確認するための書類

登録基幹技能者講習修了証

様式第二十五号の八（第十八条の八関係）

（表面）



（裏面）

備考	

備考

1　材質は、プラスチック又はこれと同等以上の耐久性を有するものとすること。

項番８２　レベル３技能者又はレベル４技能者を確認するための書類
能力評価（レベル判定）結果通知書

能力評価（レベル判定）結果通知書

技能者氏名　殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル３として認定します。

【申請者氏名】	建設　太郎
【技能者ＩＤ】	12345678901234
【生年月日】	○○年○月○日
【職種(呼称)】	鉄筋
【評価年月日】	2020 年 12 月 6 日
【評 価 結 果 】	レベル３

2020 年 12 月 6 日
鉄筋技能者能力評価実施機関

項番８２　技術者が取得したＣＰＤ単位数を確認するための書類

ＣＰＤ単位取得実績証明書の例

（一社）全国土木施工管理技士会連合会

継続学習制度（CPDS）学習履歴証明書

発行年月日

申請日	
証明日 と証明期間	2020年12月31日（2020年1月1日～2020年12月31日） （　証明日以前１年間の学習履歴を証明します。）
会社名	
会社住所 TEL／FAX	

申請のあった上記表中の会社に所属する表-1の者の
証明日より以前１年間のCPDS学習履歴を証明します。

（一社）全国土木施工管理技士会連合会

表－1

CPDS 加入者名 （加入者番号）	資格名称	資格番号	取得ユニット数						
			社内研修のユニット数(A)	社内研修を除いたユニット数(B)	(B)の推奨単位※		合計取得ユニット数(C=A+B)	(C)の推奨単位※	
					標準ユニット（20unit）	優良ユニット（30unit）		標準ユニット（20unit）	優良ユニット（30unit）
合　計			unit	unit			unit		

※行政機関で指定がない場合には(C)または(C)の推奨単位の標準ユニットが基準となります。
標準ユニット欄、優良ユニット欄は括弧内のユニット数以上取得している場合「取得」と表示されます。
※資格名称・番号については自己申告であり（一社）全国土木施工管理技士会連合会は確認を行っていません。

職　員　の　常　勤　確　認　に　つ　い　て

平成１８年７月１日施行
平成２３年４月１日改定
平成２４年７月１日改定
平成２８年４月１日改定
令和元年５月１日改定
令和３年４月１日改定
令和４年４月１日改定

技術職員等の常勤確認については、経営事項審査では**「審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者」**、技術者登録では「登録日以前に３ヶ月以上の直接的かつ恒常的雇用条件がある者」が対象となります。

技術職員等の「常勤確認資料一覧」

（技術職員名簿、CPD単位を取得した技術者名簿、技能者名簿及び建設業に従事するその他職員等確認票並びに技術者登録）

〇被雇用者の場合

原則として**「雇用保険被保険者資格喪失届」及び「社会保険の標準報酬決定通知書・資格取得確認通知書」**で確認します。

ただし、保険加入の適用除外などの理由で上記資料の提出が困難な場合は、原則として「雇用保険被保険者資格喪失届」及び下記一覧のうち優先順位２Ｂから６までのいずれか１つの資料を提出してください。

なお、同じ優先順位の資料２つでは認められません。

※「★」マークの条件は、経営事項審査に係る技術職員の事前確認のみに適用されます。

※下記の書類は必ず提出時に原本から直接コピーしたものを提出し、用紙の中心にコピーするように（コピーした内容が欠けていないか注意）してください。また、個人番号（マイナンバー）が記入されている場合、黒塗り（原本に付箋紙を貼ってコピー等）してください。

優先順位		種　　類	適　　用
1		雇用保険被保険者資格喪失届 （雇用保険資格喪失確認通知書） ※個人番号（マイナンバー）が記入されている場合、黒塗り（原本に付箋紙を貼ってコピー等）すること	・原則として、被保険者区分が「１又は９一般」、「４又は５高年齢」に限る。 ★資格取得日から審査基準日までの期間が６ヶ月超であること ・ただし「有期契約労働者」「３短期間」の場合については、審査基準日（登録日）を基準として、被保険者となってから１年以上経過しているものは可。 ・基準日の後に離職した者については、「雇用保険資格喪失確認通知書」を提出してください。
2	A	社会保険の標準報酬決定通知書	・直近のもの
		社会保険の資格取得確認通知書 （資格を取得した被保険者の届出を受けて発行される通知書）	・算定基礎届提出後の雇用者分 ★資格取得日から審査基準日までの期間が６ヶ月超であること
	B	住民税特別徴収税額通知書	・事業所名の記載があるもの ・直近のもの
3		健康保険証 ・全国健康保険協会 （協会けんぽ） ・国民健康保険組合 （同業者の地域健保組合） ・組合管掌健康保険組合 （会社単位の健保組合）	・事業所名の記載があるもの（建設国保の場合は、加入証明書も必要。） ★資格取得日から審査基準日までの期間が６ヶ月超であること ・資格取得日が審査基準日の１年以上前である場合は、「優先順位２」の書類を提出すること ・優先順位２Ａとの組合せは不可。
4		中退金等の「掛金納付状況票及び退職金試算表」	★資格取得日から審査基準日までの期間が６ヶ月超であること ・建退共（建設業退職金共済）は不可
5		特定退職金共済制度退職金共済証及び加入証明書	★資格取得日から審査基準日までの期間が６ヶ月超であること
6		出勤簿 タイムカード 給与支給明細書 源泉徴収簿（賃金台帳）	★経営事項審査申請時は審査基準日前の６ヶ月超分が必要 ・技術者登録時は登録日前の３ヶ月分

その他の常勤確認について

下記の書類の提出時は必ず原本から直接コピーしたものを提出し、用紙の中心にコピーするように（コピーした内容が欠けていないか注意）してください。書類に見切れや不鮮明な部分があると、原本の確認を要します。

○高年齢者雇用安定法の継続制度対象者

雇用期間が限定されていても評価対象に含まれますので、「○被雇用者の場合」の提出資料（２つ）に加えて、継続雇用制度の対象者であることを証する書面（常時１０人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則）を提出してください。

○後期高齢者等（75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者）

優先順位１、２Ｂ、４、５、６のいずれか１つの資料と下記の資料で確認します。

厚生年金保険７０歳以上被用者該当届 （対象者を新たに雇用したときや７０歳に到達し引き続き雇用するとき）	次の要件を全て満たす者 ① 昭和１２年４月２日以降に生まれた７０歳以上の者 ② 厚生年金保険の適用事業所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね４分の３以上の者 ③ 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者
厚生年金保険７０歳以上被用者算定基礎届 （７月１日に対象者を雇用しているとき）	

○個人事業主、専従者の場合

所得税確定申告書 （申告書Ｂ第一表・第二表）	・税務署の受付印のあるもの、または作成した税理士捺印のあるもの ・電子申告の場合は受信通知（メール詳細）を添付してください

○法人の役員の場合

商業登記簿謄本（写し）を必ず提出することとし、加えて常勤確認資料一覧の優先順位２（社会保険関係・住民税特別徴収関係）及び法人税確定申告書の役員報酬欄を提出してください。なお、出勤簿では確認できません。

○法人の役員の同居家族の場合

健康保険証の写し（資格取得日から審査基準日までの期間が６ヶ月超であるもの）及び優先順位２（社会保険関係・住民税特別徴収関係）を提出してください。

留意事項

・技術者登録と経営事項審査の事前確認は基本的に別々のものとしてとらえてください。経営事項審査の事前確認を行っているからといって技術者登録されているわけではありません。県に指名願いを提出している方はそれぞれ行ってください。

・技術者登録は、技術職員が変動した都度行ってください。

・経営事項審査の事前確認は、審査基準日（決算日）現在のもので年一度行ってください。

・経営事項審査の事前確認を受ける場合、実務経験証明書、雇用保険の短期者（１年以上は一般扱い）など、期間の定めのある書類を添付する際、必ず審査基準日（決算日）現在で要件を満たしていることが必要です。

・資料を提出した場合でも、内容によっては、雇用状況等の聞き取り等の口頭での確認及び追加の資料提出をお願いする場合や、技術者として認められない場合もあります。

※提出書類は個人情報保護法に準拠し、当業務以外には使用しておりません。

技 術 者 登 録 届 出 書

（公財）青森県建設技術センター　御中　　令和　　年　　月　　日

（届出者）
〒住所
会社名
代表者氏名
電話
FAX

許可番号

知事許可
大臣許可

（行政書士等の代理人）
〒住所
代理人氏名　　印
電話
FAX

1	区分 新規・追加・変更・削除	フリガナ 技術者氏名	元号	生年月日（令和R・平成H・昭和S・大正T） 年　月　日	雇1 雇2
		有資格ｺｰﾄﾞ			
		業種ｺｰﾄﾞ（実務経験、大臣認定及び登録基幹技能者のみ記入）		監理技術者番号	
2	区分 新規・追加・変更・削除	フリガナ 技術者氏名	元号	生年月日（令和R・平成H・昭和S・大正T） 年　月　日	雇1 雇2
		有資格ｺｰﾄﾞ			
		業種ｺｰﾄﾞ（実務経験、大臣認定及び登録基幹技能者のみ記入）		監理技術者番号	
3	区分 新規・追加・変更・削除	フリガナ 技術者氏名	元号	生年月日（令和R・平成H・昭和S・大正T） 年　月　日	雇1 雇2
		有資格ｺｰﾄﾞ			
		業種ｺｰﾄﾞ（実務経験、大臣認定及び登録基幹技能者のみ記入）		監理技術者番号	
4	区分 新規・追加・変更・削除	フリガナ 技術者氏名	元号	生年月日（令和R・平成H・昭和S・大正T） 年　月　日	雇1 雇2
		有資格ｺｰﾄﾞ			
		業種ｺｰﾄﾞ（実務経験、大臣認定及び登録基幹技能者のみ記入）		監理技術者番号	
5	区分 新規・追加・変更・削除	フリガナ 技術者氏名	元号	生年月日（令和R・平成H・昭和S・大正T） 年　月　日	雇1 雇2
		有資格ｺｰﾄﾞ			
		業種ｺｰﾄﾞ（実務経験、大臣認定及び登録基幹技能者のみ記入）		監理技術者番号	

（記載要領）

① この届出書は、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類に関わらず、建設業法第７条第２号又は第１５条第２号に該当する者について、各々の場合ごとに作成し、１部を持参又は郵送すること。

② □で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムから文字がはみ出ないように記入すること。

③ 「年月日」の欄には、届出年月日を記入すること。

④ 「許可番号」の欄には、現在許可を受けている許可番号を記入すること。
（例）知事許可 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 |
~~大臣許可~~
「知事許可／大臣許可」については、不要のものを消すこと。
右詰めとし、空のカラムには「０」を記入すること。

⑤ 「届出者」欄には、法人である場合には、本店の住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号、ＦＡＸ番号を記載すること。また、個人である場合は、本店の住所、商号又は名称、事業主氏名、電話番号、ＦＡＸ番号を記載すること。
「代理人」欄には、届出する建設業者の代理人として行政書士等が手続を行う場合に記入し、委任状を添付すること。

⑥ 「区分」は新規・追加変更・削除のいずれか該当するものを○で囲むこと。（各添付書類は「12」を参照）

⑦ 「氏名」欄には、姓と名の間を空けずに、左詰で記入し、フリガナも記入すること。なお、新字、旧字体等については、住民票の字体によるものとする。（記入例）青森太郎

⑧ 「生年月日」欄には、「元号」のカラムに略号（令和：Ｒ　平成：Ｈ　昭和：Ｓ　大正：Ｔ）を記入すること。右詰で記入し、空のカラムには「０」を記入すること。（記入例） Ｓ ２６年０４月０１日

⑨ 「有資格コード」欄には、別表の技術者資格区分表より該当する「技術者登録コード（２ケタ）」を左側から記入すること。また、**資格を追加・変更する場合は、追加又は変更するコードのみを記入すること。**
（記入例　１級建設機械施工技士、２級土木施工管理技士の資格を有する者の場合） １１１４

※　２級建築施工管理技士について
…　青森県では、当県発注工事における解体工事施工の可否について区別するため、便宜上、以下の独自コードを設けて技術者登録を行っておりますので、あらかじめ御承知おきください。
２１：平成２８年度以降に当該資格を取得した者又は平成２７年度以前に当該資格を取得した者で、かつ、登録解体工事講習の受講若しくは解体工事業に係る実務経験（１年以上）により解体工事業の技術者の要件を満たすこととなった者
２Ｃ：平成２７年度以前に当該資格を取得した者で、解体工事業の技術者の要件を満たしていない者

⑩ **「業種コード」の欄には、上記有資格コードが「０１」～「０４」「３６」である者のみ記入し、それ以外の者は記入不要。**
建設業法第７条第２号イ（学校等経験者）、法第７条第２号ロ（実務経験者）及び法第１５条第２号ハ（国土交通大臣認定者及び指導監督的実務経験者）に該当する者についてのみ、下表のうち該当する業種コードを左側から記入すること。
（記入例　土木一式工事及び舗装工事の実務経験を有する者の場合） ０１１３

・業種コード

ｺｰﾄﾞ	建設工事の種類	略号	ｺｰﾄﾞ	建設工事の種類	略号	ｺｰﾄﾞ	建設工事の種類	略号
０１	土木一式工事	土	１１	鋼構造物工事	鋼	２１	熱絶縁工事	絶
０２	建築一式工事	建	１２	鉄筋工事	筋	２２	電気通信工事	通
０３	大工工事	大	１３	舗装工事	舗	２３	造園工事	園
０４	左官工事	左	１４	しゆんせつ工事	しゆ	２４	さく井工事	井
０５	とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	と	１５	板金工事	板	２５	建具工事	具
０６	石工事	石	１６	ガラス工事	ガ	２６	水道施設工事	水
０７	屋根工事	屋	１７	塗装工事	塗	２７	消防施設工事	消
０８	電気工事	電	１８	防水工事	防	２８	清掃施設工事	清
０９	管工事	管	１９	内装仕上工事	内	２９	解体工事	解
１０	ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事	タ	２０	機械器具設置工事	機			

⑪ 「監理技術者番号」欄には、監理技術者資格者証を取得している者について、交付番号を記入すること。
（記入例　交付番号０００１０１２３４５６の場合） ０００１０１２３４５６

⑫ 添付書類（各々該当するものを一部ずつ。コピーは原本からの鮮明なコピーであること。）
①区分欄「新規」（新規登録の場合）
住民票の原本（届出日以前３ヶ月以内のもの）＋雇用関係を証する書類（２種類）のコピー＋次のうち該当するもの。
・国家資格を有する者・・・・・・・資格証明書のコピー
・監理技術者資格者証を有する者・・監理技術者資格者証（表・裏のコピー※裏面は講習修了証貼付）
・実務経験者・・・・・・・・・・・実務経験証明書
②区分欄「追加変更」（資格の追加、変更の場合）
変更等に係る国家資格資格証明書等のコピー
監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習（登録講習）修了証のコピー
実務経験者の場合は、実務経験証明書＋雇用保険被保険者資格喪失届（在籍確認のため）
氏名に変更がある場合は、戸籍抄本の写し
③区分欄「削除」（技術者削除の場合）
添付書類は不要。

⑬ 提出先・お問合せ
（公財）青森県建設技術センター　　〒０３０－０８２２　青森市中央３－２１－９
ＴＥＬ：０１７－７１８－４１８１（直通）　０１７－７７７－６５４５（代表）　ＦＡＸ：０１７－７７７－６６４６

（様式）

技術職員名簿及びその他職員名簿内容確認願

(公財)青森県建設技術センター理事長　　殿

令和　　年　　月　　日

別紙技術職員名簿の記載内容とその他職員名簿の内容について確認願います。

申請者欄	〒　　－ 住所 商号又は名称 代表者氏名
	担当者氏名 電話番号 FAX 許可番号　大臣許可 □　知事許可 □　□□□□□□

経審を受けようとしている業種

業　種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29

審査基準日　　令和　　年　　月　　日

下記に該当する項目の右欄にチェック（✓）を一つだけしてください。

現在、県の入札参加資格の認定を受けている。※１	
現在、県の入札参加資格の認定は受けていないが、申請を行う予定である。※１	
県の入札参加資格の申請を行う予定はない。※２	

※１　建設業に従事するその他職員等確認票（指名願提出予定ありの様式添付）
※２　建設業に従事するその他職員等確認票（指名願提出予定なしの様式添付）

添付書類

１　技術職員名簿、建設業に従事するその他職員等確認票を各２部（１部は県提出用）
２　資格証の写し（１部）
　※有効期間の定めがない資格のうち、既にセンターへ提出したものの添付は不要です。
３　常勤確認資料の写し(１部)
　※当センターホームページ（www.akgc.or.jp/)の技術者登録及び経審事前確認関連改定情報等を参照のこと
　※添付書類の写しは、提出時に原本から直接コピーしたもので明瞭なものにしてください。
　※虚偽の資料を提出した場合は、営業停止等処分の対象になりますのでご留意ください。
４　返信用封筒を１部（切手含む）
５　技術職員名簿事前確認チェックリスト（手書きでチェックを入れたもの）

代理人欄	〒　　－ 住所 商号又は名称 担当者氏名	印
	電話番号 FAX	

※代理人欄は法律の定めのある場合を除き行政書士として登録された者のみ記入してください。
※代理人が申請する場合は、行政書士法施行規則第９条第２項の規定による職印の押印が必要です。

(公財)青森県建設技術センター
TEL　017-718-4181(直通)
　　017-777-6545(代表)
FAX 017-777-6646

別紙二

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 5

技　術　職　員　名　簿

頁　　項番数 8 1　3 5　頁

許可番号	
申請者	

通番	新規掲載者	氏　　名	生　年　月　日	審査基準日現在の満年齢		業種コード 3	有資格区分コード 5	講習受講	業種コード 10	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1					8 2								
2					8 2								
3					8 2								
4					8 2								
5					8 2								
6					8 2								
7					8 2								
8					8 2								
9					8 2								
10					8 2								
11					8 2								
12					8 2								
13					8 2								
14					8 2								
15					8 2								
16					8 2								
17					8 2								
18					8 2								
19					8 2								
20					8 2								
21					8 2								
22					8 2								
23					8 2								
24					8 2								
25					8 2								
26					8 2								
27					8 2								
28					8 2								
29					8 2								
30					8 2								

様式第4号　　年　月　日

許可番号	
申請者	

CPD単位を取得した技術者名簿
（技術職員名簿に記載のある者を除く）

通番	氏名	生年月日	CPD単位
上記技術者が取得したCPD単位の合計（①）			
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計（②）			
CPD単位総計（①＋②）			

記載要領

1　この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。

2　「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

様式第5号　　年　月　日

許可番号	
申請者	

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
合計	（人）			（人）	（人）

記載要領

1　この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。

2　「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。

3　「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、〇印を記載すること。

4　「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、〇印を記載すること。

5　本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に〇印が記載された者、「控除対象」の欄に〇印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

建設業に従事するその他職員等確認票

青森県へ指名願を提出する予定がある方

許可番号

申請者

審査基準日

記載にあたっての注意事項

⇨ 経営事項審査を受ける青森県知事許可業者及び県内大臣許可業者のうち、今後青森県に指名願を提出する予定のある方は、この様式を使用し、以下1、2及び3欄を全て記載してください。

⇨ 1欄及び2欄の合計（重複計上しない）が50人以上の場合は、3欄の「G建設業に従事する職員数合計」欄のみ記載してください。

1. 建設業に従事する技術職員数

A	技術職員名簿記載人数	人			
B	技能者名簿記載人数	人	（うち、技術職員名簿掲載者数	B’	人）
C	CPD単位を取得した技術者名簿記載人数	人	（うち、技能者名簿掲載者数	C’	人）

2. 建設業に従事する経理資格保有職員数

D	公認会計士等の数	人
E	二級登録経理試験合格者等の数	人

経理資格保有職員名簿

注1 氏名	生年月日	注2 公認会計士等	注3 二級登録経理試験合格者

注1　雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもののうち、建設業に係る経理資格保有職員（役員含む）を記載してください。1欄にも該当する方は、氏名を（ ）書きにしてください。

注2　「公認会計士」、「税理士」又は「一級登録経理試験合格者（旧一級建設業経理事務士）」のいずれかに該当する場合は、〇を記入してください。

注3　「二級登録経理試験合格者（旧二級建設業経理事務士）」に該当する場合は、〇を記入してください。

3. 建設業に従事するその他職員数

F	その他職員数	人	
G	建設業に従事する職員数合計	人	
	（A＋B＋C＋D＋E＋F）－（B’+C’+経理資格保有職員名簿で（ ）書きされている職員数）		

その他職員名簿

	注4 氏名	生年月日	従事内容（複数選択可）
1			役員・庶務・経理・営業・その他
2			役員・庶務・経理・営業・その他
3			役員・庶務・経理・営業・その他
4			役員・庶務・経理・営業・その他
5			役員・庶務・経理・営業・その他
6			役員・庶務・経理・営業・その他
7			役員・庶務・経理・営業・その他
8			役員・庶務・経理・営業・その他
9			役員・庶務・経理・営業・その他
10			役員・庶務・経理・営業・その他
11			役員・庶務・経理・営業・その他
12			役員・庶務・経理・営業・その他
13			役員・庶務・経理・営業・その他
14			役員・庶務・経理・営業・その他
15			役員・庶務・経理・営業・その他

注4　1欄及び2欄の合計（重複計上しない）が50人以上の場合、記載不要です。
1欄及び2欄の合計が50人未満の場合、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者のうち、1欄、2欄に該当しない職員（役員含む）を1欄、2欄及び3欄の合計（重複計上しない）が50人になるまで記載してください。

建設業に従事するその他職員等確認票

青森県へ指名願を提出する予定のない方

許可番号

申請者

審査基準日

記載にあたっての注意事項

⇨　経営事項審査を受ける青森県知事許可業者で、今後青森県に指名願を提出する**予定のない方**は、この様式を使用し、以下の「建設業に係る経理資格保有職員数」について記載してください。

⇨　この様式で確認を受けた後、青森県に指名願を提出することとなった場合は、改めて「青森県へ指名願を提出する予定のある方」の様式で確認を受ける必要があります。

建設業に従事する経理資格保有職員数

公認会計士等の数　　人

二級登録経理試験合格者等の数　　人

経理資格保有職員名簿

注1 氏名	生年月日	注2 公認会計士等	注3 二級登録経理試験合格者

注1　雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもののうち、建設業に係る経理資格保有職員（役員含む）を記載してください。1欄にも該当する方は、氏名を(　)書きにしてください。

注2　「公認会計士」、「税理士」又は「一級登録経理試験合格者（旧一級建設業経理事務士）」のいずれかに該当する場合は、〇を記入してください。

注3　「二級登録経理試験合格者（旧二級建設業経理事務士）」に該当する場合は、〇を記入してください。

業種別技術職員コード表　１／４

	コード	資格区分		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
				建設業の種類																															
建設業法（技術検定）	001	法第７条第2号　イ　該当（指定学科卒業＋実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	002	法第７条第２号　ロ　該当（１０年の実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	003	法第15条第２号　ハ　該当（同号イと同等以上）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	004	法第15条第２号　ハ　該当（同号ロと同等以上）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	005	令第28条該当（主任技術者となる資格を有し、１級技士補である者）		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	111	１級建設機械施工管理技士		5	5			5	5										5																
	11A	１級建設機械施工管理技士（附則第４条該当）		5	5			5	5										5																
	212	２級建設機械施工技士　（第１種～第６種）		2	2			2	2										2																
	21B	２級建設機械施工技士　（第１種～第６種）（附則第４条該当）		2	2			2	2										2																
	113	１級土木施工管理技士		5	5			5	5	5					5	5		5	5	5		5									5			5
	11C	１級土木施工管理技士（附則第４条該当）		5	5			5	5	5					5	5		5	5	5		5									5			
	214	２級土木施工管理技士	種別 土木	2	2			2	2	2					2	2		2	2	2											2			2
	21D	２級土木施工管理技士	種別 土木（附則第４条該当）	2	2			2	2	2					2	2		2	2	2											2			
	215	２級土木施工管理技士	種別 鋼構造物塗装																			2													
	216	２級土木施工管理技士	種別 薬液注入					2	2																										
	21E	２級土木施工管理技士	種別 薬液注入（附則第４条該当）					2	2																										
	120	１級建築施工管理技士				5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5		5				5				5
	12A	１級建築施工管理技士（附則第４条該当）				5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5		5				5				
	221	２級建築施工管理技士	種別 建築			2																													2
	222	２級建築施工管理技士	種別 躯体				2		2	2					2	2	2	2																	2
	22B	２級建築施工管理技士	種別 躯体（附則第４条該当）				2		2	2					2	2	2	2																	
	223	２級建築施工管理技士	種別 仕上げ				2	2			2	2			2						2	2	2	2	2		2				2				
	127	１級電気工事施工管理技士											5																						
	228	２級電気工事施工管理技士											2																						
	129	１級管工事施工管理技士												5																					
	230	２級管工事施工管理技士												2																					
	131	１級電気通信施工管理技士																									5								
	232	２級電気通信施工管理技士																									2								
	133	１級造園施工管理技士																										5							
	234	２級造園施工管理技士																										2							
				土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	137	１級建築士				5	5					5		5	5	5									5										
	238	２級建築士				2	2					2		2											2										
	239	木造建築士					2																												
技術士法	141	建設 ・ 総合技術監理（建設）		5	5			5	5			5						5	5									5						5
	14A	建設 ・ 総合技術監理（建設）（附則第４条該当）		5	5			5	5			5						5	5									5						
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		5	5			5	5			5			5	5		5	5									5						5
	14B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第４条該当）		5	5			5	5			5			5	5		5	5									5						
	143	農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）		5	5			5	5																										
	14C	農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）（附則第４条該当）		5	5			5	5																										
	144	電気電子 ・ 総合技術監理（電気電子）											5														5								
	145	機械 ・ 総合技術監理（機械）																							5										
	146	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）												5											5										
	147	上下水道 ・ 総合技術監理（上下水道）												5																	5				
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）												5															5		5				
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		5	5			5	5											5															
	14D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第４条該当）		5	5			5	5											5															
	150	森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・林産」）																										5							
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		5	5			5	5																			5							
	15A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第４条該当）		5	5			5	5																			5							
	152	衛生工学 ・ 総合技術監理（衛生工学）											5																						
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）											5																			5			
	154	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）											5																			5		5	
電気工事士法	155	第１種電気工事士											2																						
	256	第２種電気工事士 【3年】											1																						
電気事業法	258	電気主任技術者　（第１種～第３種） 【5年】											1																						
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者 【5年】																										1							
	235	工事担任者 【3年】																										1							
水道法	265	給水装置工事主任技術者 【1年】												1																					
消防法	168	甲種 消防設備士																															2		
	169	乙種 消防設備士																															2		
				土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

業種別技術職員コード表　２／４

	コード	資格区分	建設業の種類																																				
			土	ﾌﾟｺ	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	171	建築大工（１級）				2																																
	271	建築大工（２級）				1																																
	164	型枠施工（１級）				2		2	2																													
	264	型枠施工（２級）				1		1	1																													
	16B	型枠施工（１級）（附則第４条該当）				2		2	2																													
	26B	型枠施工（２級）（附則第４条該当）				1		1	1																													
	172	左官（１級）					2																															
	272	左官（２級）					1																															
	157	とび・とび工（１級）						2	2																													2
	257	とび・とび工（２級）						1	1																													1
	15B	とび・とび工（１級）（附則第４条該当）						2	2																													
	25B	とび・とび工（２級）（附則第４条該当）						1	1																													
	173	コンクリート圧送施工（１級）						2	2																													
	273	コンクリート圧送施工（２級）						1	1																													
	17A	コンクリート圧送施工（１級）（附則第４条該当）						2	2																													
	27A	コンクリート圧送施工（２級）（附則第４条該当）						1	1																													
	166	ウェルポイント施工（１級）						2	2																													
	266	ウェルポイント施工（２級）						1	1																													
	16C	ウェルポイント施工（１級）（附則第４条該当）						2	2																													
	26C	ウェルポイント施工（２級）（附則第４条該当）						1	1																													
	174	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管（１級）											2																									
	274	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管（２級）											1																									
	175	給排水衛生設備配管（１級）											2																									
	275	給排水衛生設備配管（２級）											1																									
	176	配管（注１）・配管工（１級）											2																									
	276	配管（注１）・配管工（２級）											1																									
	170	建築板金「ダクト板金作業」（１級）									2		2								2																	
	270	建築板金「ダクト板金作業」（２級）									1		1								1																	
	177	タイル張り・タイル張り工（１級）												2																								
	277	タイル張り・タイル張り工（２級）												1																								
	178	築炉・築炉工・ れんが積み（１級）												2																								
	278	築炉・築炉工・ れんが積み（２級）												1																								
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（１級）								2				2																								
	279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（２級）								1				1																								
	180	石工・石材施工・石積み（１級）								2																												
	280	石工・石材施工・石積み（２級）								1																												
	181	鉄工（注2）・製罐（１級）													2	2																						
	281	鉄工（注2）・製罐（２級）													1	1																						
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（１級）（注３）															2																					
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（２級）（注３）															1																					
	183	工場板金（１級）																			2																	
	283	工場板金（２級）																			1																	
	184	板金・建築板金・板金工（１級）（注４）									2										2																	
	284	板金・建築板金・板金工（２級）（注４）									1										1																	
	185	板金・板金工・打出し板金（１級）																			2																	
	285	板金・板金工・打出し板金（２級）																			1																	
	186	かわらぶき・スレート施工（１級）									2																											
	286	かわらぶき・スレート施工（２級）									1																											
	187	ガラス施工（１級）																				2																
	287	ガラス施工（２級）																				1																
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（１級）																					2															
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工（２級）																					1															
	189	建築塗装・建築塗装工（１級）																					2															
	289	建築塗装・建築塗装工（２級）																					1															
			土	ﾌﾟｺ	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

業種別技術職員コード表　３／４

	コード	資格区分	建設業の種類
			土 PC 建 大 左 と 法 石 屋 電 管 タ 鋼 橋 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
職業能力開発促進法	190	金属塗装・金属塗装工（１級）	2
	290	金属塗装・金属塗装工（２級）	1
	191	噴霧塗装（１級）	2
	291	噴霧塗装（２級）	1
	167	路面標示施工	2
	192	畳製作 ・ 畳工（１級）	2
	292	畳製作 ・ 畳工（２級）	1
	193	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工（１級）	2
	293	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工（２級）	1
	194	熱絶縁施工（１級）	2
	294	熱絶縁施工（２級）	1
	195	建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）	2
	295	建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工（２級）	1
	196	造園　（１級）	2
	296	造園　（２級）	1
	197	防水施工（１級）	2
	297	防水施工（２級）	1
	198	さく井（１級）	2
	298	さく井（２級）	1
※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。			
認定能力評価基準	703	レベル３技能者	○について２点（各基準２業種まで選択可）
	704	レベル４技能者	○について３点（各基準２業種まで選択可）
	※ 令和２年３月３１日時点	電気工事技能者能力評価基準	○ ○
		橋梁技能者能力評価基準	○ ○
		造園技能者能力評価基準	○ ○
		コンクリート圧送技能者能力評価基準	○
		防水施工技能者能力評価基準	○
		トンネル技能者能力評価基準	○ ○
		建設塗装技能者能力評価基準	○
		左官技能者能力評価基準	○
		機械土工技能者能力評価基準	○ ○
		海上起重技能者能力評価基準	○ ○
		ＰＣ技能者能力評価基準	○ ○ ○
		鉄筋技能者能力評価基準	○
		圧接技能者能力評価基準	○
		型枠技能者能力評価基準	○ ○
		配管技能者能力評価基準	○ ○
		とび技能者能力評価基準	○ ○
		切断穿孔技能者能力評価基準	○ ○
		内装仕上技能者能力評価基準	○ ○
		サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	○ ○
		エクステリア技能者能力評価基準	○ ○ ○ ○
		建築板金技能者能力評価基準	○ ○ ○
		外壁仕上技能者能力評価基準	○ ○ ○ ○
		ダクト技能者能力評価基準	○ ○
		保温保冷技能者能力評価基準	○ ○
		グラウト技能者能力評価基準	○ ○
		冷凍空調技能者能力評価基準	○ ○
		運動施設技能者能力評価基準	○ ○ ○ ○ ○
		基礎ぐい工事技能者能力評価基準	○ ○
		タイル張り技能者能力評価基準	○ ○
		道路標識・路面標示技能者能力評価基準	○ ○ ○
		消防施設技能者能力評価基準	○ ○
		建築大工技能者能力評価基準	○ ○
		硝子工事技能者能力評価基準	○ ○
		ＡＬＣ技能者能力評価基準	○ ○
		土工技能者能力評価基準	○ ○ ○
			土 PC 建 大 左 と 法 石 屋 電 管 タ 鋼 橋 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

業種別技術職員コード表　４／４

	コード	資　格　区　分	建設業の種類																																				
			土	㎰	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	061	地すべり防止工事　【１年】						1	1																				1						
	06A	地すべり防止工事（附則第４条該当）　【１年】						1	1																				1						
	040	基礎ぐい工事						2	2																										
	062	建築設備士　【１年】										1	1																						
	063	計装　【１年】										1	1																						
	060	解体工事																																	2
	064	基幹技能者	講習修了証に記載の業種について各3点（2業種まで）																																
その他	099	建設業法施行規則第７条の３の第１号、第２号（上記コード１１～９８に該当するものを除く）及び第３号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			土	㎰	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

備考

・資格区分右端の【】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第９号（実務経験証明書）が必要となります。

（注１）　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注２）　鉄工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注３）　鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注４）　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注５）　土木：昭和４８年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

（注６）　塗装：昭和４８年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

【審査基準日が令和３年６月３０日以前の場合】

附則第４条に該当する方は、業種コード「２９（解体）」を選択できます。

→ 令和３年６月３０日まで解体の技術者とみなされていた方のうち、審査基準日時点で解体の技術者となる要件を満たしていない方。

詳細は、P23の「有資格区分コード」を後御参照ください。

様式第９号（第３条関係）

実務経験証明書

下記の者は、　　工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

証　明　者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

技術者の氏名		生年月日		使用された期間	年　月から 年　月まで
使用者の商号又は名称					
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
				年　月から	年　月まで
				年　月から	年　月まで
				年　月から	年　月まで
				年　月から	年　月まで
				年　月から	年　月まで
				年　月から	年　月まで
				年　月から	年　月まで
				年　月から	年　月まで
				年　月から	年　月まで
				年　月から	年　月まで
				合計　満　年　ヶ月	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				証明者と被証明者との関係	

記載要領

１　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成すること。
２　「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
３　「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
４　「合計　満　年　月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。
※　内容確認のため、証明者に問合せをする場合があります。

出 向 協 定 書

例示

令和　　年　　月　　日

出向元（甲）

印

出向先（乙）

印

出向社員の氏名・所属・職名・出向期間等

①氏名 （社員ｺｰﾄﾞ）	生年月日	甲における 所属・職名	出向期間	乙における勤務箇所 ・職名
			平成・令和　年　月　日 から 平成・令和　年　月　日 まで	

従事する業務の内容	乙が甲に支払う金員（①及び②）	
	①　負担金月額	②　超過勤務手当、夜勤手当
		超過勤務手当、夜勤手当として乙が甲に支給した額

②氏名 （社員ｺｰﾄﾞ）	生年月日	甲における 所属・職名	出向期間	乙における勤務箇所 ・職名
			平成・令和　年　月　日 から 平成・令和　年　月　日 まで	

従事する業務の内容	乙が甲に支払う金員（①及び②）	
	①　負担金月額	②　超過勤務手当、夜勤手当
		超過勤務手当、夜勤手当として乙が甲に支給した額

③氏名 （社員ｺｰﾄﾞ）	生年月日	甲における 所属・職名	出向期間	乙における勤務箇所 ・職名
			平成・令和　年　月　日 から 平成・令和　年　月　日 まで	

従事する業務の内容	乙が甲に支払う金員（①及び②）	
	①　負担金月額	②　超過勤務手当、夜勤手当
		超過勤務手当、夜勤手当として乙が甲に支給した額

雇　　用　　契　　約　　書

被用者	フリガナ		生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日	
	氏　　名				
	本　籍　地				
	現　住　所				

契　　約　　条　　項			
雇用期間	1．期間の定めなし 2．雇用期間 平成・令和　年　月　日から 平成・令和　年　月　日まで	賃　　金	
従事する業務の種類		基本給	月給 日給　　円
（会社住所） 就業の場所		手　当	円
就業の時間	午前　　時　　分から 午後　　時　　分まで	計	円
その他	割増賃金の率　　割　　分 賃金締め切日 日 賃金支払い日 日	休憩時間	

上記以外の労働条件は就業時間規則（又は、労働基準法）による。

令和　　年　　月　　日

雇　用　主　　㊞

被　用　者　　㊞

注　1. 雇用期間欄のうち、雇用期間に定めがないものは入社日を記入のこと。
2. 手当欄は基本給以外に、毎月支給される手当があれば、記入のこと。
3. 太枠の中は必ず記入のこと。

令和4年度　　**技術職員名簿等（経営事項審査時提出）事前確認チェックリスト　（チェック後同封してください）**

確認年月日　　許可番号　　会社名

書類提出から書類審査完了まで**およそ1ヶ月**かかるため、社会保険関係等**資料が揃っていない場合であっても不足書類以外を早めに提出してください。**不足書類が届き次第、郵送又はFAXにてお送りいただければ対応可能です。但し、後から不足書類を送る場合、最初の資料送付日、許可番号、追加書類であることを記載してください。

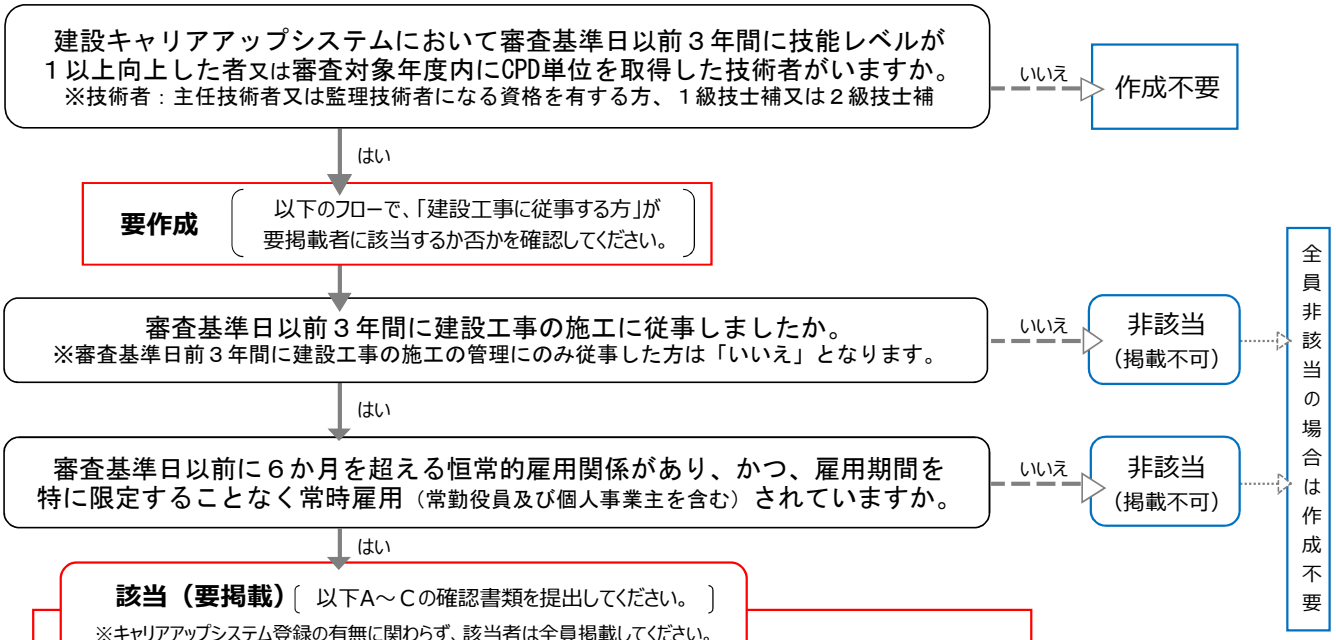
	通番	提出書類	チェック項目	チェック欄（手書き）	部数
共通	1	技術職員名簿及び その他職員名簿内容確認願	申請月日、郵便番号、住所、電話、FAX番号、許可番号、審査基準日等漏れがないか		1
			審査基準日及び経審を受けようとしている業種に誤りはないか		
	2	技術職員名簿 （審査基準日時点で雇用保険被保険者資格取得日から6ヶ月と1日を超えている者）	新規掲載者は今回初めて載せる方か（以前一度でも載った方は対象外）		2
			審査基準日時点での満年齢が記載されているか		
			若い方から年齢順に記載されているか		
			「技術職員名簿」表題下のページ数が記入されているか（1ﾍﾟｰｼﾞ目「001」、2ﾍﾟｰｼﾞ目「002」）		
			該当者は経過措置コード（アルファベットを含むコード）を記載しているか（手引きP24参照）		
	3	建設業に従事する その他職員等確認票	許可番号（00又は02-6桁）、審査基準日、従事内容に誤りや記載漏れはないか		2
			人数の記載、合計に誤りはないか		
			青森県に指名願いの予定がある場合「指名願い提出予定有り」の様式を使用し「3.建設業に従事するその他職員数」に人数等の記載及び従事内容の記載がされているか（※その他職員数が0人の場合はF欄を0で記載する）		
			青森県に指名願いを提出しない場合「指名願い提出予定無し」の様式を使用しているか		
	4	CPD単位を取得した技術者名簿	掲載者がいない場合は作成不要。提出する場合は 8 の書類を提出		2
	5	技能者名簿	掲載者がいない場合は作成不要。提出する場合は 9 の書類を提出　提出の有無に○ →	有　無	2
	6	技術職員等資格の写し （合格証明書、免状、実務経験証明書等）	・審査基準日前に交付されているか ※前年度と同一の資格で有効期間の定めがないものは提出不要		1
		監理技術者資格者証 及び講習修了証	審査基準日時点でともに有効期限内か（5年更新）		
			記載されている交付番号に間違いはないか		
	7	経理事務士等資格の写し	経営事項審査の手引き P34 参照		1
	8	CPD単位取得証明書	審査対象年度内にCPD単位を取得した場合は添付する		1
	9	※5.技能者名簿有の場合 作業員名簿	審査基準日時点で稼働している工事又は審査基準日以前3年間に完成した工事のうち最新のもの　※いずれもない場合は添付不要（改めて作成する必要はありません）		1
		能力評価（レベル判定）結果通知書	技能者名簿に技能レベル向上者がいる場合は添付する		
	10	返信用封筒	宛名を記載し120円切手を貼付したA4サイズのものか （切手料金に不足が生じる場合は「不足分受取人払」で送付させていただきます）		1
	11	委任状	代理申請する場合に添付する（行政書士が代理申請する場合は、経営事項審査申請書に添付する委任状の写しでも可）		1
個人の場合	12	所得税の確定申告書の写し （申告書B第一表、第二表）	税務署の収受印、税理士の判、電子申請のデータ詳細等はあるか		1
			専従者がいる場合、金額、従事月数等の記載がされているか		
法人の場合	13	商業登記簿謄本の写し	履歴事項全部証明書の写し（なるべく最近のもの）		1
	14	役員報酬欄写し（決算書の⑭） （役員が通番2～5 の名簿に掲載されている場合）	審査基準日までの決算書のものか		1
			常勤、非常勤の記載がされているか		
↓　以下、常勤確認書類は、通番2～5 の各名簿に掲載されている方の分を提出してください。					
共通	15	雇用保険資格喪失届の写し	書類申請時に**原本**から直接コピーをとったものか。白黒A4で端が切れないようにコピーしているか。（**縮小、拡大はしない・カラー・PDF・スキャン不可**） ※原本からお取りいただいていない場合は虚偽申請の対象となりますのでご注意ください		1
		※審査基準日以降に離職した場合は「資格喪失確認通知書」の写しを提出			
	16	社会保険標準報酬 決定通知書の写し	直近のもの。 審査基準日が4月以降又は建設技術センターへの提出が7月以降の場合は原則その年の書類（書類の提出から審査まで最大1ヵ月程度かかるため、後日最新の資料を求めることがあります）		1
		※算定基礎届提出後に雇用された者に関しては「資格取得確認通知書」の写しを提出			
		（社会保険がない場合） 住民税特別徴収額通知書の写し	直近のもの（事業主通知用）		
			社会保険が二以上事業の方はこちらの書類も添付		
		社保、住民税どちらもない場合	常勤確認資料の優先順位表参照（経審手引きP107）		

・個人番号（マイナンバー）が記載されている書類には黒塗りで提出してください。
・資料ごとにまとめ、それぞれ名簿順に並べてください。
・行政書士による代理申請をする場合は、青森県建設業ポータルサイト「行政書士による建設業許可申請等の代理申請について」をご確認ください。

名簿作成チェックフロー

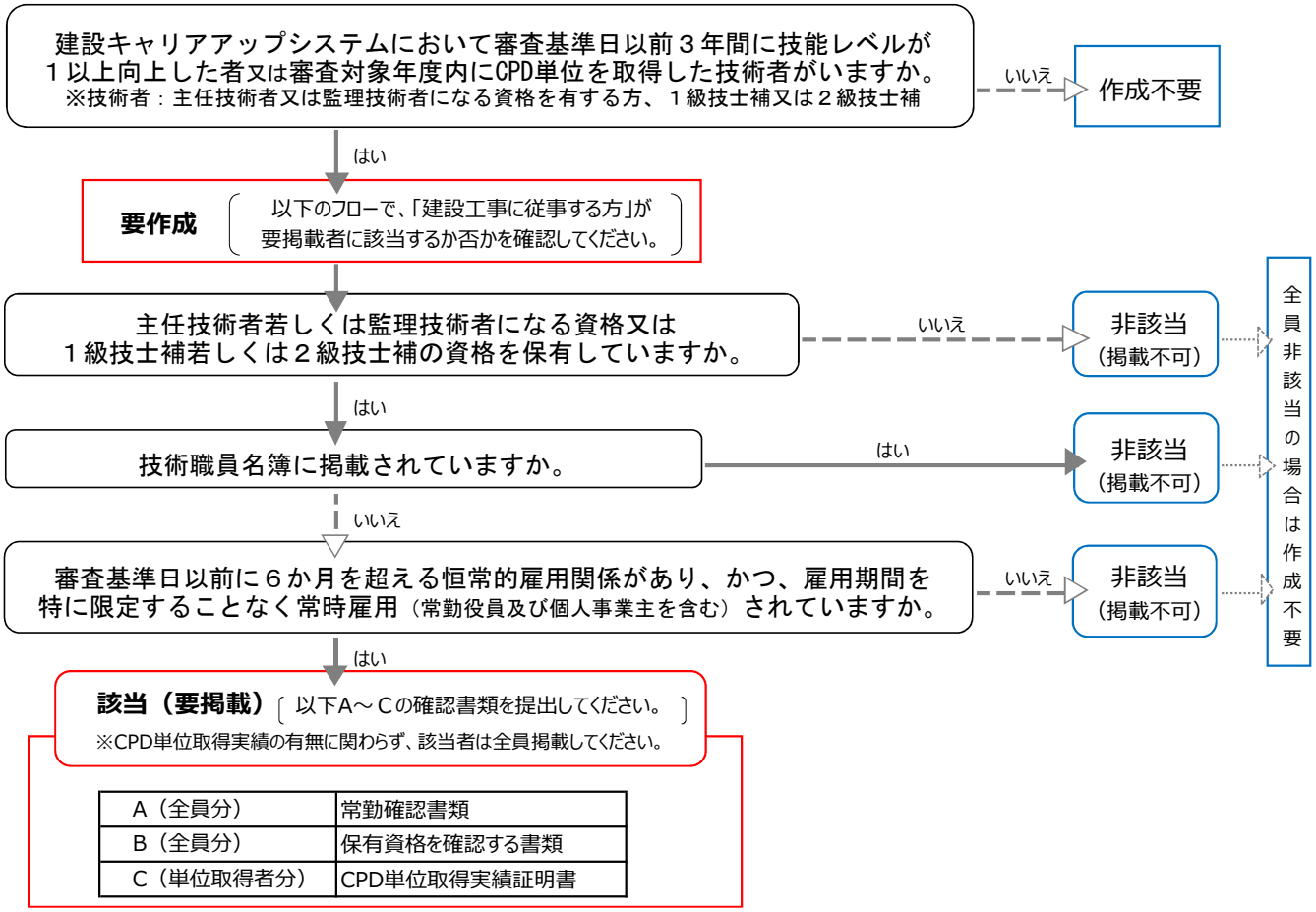
※CPD単位を取得した技術者名簿及び技能者名簿は、作成不要となった場合でも、名簿の提出が不可となるものではありません。
希望する場合は名簿の内容確認を行いますので、名簿及び確認書類を（公財）青森県建設技術センターに提出してください。

技能者名簿　以下のフローにより、技能者名簿作成の要否を確認してください。



A	作業員名簿
B（全員分）	常勤確認書類
C (レベル判定を受けた方分)	能力評価(レベル判定)結果通知書 ※前回提出時から「判定日」及び「レベル」に変更が無い者の分は提出不要

CPD単位を取得した技術者名簿　以下のフローにより、CPD単位を取得した技術者名簿作成の要否を確認してください。



A（全員分）	常勤確認書類
B（全員分）	保有資格を確認する書類
C（単位取得者分）	CPD単位取得実績証明書

【経営規模等評価申請書・総合評定値請求書　記入例】

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
総合評定値請求書

令和　◇年　○月　×日

建設業法第27条の26第２項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
建設業法第27条の29第１項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

申請時の所在地、商号名称を記載（ゴム印でも可）する。
申請者以外の者（行政書士）が申請書を作成した場合は、その者の指名を併記した上、押印し、委任状も作成する。
（行政書士法施行規則第9条第2項による職印の押印）

不要部分は取り消し線を引く。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
青森県知事　殿

〒030-8570
青森市長島一丁目１－１
申請者（株）青森建設　代表取締役　技術　太郎

行政庁側記入欄	項番		請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和　年　月　日	令和　年　月　日		

不要部分は取り消し線を引く。

右詰めで余白は0ウメする。

申請時の許可番号	02	~~大臣知事~~ コード 02	~~国土交通大臣~~ 青森県知事 許可（般特－02）第	09999	号
前回の申請時の許可番号	03	大臣知事 コード	国土交通大臣 知事 許可（般特－　）第		号

知事：02　大臣：00

申請時の許可番号	02	許可年月日	令和 03 年 07 月 10 日
前回の申請時の許可番号	03	許可年月日	令和　年　月　日

前回申請時の許可番号と異なる場合だけ記入する。

有効期間の始まりの日を記入する。現在2つ以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数ある場合は、そのうち最も古いものを記入する。

審査基準日	04	令和 03 年 12 月 31 日

申請日の直前の事業年度の終了日（いわゆる直前の決算日）を記入する。右詰めで余白は0ウメする。

申請等の区分	05	1

記入漏れに注意

処理の区分	06	00

個人は空欄にする。法人のみ記入。経営状況分析の「資本金」を記入する。

法人又は個人の別	07	1（1. 法人 2. 個人）	資本金額又は出資総額	53,220（千円）
商号又は名称のフリガナ	08	アオモリケンセツ	法人番号	12345678901234

個人は空欄にする。
法人のみ記入。

法人の種類を表す文字についてはフリガナ不要

商号又は名称	09	（株）青森建設

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ギジュツタロウ
代表者又は個人の氏名	11	技術　太郎

姓と名の間は1カラム空ける。

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	02201
主たる営業所の所在地	13	長島１－１－１

大字以下を記入する。
丁目、番及び号については－（ハイフン）を用いる。

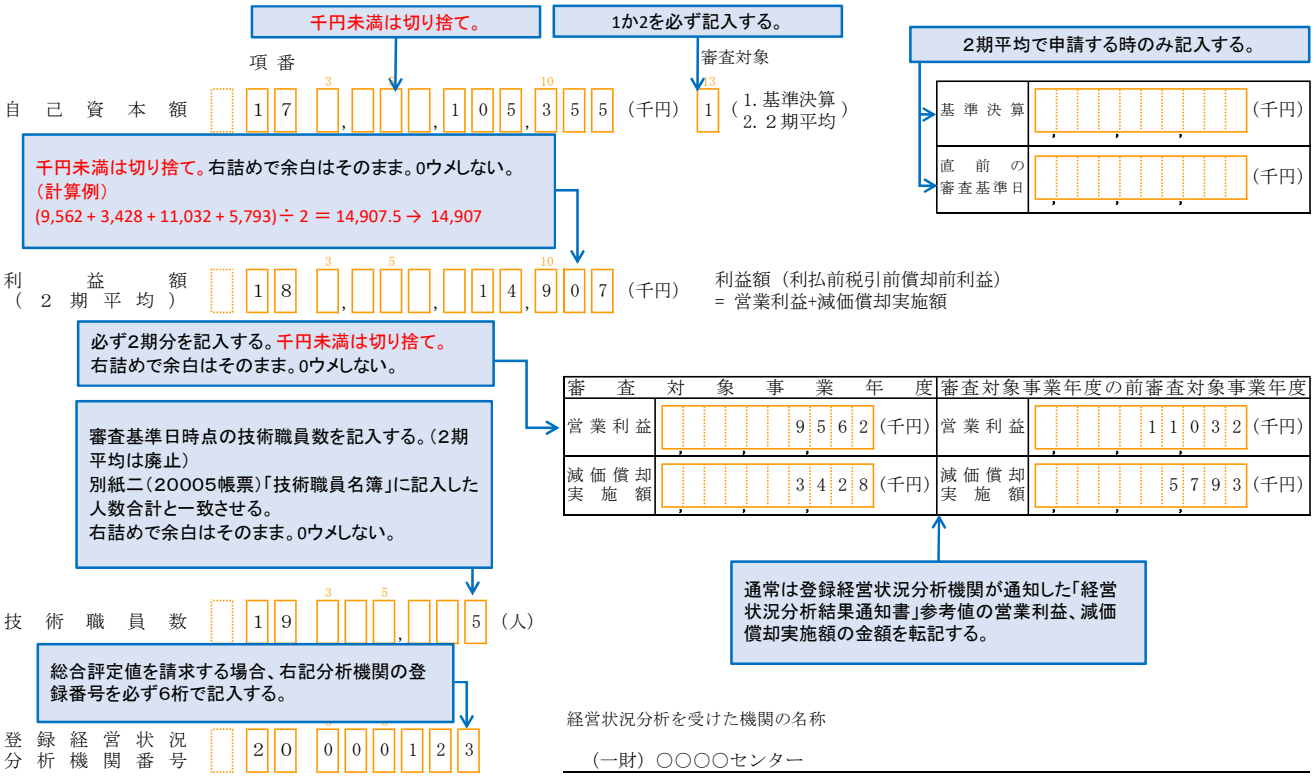
郵便番号	14	030－8570
電話番号		017-722-1111

許可を受けている建設業	15	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 2 2 2 2 1	（1. 一般 2. 特定）
経営規模等評価等対象建設業	16	9 9 9 9	

申請時点で受けている許可業種について、1（一般）か2（特定）を必ず記入する。

評価を受ける業種に「9」を記入する。

【経営規模等評価申請書・総合評定値請求書　記入例】



工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第　　号	令和　　年　　月　　日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

所属等　総務課　　氏名　経理　次郎　　電話番号　017-734-9640

ファックス番号　017-734-8178

【工事種類別完成工事高　記入例】（表及びカラム内の数字の単位はすべて千円）

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 2

工 事 種 類 別 完 成 工 事 高
工 事 種 類 別 元 請 完 成 工 事 高

平成31年1月～4月までは「31」を、
令和元年5月以降は「01」を記入する。

項番 3 1

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は
前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度
自 0 2 年 0 1 月　至 0 2 年 1 2 月

審査対象事業年度
自 0 3 年 0 1 月　至 0 3 年 1 2 月

計算基準の区分 1（1. 2年平均 2. 3年平均）

業種コードを必ず記入
項番16で申請対象業種とした
もの全てを記入

審査対象事業年度の前審査対象事業年度	年　月～　年　月
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	年　月～　年　月

3年平均の場合に記入

業種ごとの完成工事高合計額（消費税抜き金額・千円未満切り捨て）を記入。 ※免税業者は消費税込み金額

業種コード	工事の種類	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）
3 2 0 1 0	土木一式工事	8 0 7 5 4	4 9 5 2 4	1 0 0 0 0 0	7 0 0 0 0
3 2 0 1 1	プレストレストコンクリート構造物工事	0	0	0	0
3 2 0 2 0	建築一式工事	1 5 5 4 0	1 3 2 5 0	9 5 4 0	6 2 3 0
3 2 0 5 0	とび・土工・コンクリート工事	8 8 2 0	5 8 4 0	6 3 5 0	4 5 5 0
3 3	その他工事				
3 4	合　計				

完成工事高計算表／元請完成工事高計算表
（審査対象事業年度の前審査対象事業年度／審査対象事業年度の前々審査対象事業年度）

3年平均の場合、前事業年度と前々事業年度の完成工事高、元請完成工事高（千円未満切り捨て）を記入

完成工事高が0の場合でも、空欄にせずに必ず0を記入

完成工事高のうち、元請完成工事高（消費税抜き金額・千円未満切り捨て）を記入 ※免税業者は消費税込み金額

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事を申請する場合はその内訳（プレストレストコンクリート構造物、法面処理、鋼橋上部）も必ず記入

項番33その他工事と項番34合計は、最終ページのみ記入する
（次ページに続く場合は空欄のままにしておく。0を記入しない）
その他工事には、経営事項審査を受ける業種以外の業種の完成工事高を合計して記入する。
合計は損益計算書の完成工事高と一致する。

契約後ＶＥに係る完成工事高の評価の特例　（ 1. 有　(2.) 無 ）

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の利用の有無を記入

【工事種類別完成工事高　記入例】（表及びカラム内の数字の単位はすべて千円）

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 2

工 事 種 類 別 完 成 工 事 高
工 事 種 類 別 元 請 完 成 工 事 高

項 番 3 1

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は
前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度

自 年 月 至 年 月

審査対象事業年度の前審査対象事業年度	年 月～ 年 月
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月

審査対象事業年度　計算基準の区分

自 年 月 至 年 月 （1. 2年平均 2. 3年平均）

2ページ以降は記入不要

（株）青森建設　代表取締役　技術　太郎

業種コード	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）
3 2 0 5 1	7,820	5,220	0	0
工事の種類：法面処理工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
3 2 1 3 0	2,540	1,525	2,830	1,150
工事の種類：舗装　工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
3 2 2 9 0	1,000	1,000	2,550	2,550
工事の種類：解体　工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
3 2				
工事の種類：工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
3 3 その他	0	0	0	0
工事の種類：その他　工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
3 4 合　計	10,865,4	7,113,9	12,127,0	8,448,0

土木一式工事、とび･土工･コンクリート工事、鋼構造物工事を申請する場合はその内訳（プレストレストコンクリート構造物、法面処理、鋼橋上部）も必ず記入

その他工事には、経営事項審査を受ける業種以外の業種の完成工事高を合計して記入する

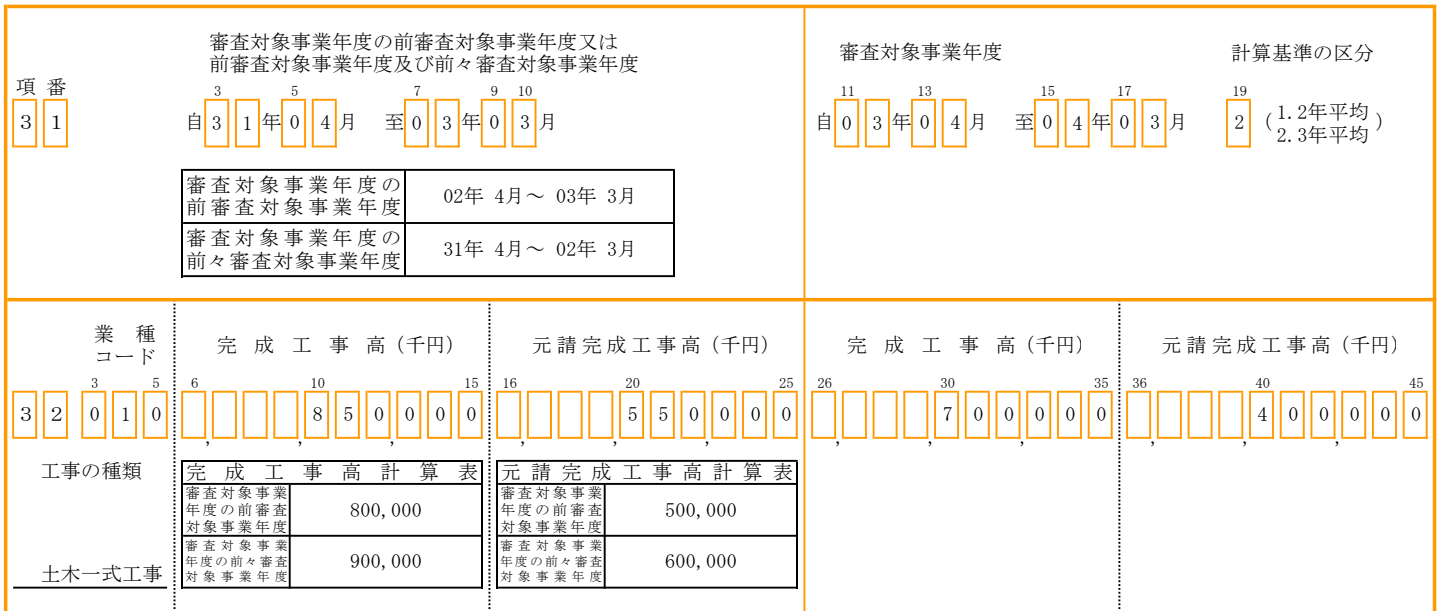
土木一式工事、とび･土工･コンクリート工事、鋼構造物工事を申請している場合の内訳（プレストレストコンクリート構造物、法面処理、鋼橋上部）の完成工事高は、合計欄に含めない（二重計上しない）
合計は損益計算書の完成工事高と一致する。

契約後ＶＥに係る完成工事高の評価の特例　（ 1. 有　(2.) 無 ）

【工事種類別完成工事高　記入例及び計算例】（表及びカラム内の数字の単位はすべて千円）

ａ）計算基準の区分について３年平均を選択した場合

決算期間	土木一式工事 完成工事高	左記の 元請完成工事高
令和３年４月～令和４年３月	700,000	400,000
令和２年４月～令和３年３月	800,000	500,000
平成３１年４月～令和２年３月	900,000	600,000

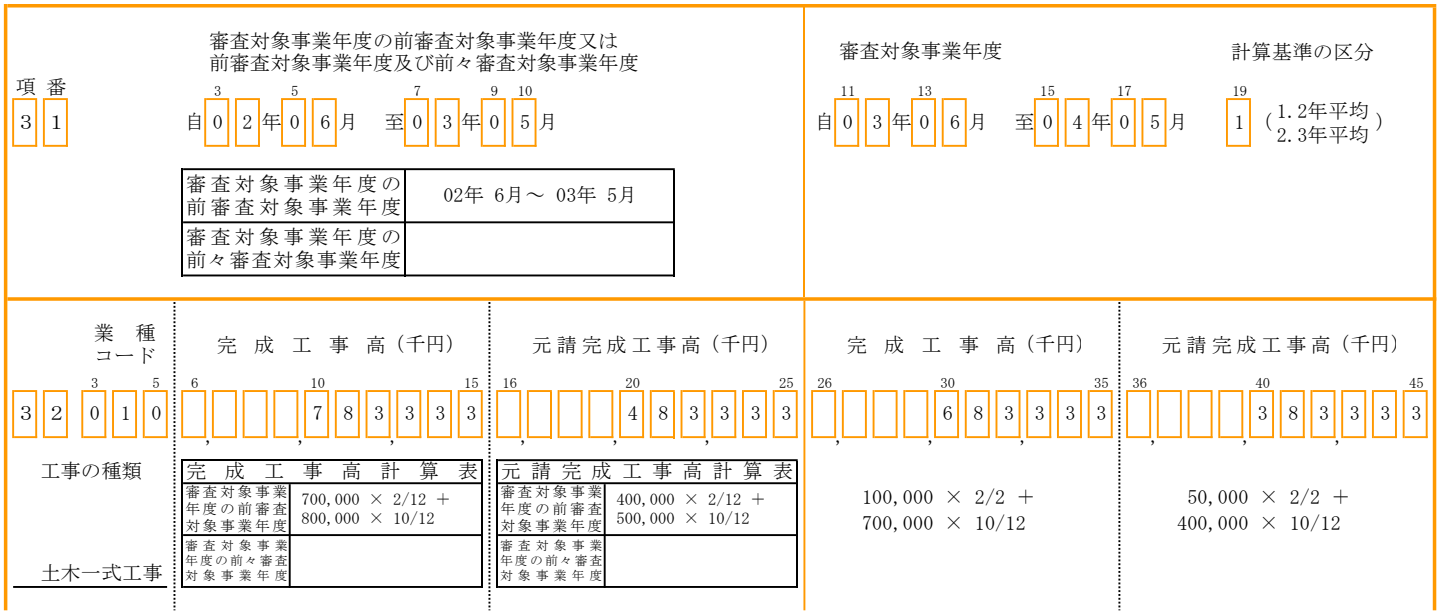


ｂ－１）決算期を変更した場合①

３月決算から５月決算に変更し、計算基準の区分について２年平均を選択した場合
（※項番０６　処理の区分の左欄に「０２」と記載します。）

決算期間	土木一式工事 完成工事高	左記の 元請完成工事高
令和４年４月～令和４年５月	100,000	50,000
令和３年４月～令和４年３月	700,000	400,000
令和２年４月～令和３年３月	800,000	500,000

これらの決算期間の決算等届出書を確認しますので、必ず持参してください。



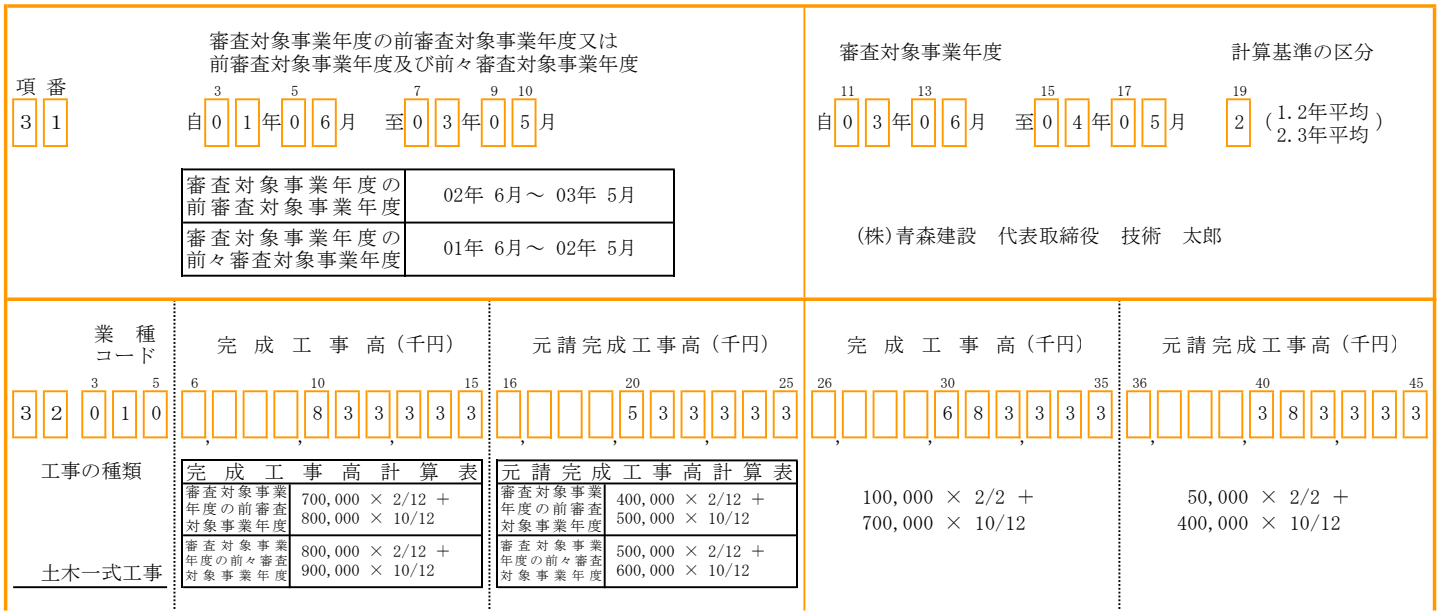
【工事種類別完成工事高　記入例及び計算例】（表及びカラム内の数字の単位はすべて千円）

ｂ－２）決算期間を変更した場合②

３月決算から５月決算に変更し、計算基準の区分について３年平均を選択した場合
（※項番０６　処理の区分の左欄に「０２」と記載します。）

決算期間	土木一式工事 完成工事高	左記の 元請完成工事高
令和４年３月～令和４年５月	100,000	50,000
令和３年４月～令和４年３月	700,000	400,000
令和２年４月～令和３年３月	800,000	500,000
平成３１年４月～令和２年３月	900,000	600,000

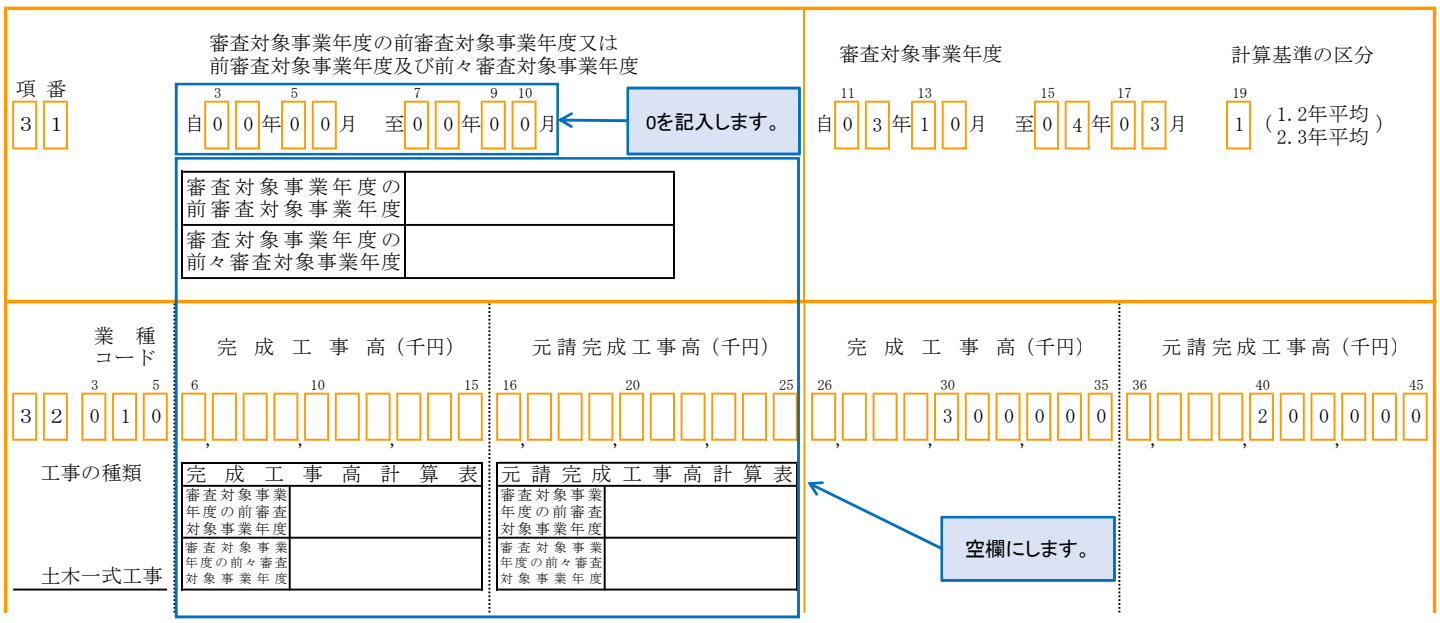
これらの決算期間の決算等届出書を確認しますので、必ず持参してください。



ｃ）新規設立会社の場合

令和３年１０月１日に会社を新たに設立した場合で、令和４年３月３１日に終了した最初の事業年度について申請する場合　（※項番０６　処理の区分の左欄に「０３」と記載します。）

決算期間	土木一式工事 完成工事高	左記の 元請完成工事高
令和３年１０月～令和４年３月	300,000	200,000



【技術職員名簿　記載例】

別紙二

審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある技術職員について記入してください。
（建設業法施行規則第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者）

（用紙Ａ４）

2	0	0	0	5

技　術　職　員　名　簿

審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、〇印を記入する。

許可番号	０２－０９９９９９
申請者	（株）青森建設

頁　　項番　3　5

数 8 1　　0 0 1 頁

若年技術職員　2名

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢		業種コード 3	有資格区分コード 5	講習受講	業種コード 10	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	技術　太郎	H4. 8. 1	29	8 2	0 1 1 1 C	1	0 2 1 2 A	1			000101234567	30
2		青森　次郎	S62. 1. 2	34	8 2	0 1 7 0 4	2	0 5 7 0 4	2				0
3		建設　三郎	S62. 1. 1	35	8 2	0 1 0 6 4	2					（基幹技能者の場合） (01)　020014	5
4	○	土木　四郎	S49. 10. 1	46	8 2	0 1 2 1 D	2	9 9 2 1 D	2				15
5		工事　五郎	S46. 11. 1	49	8 2	2 9 0 6 0	2						0
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								
					8 2								

【審査基準日時点の満年齢について】

審査基準日が令和2年12月31日の場合
・生年月日がS61.1.1の者は、民法に基づいて計算すると前日の12月31日の午後12時になった時点で35歳となるため、審査基準日時点では、若年技術職員に該当しない。→表計算ソフトの関数を使用して計算すると正しい年齢が表示されない場合があるので、注意してくださ

【業種コード欄及び有資格区分コード欄について】

・職員1人につき2業種まで記入できます。
・経審を受けようとしている業種について記入します。

【2業種限定の考え方】下記の①、②いずれの方法でも可能です。

【例】通番No.1の「技術太郎」さんが「1級土木施工管理技士」及び「1級建築施工管理技士」の資格を有している場合。

【①　一つの資格から2業種選択】
「1級土木施工管理技士」の資格を保有していると、
土・とび・石・鋼・舗・しゆ・塗・水　の8業種で評価対象となりえる。 →「土」・「舗」 を申請

業種コード欄に、左から順に「01」（土木コード）「13」（舗装コード）と記入。
有資格コード欄は両方とも「113」（1級土木施工管理技士コード）と記入。

業種コード	有資格区分コード	業種コード	有資格区分コード
01	113	13	113

【②　2つの資格から1業種ずつ選択】
「1級土木施工管理技士」の資格を保有していると、
土・とび・石・鋼・舗・しゆ・塗・水　の8業種で評価対象となりえる。
また、「1級建築施工管理技士」の資格を有していると、
建・大・左・とび・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具の16業種で評価対象となりえる。よって
「土」（1級土木施工管理技士の資格を有していること）
「建」（1級建築施工管理技士の資格を有していること）を申請。

業種コード欄に、左から順に「01」（土木コード）、「02」（建築コード）と記入。
有資格コード欄に、左から順に「113」（1級土木施工管理技士コード）、「120」（1級建築施工管理技士コード）と記入。

業種コード	有資格区分コード	業種コード	有資格区分コード
01	113	02	120

※記入例は②により記入している。

【CPD単位取得数について】

技術者が審査基準日前1年間に取得したCPD単位が対象となります。

・技術者とは、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、1級技士補又は2級技士補を指します。

・技術者1人当たり、30単位まで記載できます。

【講習受講欄について】

申請する業種について、下記①～③の要件を全て満たす場合は「1」をそれ以外の場合は「2」を必ず記入します。

①建設業法第15条第2号イに該当する者であること（1級国家資格者相当）
②監理技術者資格者証の交付を受けていること
③審査基準日が監理技術者講習（建設業法第26条の5～7の規定による）を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと

（上記③の例）監理技術者講習を受講した日が令和2年10月1日の場合、加点可能な期間は、令和2年10月1日から令和7年12月31日までです。

監理技術者講習受講日	R2.10.1	----------
受講した日の属する年の翌年から起算して5年間	R3.1.1 ～ R7.12.31	加点可能な期間

【確認書類】
「講習受講」欄に1を記載した場合は、（公財）青森県建設技術センターへ確認書類として、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了書（写し）を提出して下さい。

【基幹技能者について】

記入例 (01) 012345

(01)　－　業種コードを記入し、〇で囲む
012345　－　基幹技能者講習終了証に記載されている番号を記入

経審申請時に（公財）青森県建設技術センターの印が無い場合は受付できません。

【注意事項】
・平成27年4月1日以降の申請に際し、
①技術職員名簿の総数を恣意的に減らすことにより、加点基準を満たそうとすること
②同一人物を1年置きに記載することにより、加点基準を満たすこと
のように、W（社会性等）での加点を目論んで、技術職員を不記載とすることは虚偽申請に当たり、判明すれば監督処分の対象となる可能性があります。

審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある技術者について記入してください。

許可番号	02－099999
	青森建設

様式第4号

技術者とは、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、1級技士補又は2級技士補です。
この様式には、技術者のうち、技術職員名簿に掲載されていない者について記載します。

（用紙A4）

年　月　日

CPD単位を取得した技術者名簿
（技術職員名簿に記載のある者を除く）

年齢が若い順に整理する

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	東青　一平	H5.6.1	30
2	西北　四平	S62.5.7	30
3	上北　五平	S59.11.21	20

認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

技術者が審査基準日以前1年間にCPD認定団体から認定されたCPD単位を、CPD認定団体ごとに左表で掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記入します。

※小数点以下は、切り捨てます。
※技術者1人当たりのCPD単位取得数の上限は、30単位です。
※CPD単位取得実績がない場合は、0を記入してください。
※複数のCPD認定団体からCPD単位を認定されている場合、いずれか1つのCPD認定団体から認定された単位をもとに、CPD単位を算出してください。

技術職員名簿の「CPD単位取得数」の合計を記入します。

	80
CPD単位合計（②）	50
	130

項番61「CPD単位取得数」と一致します。

職員のうち、
若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則
と。
定され
記載

経審申請時に（公財）青森県建設技術センターの印が無い場合は受付できません。

技　術　職　員　名　簿

頁　　項番 数 81　頁

単位数の算出方法等は、「CPD単位」と同様です。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢		業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1					82								

審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある技能者について記入してください。

様式第5号

許可番号	02－099999
請者	（

技能者とは、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者です。主任技術者や監理技術者等、建設工事の施工の管理にのみ従事した者は技能者には該当しません。

審査基準日の3年前より以前に、レベル4の判定を受けた場合は、〇を記入します。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
3	建設　三郎	S62.1.1	2020/7/12	〇	
4	土木　四郎	S49.10.1	2017/1/30		〇
1	東青　一平	H5.6.1	2020/7/25	〇	
2	西北　四平	S62.5.7			
1	中南　二平	S59.11.8	2020/4/2	〇	
2	三八　三平	S50.8.20			
合計	6（人）			3（人）	1（人）

技術職員名簿掲載者

CPD単位を取得した技術者名簿掲載者

技能者、以下の順番で記載してください。

①技術職員名簿にも掲載されている者（技術職員でもある者）を生年月日順に記載
※通番は、技術職員名簿と同一番号を記載
②CPD単位を取得した技術者名簿にも掲載されている者（技術者でもある者）を生年月日順に記載
※通番は、CPD単位を取得した技術者名簿と同一番号を記載
③①及び②に該当しない者を生年月日順に記載
※通番は、1から順に記載

レベル判定の有無に関わらず、技能者に該当する方は全員記載してください。

審査基準日以前に受けた、最新の評価の評価年月日を記入してください。

審査基準日以前3年間に、レベルが1以上アップし、レベル2以上になった場合は、〇を記入します。

※評価なしの方が、レベル1の判定を受けた場合は、技能レベル向上には該当しません。
※レベル判定を受けていない方は、レベル1として審査します。

項番62「技能者数」と一致します。

項番62「技能レベル向上者数」と一致します。

項番62「控除対象者数」と一致します。

記載要領

1　この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。

2　「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。

3　「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、〇印を記載すること。

4　「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、〇印を記載すること。

5　本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に〇印が記載された者、「控除対象」の欄に〇印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

経審申請時に（公財）青森県建設技術センターの印が無い場合は受付できません。

【その他の審査項目　記入例】

別紙三

（用紙Ａ４）　2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

項番		
雇用保険加入の有無	41	1 〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
健康保険加入の有無	42	1 〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
厚生年金保険加入の有無	43	1 〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
建設業退職金共済制度加入の有無	44	1 〔1. 有、2. 無 〕
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	45	1 〔1. 有、2. 無 〕
法定外労働災害補償制度加入の有無	46	1 〔1. 有、2. 無 〕
若年技術職員の継続的な育成及び確保	47	1 〔1. 該当、2. 非該当 〕
新規若年技術職員の育成及び確保	48	1 〔1. 該当、2. 非該当 〕
CPD単位取得数	49	130（単位）
技能レベル向上者数	50	8（人）
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	51	1 〔1. えるぼし認定（1段階目）、2. えるぼし認定（2段階目）、3. プラチナえるぼし認定 〕
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況		〔1. くるみん認定、2. 非該当 〕
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	53	2 〔1. ユースエール認定、2. 非該当 〕
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	54	〔1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当 〕

技術職員数（A）	若年技術職員数（B）	若年技術職員の割合（B／A）
5（人）	2（人）	40.0（%）

新規若年技術職員数（C）	新規若年技術職員の割合（C／A）
1（人）	20.0（%）

技術者数　11 12 13 14 15　5（人）

控除対象者数　15 16 17 18 19 20　1（人）

建設国保等の各保険組合に加入の場合は「3. 適用除外」

「工事に係る第三者賠償責任補償保険」ではないので注意

若年技術職員の割合（B／A）が15%以上の場合は「1」、該当しない場合は「2」を記入する。

審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数を記入する。

審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった人数を記入する。

新規若年技術職員の割合（C／A）が1%以上の場合は「1」、該当しない場合は「2」を記入する。

「技術職員名簿」及び「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載されているCPD単位の合計を記入する。

「技能者名簿」のレベル向上欄に〇が付された者の人数を記入する。

「技術職員名簿」と「CPDを取得した技術者名簿」に記載された技術者の合計人数（技術職員名簿の通番に〇が付された者の人数を除く）を記入する。

「技能者名簿」の控除対象者欄に〇が付された者の人数を記入する。

該当なしの場合は、「0」を必ず記入する。

「技能者名簿」に記載された者の合計人数を記入する。

令和5年8月13日以前を審査基準日とする申請の場合は空欄。
令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から評価対象となります。

建設業の営業継続の状況

営業年数	55	24（年）
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	56	2 〔1. 有、2. 無 〕

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
平成 10年 6月 5日	年 か月	

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1年未満は切り捨てる。

会社設立日ではないので注意

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	57	1 〔1. 有、2. 無 〕

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	58	2 〔1. 有、2. 無 〕
指示処分の有無	59	2 〔1. 有、2. 無 〕

建設業の経理の状況

監査の受審状況	60	4 〔1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無 〕
公認会計士等の数	61	0（人）
二級登録経理試験合格者等の数	62	2（人）

「建設業に従事するその他職員等確認票」と一致する。

研究開発の状況

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
（千円）	（千円）

研究開発費（２期平均）	63	0（千円）

千円未満は切り捨てる。
0でも必ず記入する。

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	64	10（台）

加点対象の上限は15台

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション２１の認証の有無	65	1 〔1. 有、2. 無 〕
ＩＳＯ９００１の登録の有無	66	1 〔1. 有、2. 無 〕
ＩＳＯ１４００１の登録の有無	67	1 〔1. 有、2. 無 〕

認証・登録範囲に建設業が含まれていない場合及び認証・登録範囲が一部の支店等に限られている場合は「2」を記入する。

建設業に従事するその他職員等確認票

青森県へ指名願を提出する予定がある方

許可番号　02－099999
申請者　(株)青森建設
審査基準日　令和3年12月31日

記載にあたっての注意事項

⇨ 経営事項審査を受ける青森県知事許可業者及び県内大臣許可業者のうち、今後青森県に指名願を提出する予定のある方は、この様式を使用し、以下1、2及び3欄を全て記載してください。

⇨ 1欄及び2欄の合計(重複計上しない)が50人以上の場合は、3欄の「G建設業に従事する職員数合計」欄のみ記載してください。

1. 建設業に従事する技術職員数

A	技術職員名簿記載人数	5 人				
B	技能者名簿記載人数	6 人	(うち、技術職員名簿掲載者数	B'	2 人)
C	CPD単位を取得した技術者名簿記載人数	3 人	(うち、技能者名簿掲載者数	C'	2 人)

2. 建設業に従事する経理資格保有職員数

D	公認会計士等の数	0 人
E	二級登録経理試験合格者等の数	2 人

経理資格保有職員名簿

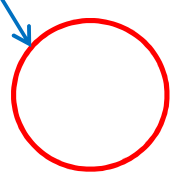
注1 氏名	生年月日	注2 公認会計士等	注3 二級登録経理試験合格者
(青森次郎)	S61.1.2		○
経理次郎	S48.1.1		○

注1　雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもののうち、建設業に係る経理資格保有職員(役員含む)を記載してください。1欄にも該当する方は、氏名を( )書きにしてください。
注2　「公認会計士」、「税理士」又は「一級登録経理試験合格者(旧一級建設業経理事務士)」のいずれかに該当する場合は、○を記入してください。
注3　「二級登録経理試験合格者(旧二級建設業経理事務士)」に該当する場合は、○を記入してください。

3. 建設業に従事するその他職員数

F	その他職員数	1 人
G	建設業に従事する職員数合計 (A+B+C+D+E+F) － (B'+C'+経理資格保有職員名簿で( )書きされている職員数)	12 人

経審申請時に(公財)青森県建設技術センターの印が無い場合は受付できません。



その他職員名簿

注4

	氏名	生年月日	従事内容(複数選択可)
1	庶務太郎	S50.1.1	役員 ・ (庶務) ・ 経理 ・ 営業 ・ その他
2			役員 ・ 庶務 ・ 経理 ・ 営業 ・ その他
3			役員 ・ 庶務 ・ 経理 ・ 営業 ・ その他
4			・ 経理 ・ 営業 ・ その他
5			・ 経理 ・ 営業 ・ その他
6			・ 経理 ・ 営業 ・ その他
7			・ 経理 ・ 営業 ・ その他
8			役員 ・ 庶務 ・ 経理 ・ 営業 ・ その他
9			役員 ・ 庶務 ・ 経理 ・ 営業 ・ その他
10			役員 ・ 庶務 ・ 経理 ・ 営業 ・ その他
11			役員 ・ 庶務 ・ 経理 ・ 営業 ・ その他
12			役員 ・ 庶務 ・ 経理 ・ 営業 ・ その他
13			役員 ・ 庶務 ・ 経理 ・ 営業 ・ その他
14			役員 ・ 庶務 ・ 経理 ・ 営業 ・ その他
15			役員 ・ 庶務 ・ 経理 ・ 営業 ・ その他

「技術職員名簿」、「CPD単位を取得した技術者名簿」及び「技能者名簿」に掲載されていない者を記載する。

注4　1欄及び2欄の合計(重複計上しない)が50人以上の場合、記載不要です。
1欄及び2欄の合計が50人未満の場合、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者のうち、1欄、2欄に該当しない職員(役員含む)を1欄、2欄及び3欄の合計(重複計上しない)が50人になるまで記載してください。

建設業に従事するその他職員等確認票

青森県へ指名願を提出する予定のない方

許可番号　　02－099999

申請者　　(株)青森建設

審査基準日　　令和3年12月31日

記載にあたっての注意事項

⇨　経営事項審査を受ける青森県知事許可業者で、今後青森県に指名願を提出する**予定のない方**は、この様式を使用し、以下の「建設業に係る経理資格保有職員数」について記載してください。

⇨　この様式で確認を受けた後、青森県に指名願を提出することとなった場合は、改めて「青森県へ指名願を提出する予定のある方」の様式で確認を受ける必要があります。

建設業に従事する経理資格保有職員数

公認会計士等の数	0	人
二級登録経理試験合格者等の数	2	人

経理資格保有職員名簿

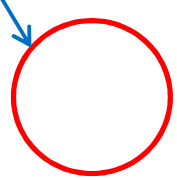
注1 氏名	生年月日	注2 公認会計士等	注3 二級登録経理試験合格者
(青森次郎)	S61.1.2		○
経理次郎	S48.1.1		○

注1　雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもののうち、建設業に係る経理資格保有職員(役員含む)を記載してください。1欄にも該当する方は、氏名を(　)書きにしてください。

注2　「公認会計士」、「税理士」又は「一級登録経理試験合格者(旧一級建設業経理事務士)」のいずれかに該当する場合は、○を記入してください。

注3　「二級登録経理試験合格者(旧二級建設業経理事務士)」に該当する場合は、○を記入してください。

経審申請時に(公財)青森県建設技術センターの印が無い場合は受付できません。



建設機械の保有状況表

審査基準日：令和 3年12月31日

通番	建設機械の種類	型式、型番 車台番号（ダンプ車）	種別又は規格	所有又はリース	取得日又はリース期間	特定自主検査実施日又は有効期間満了日（※）
1	ショベル系掘削機	ZZ-99EFG	バックホウ	所 (リ)	H30.8.1 ～ R5.7.31	R3.9.10
2	ブルドーザー	D00XX-00	3.89t	(所) リ	H25.9.20 ～	R3.9.10
3	モーターグレーダー	AA350-A	10.0t	(所) リ	H25.9.20 ～	R3.9.10
4	移動式クレーン	YY-0000	7.0t	(所) リ	H21.3.28 ～	R4.3.27
5	ダンプ車	JJJ-100	ダンプ	(所) リ	H25.9.15 ～	R4.9.14
6	ダンプ車	KKK-200	ダンプフルトレーラ	(所) リ	H25.9.15 ～	R4.9.14
7	トラクターショベル	WA××××	1.2㎥	(所) リ	H30.5.23 ～	R3.9.10
8	高所作業車	SS-0000	2m	(所) リ	R2.10.5 ～	R3.10.20
9	締固め用機械	DD-1111	タイヤローラー	(所) リ	R2.10.6 ～	R3.10.20
10	解体用機械	FF-2222	ブレーカ	(所) リ	R2.10.7 ～	R3.10.20
11					～	
12					～	
13					～	
14					～	
15					～	

①初度登録年月が審査基準日以前であること
②自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載のあること
③審査基準日が有効期間の満了する日以前であること
④自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両でないこと

（記入要領）

1 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、ダンプ車、高所作業車、締固め用機械又は解体用機械のいずれかを記入すること。

2 「種別又は規格」欄には、建設機械の種類ごとに下記について記入すること。

①「ショベル系掘削機」（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）
→ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨（例：バックホウ）

②「ブルドーザー」（自重が三トン以上のもの）→自重 （例：3.89t）

③「トラクターショベル」（バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの）→バケット容量 （例：1.2m^3）

④「モーターグレーダー」（自重が五トン以上のもの）→自重 （例：10.0t）

⑤「移動式クレーン」（つり上げ荷重が三トン以上のもの）→つり上げ荷重 （例：7.0t）

⑥「ダンプ車」（土砂等の運搬が制限されている車両でないこと）
→自動車検査証に記載されている車体の形状 （例：ダンプフルトレーラ）

⑦「高所作業車」（作業床の高さが二メートル以上のもの）→作業床の高さ （例:2m）

⑧「締固め用機械」（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー又はハンドガイドローラー）→（例:タイヤローラー）

⑨「解体用機械」（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機）→（例:ブレーカ）

3 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間（始期と終期）を記入すること。

4 所有台数が15台を超える場合は、枠の追加等を行うこと。

5 「所有又はリース」欄は、該当するほうに〇を記入すること。

※ 「特定自主検査実施日又は有効期間満了日」欄について、「移動式クレーン」と「ダンプ車」は有効期間の満了日を記入すること。

＜よくある質問（Ｑ＆Ａ）＞

【１． 共通事項について】

Ｑ１．経営事項審査の申込み方法は？

Ａ１．申請書類等の郵送により受付をしています。（→P6 参照）

Ｑ２．結果通知書が届くまでの期間は？

Ａ２．受付後、概ね３０日で通知します。（→P7 参照）

Ｑ３．決算日（審査基準日）からいつまで審査を受付していますか？

Ａ３．決算日から１年を過ぎると受付できません。（→P1 参照）
この場合、直近の決算日を審査基準日とした書類が準備でき次第申込みをしてください。

Ｑ４．審査基準日時点（例. 令和 3 年 12 月 31 日）で持っていない許可業種について、経審の申請（請求）時（例. 令和 4 年 6 月 20 日）までに取得した場合、その経審で許可を受けている業種として記入可能でしょうか？また、申請は可能でしょうか？

Ａ４．経審の申請書には、申請（請求）時点で許可を受けている全ての業種について記入する必要があります。また、その全ての業種について経審の申請をすることができます。

Ｑ５．審査基準日が令和 3 年 9 月 30 日の業者について、令和 4 年 4 月に青森県知事許可から国土交通大臣許可に変わりました（本店は青森県内）。令和 4 年 5 月以降に当審査基準日で審査を申請する場合、申請先はどこでしょうか？

Ａ５．審査基準日時点で青森県知事許可の業者であったとしても、審査申請時に国土交通大臣許可であり、本店が青森県内にあるのであれば東北地方整備局への申請になります。（申請書の項番 02 と 03 にそれぞれ国土交通大臣許可、青森県知事許可の許可番号を記入することになります。）

Ｑ６．自己資本、利益額の端数処理方法は？

Ａ６．千円未満の端数を切り捨てます。

【２． 工事種類別完成工事高について】

Ｑ７．決算期を変更したが、完成工事高はどのように記入したらよいでしょうか？

Ａ７．記入例を参考にしてください。（→P130･131 参照）
なお、完成工事高だけでなく項番 18「利益額（２期平均）」についても考え方は同じですので参考にしてください。

Ｑ８．除雪、草刈、剪定、点検等の業務委託は完成工事高に含まれますか？

Ａ８．除雪、草刈、剪定、点検等の業務委託は請負契約による建設工事に該当しないため、完成工事高には計上できません。建売住宅の販売及び自社建物の建設等についても同様に、建設工事には該当しません。兼業事業売上高へ計上します。
ただし、除染業務委託契約において、重機等を用いた表土の除去及び客土・庄密などの

建設工事の施工が含まれる場合であって、当該施工に係る業務の実質が建設工事の請負とみなしうるときは、契約金額のうち建設工事と認められる部分について完成工事高に計上することができる場合があります（内容が分かる資料が必要となります）。建設工事と認められない部分は、兼業事業売上高へ計上します。

Ｑ９．工事の種類の判別について教えてください。

Ａ９．業種例を参照してください。（→P41･42 参照）

なお、一式工事の工事経歴書に下請がある場合、内容を確認いたしますので、見積書や積算内訳書など工事の内容が分かるものを必ず提出してください。

Q10. 個人事業者から法人成りしたが、完成工事高等の実績を引き継ぐことはできますか？

A10. 条件に合致した場合、引き継ぐことができます。（→P45 参照）

Q11. 前回経審までは舗装工事を土木一式工事に積み上げていて、今年度は舗装工事を積み上げにせず土木一式工事とは別に申請したいとなった場合、前回までの舗装工事高は、土木一式工事に含まれたままとして０円になるのか、それとも前回までの土木一式工事と舗装工事の積み上げを切り離して、それぞれの金額で計上するのでしょうか。

A11. 通常どおり、土木一式工事、舗装工事それぞれの金額で計上します。

【３．技術職員名簿について】

Q12. 技術職員名簿の事前確認の方法は？

A12. （公財）青森県建設技術センターでの確認をお願いします。（→P13 参照）

Q13. 技術職員数に監査役を含めることはできますか？

A13. 常勤でも含むことはできません。（→P13 参照）

Q14. 技術職員名簿において、１人の技術者が１つの業種について２つの資格で申請することはできますか。【例：管（09）→２級管工事（230）・配管工（１級）（176）】

A14. できません。

Q15. 確定申告、所得証明、社会保険等の提出について、いつの時点の書類を（公財）青森県建設技術センターへ提出すればいいですか？

A15. 審査基準日時点の在籍証明が確認できる最新の書類を提出してください。

①「確定申告書」の場合（毎年２月～３月中に手続き~~し~~、交付）

個人事業主（12 月 31 日決算）の場合は、確定申告手続を終えてからその最新の書類を提出

②「社会保険」の場合（毎年７月～９月頃に交付）

（例）審査基準日が R4.4.30、書類申請が６月、経営事項審査が８月の場合

その年の４，５，６月の算定により決まるため、審査基準日が４月以降の場合は最新の標準報酬決定通知書を提出（標準報酬・賞与どちらでも確認可）

【４． その他の審査項目（社会性等）について】

Q16. 建退共制度において、共済契約を結んでいるが共済証紙の購入実績がない場合、経審上建退共に加入していると認められますか。

A16. 認められません。

中小企業退職金共済法上、一部の工事についてのみ共済証紙を購入する等選択的な加入は認められていないこと、また、国交省直轄工事等においては掛金収納書の提出が求められていることに照らし、新規加入等の正当な理由なく共済証紙の購入実績がない等契約の履行状況が劣っていると認められる場合には、契約締結が名目的なものに過ぎず、加入とは認められません。

Q17. 退職一時金制度導入の有無について、労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあるか又は退職手当に関する事項についての規則が定められている場合とあるが、金額的制限はありますか。

A17. 著しく低額であり名目的制度に過ぎないか、あるいは全く支払いが行われていない等と認められるものについては、制度導入とは認められません。

※著しく低額かどうかは、社会通念や、類似の業種・規模の会社の例等を勘案し、個別具体的に判断します。

Q18.「建設機械の保有状況」について、どういった書類を提出すればよいのでしょうか？

A18. 次のとおりです。

種類	共通	検査	保有状況
ショベル系掘削機 ブルドーザー トラクターショベル モーターグレーダー 締固め用機械 解体用機械 高所作業車 等	建設機械の保有状況表（P138参照）（※１）	・特定自主検査記録表（※２） →検査日が審査対象事業年度（直前の決算期）内に含まれているもの。最新のものとは限りません。	・売買契約書（※３） ・P53に示す建設機械の対象範囲（重さ、バケット容量、作業床の高さ）を満たしていることが分かる資料（カタログ等）（※４）
貨物自動車（ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ）		・自動車検査証（審査内容はP35参照）（※５）	・売買契約書（※３）
移動式クレーン		・移動式クレーン検査証 審査基準日が有効期間内に含まれること。つり上げ荷重が３トン以上であること。	・売買契約書（※３）

※１．当該様式はあくまで参考ですので、従前類似した表を作成している場合はそれを提示していただいて構いません。台数が１台であっても必ず作成し、申請書等と一緒に綴じてください。

※２．審査対象事業年度内に新車で購入し、審査基準日時点で未だ特定自主検査時期が到来していないものは、P103 に示す「特定自主検査実施時期証明書」を提出してください。

※３．売買契約書を紛失した場合は、次の①から③までのいずれかで対応してください。

①販売店からの販売証明書を発行してもらう

②固定資産台帳（型式・製造番号の記載があるもの）と写真を用意

③償却資産台帳（型式・製造番号の記載があるもの）と写真を用意

なお、売買契約書に代えて自動車検査証による確認は認めていません。

※４．特定自主検査記録表に要件を満たすことが分かる旨の記載があれば不要です。

（例）性能欄にバケット容量 1.2㎥との記載がある場合

※５．備考欄に、「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は、加点対象になりません。

Q19. 建設機械の保有状況について、リース契約を結んでいる建設機械のリースの形態が、冬期（12 月～3 月）のみで毎年リースを行うというものでした。この場合、この機械は経審上１台と認められますか。

A19. 認められません。

建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から１年７ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約を締結していることが必要です。

Q20. その他の審査項目（社会性等）における新規若年技術職員の条件は何ですか？

A20. 審査対象年内（当期事業年度開始の日の直前１年以内）に技術職員（＝技術職員名簿に掲載可能）となった者です。具体的には下記の２通りになります。

・審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象年内に新たに資格を有するに至った若年者

・審査対象年より前から資格を有しており、審査対象年内に６ヶ月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年者

Q21. 技能者の確認書類である作業員名簿は、いつ時点の工事のものを（公財）青森県建設技術センターに提出すればいいですか。

A21. 原則、①を提出してください。

審査基準日時点で稼働している工事がない等の場合は②を提出してください。

→①審査基準日時点で稼働している工事に係る作業員名簿の写し

→②審査基準日以前３年間に終了した工事に係る作業員名簿の写し

※工事完成日が審査基準日に近いもの

なお、①又は②に該当するものがない場合は、作業員名簿の提出は不要です。